

静岡福祉大学紀要

JOURNAL OF SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE

太田 洋一	活動後増強がrate of force development scaling factor (RFD-SF) に与える影響	1
與谷 謙吾	家族信託（民事信託）の活用とソーシャルワーク	7
渡邊 英勝	東アジアにおける高齢者介護の現状と課題	13
張 昌鎬	—日本・韓国の比較を通じて—	
長瀬美奈子		
康 國 鎮		
木下 寿恵	現行カリキュラムの「介護の基本」における障害者虐待に関する教育内容の欠如	23
橘田 重男	子どもの「危険察知・回避能力」に関する体験プログラムの試み	29
小澤 光美	—諸感覚を通して、その場の環境(危険)をどう知覚するか—	
渡邊 明廣	相模原障害者殺傷事件 新聞は措置入院をどう伝えたか	35
小田 知里	「保育実践入門」についての一考察	45
	—「五感で捉える」に注目して—	
山下 紗織	「行きて帰りし物語」絵本の研究（2）	51
	—「回帰型」のお話の分析—	
久島 茂	仮名の字形の変化	59
飛田 義幸	就労継続支援事業 B 型における報酬改定の影響についての一考察	65
	—経営と支援の視点から—	
増尾 慶裕	より良い学級活動を育成するための学校行事を活用した生徒指導の方法	73
	—特別活動における教育相談を通じて—	
永田 恵実子	保育者の「気になる子ども」の意識について	79
	—日々保育の中から見えてきたもの—	
八木 朋美	保育者養成における造形表現教材の一考察	
	「タングラム」と「清少納言知恵の板」	89
岩井 宏	授業法の再検討について	95
	～学生の理解を深めるために～	
上野 永子	里親支援におけるアタッチメント研究からの示唆	99

2019.2 Vol.15

ISSN 1349-7928

活動後増強が rate of force development scaling factor (RFD-SF) に与える影響

太田 洋一・與谷 謙吾*1

Effect of post activation potentiation on rate of force development scaling factor (RFD-SF)

Yoichi OHTA, Kengo YOTANI

*1 鹿屋体育大学 (National Institute of Fitness and Sports in Kanoya)

Abstract

Purpose: A linear relationship between force and rate of force development (RFD) performed to varied force levels has been observed. The slope of this relationship is called the RFD scaling factor (RFD-SF). It is considered that RFD-SF is a high potential evaluation index of rehabilitation research and human movement science. However, a physiological definition of the RFD-SF remains unclear. The present study aimed to clarify the effect of the increase in peripheral muscle function on RFD-SF using the post activation potentiation (PAP). **Methods:** Eleven men participated in this study. Before and after maximum voluntary contraction, we measured the amount of isometric plantar flexion force evoked by a single-, double-, and triple-pulse train stimulus. An inter-pulse interval of double pulse trains was performed at 1, 2, 4, and 10 ms, and a triple-pulse train was 10 ms. The slope (RFD-SF), y-intercept, and correlation coefficient were calculated using regression analysis for the force and RFD relationship for every subject. **Results:** A significant positive relationship between force and RFD was observed in all subjects. There were no significant differences between the PAP condition and non-PAP condition in the RFD-SF and correlation coefficient. A significant difference between the PAP condition and non-PAP condition was observed in the y-intercept. **Conclusion:** The present study suggests that an increase in peripheral muscle function by PAP affects the y-intercept, but not RFD-SF.

緒言

素早く力を発揮する能力は、日常生活動作やスポーツにおいて重要な身体能力の一つである。特に、スポーツ場面においては、限られた短い時間の中で素早く力を発揮することが求められる。例えば、テニスではボールとラケットが接触する前に、力発揮開始からピークまでの潜時が 100ms 以下の素早い力発揮が行われていることが報告されている (Knudson & White, 1989)。また、クリケットバッティングにおける素早い力発揮の強度は最大筋力の約 30% と報告されており (Stretch et al. 1995)、最大筋力発揮時だけで無く

最大下での素早い力発揮能力がスポーツ場面においては重要であると考えられる。

素早い力発揮能力の指標として、力の立ち上がり率 (Rate of Force Development: 以下, RFD) がある。RFD は発揮筋力を筋力発揮時間で除し、単位時間あたりの筋力値を算出したものである。RFD の値は発揮された筋力の大きさと強い正の相関関係が認められ、発揮筋力に強く依存する事が知られている (Gordon & Ghez, 1987)。先行研究では、様々な発揮筋力での素早い力発揮における発揮筋力と RFD の相関関係を一次方程式として表わし、その「傾き」を RFD-Scaling factor (RFD-SF) と呼び、素早い力発揮能力の評価に

使用している (Bellumori et al. 2011, Bellumori et al. 2013, Casartelli et al. 2014). RFD-SF (傾き) は動的トレーニングで増加することや (Van Cutsem et al. 1998), 高齢者 (Bellumori et al. 2013) やパーキンソン病患者 (Wierzbicka et al. 1991) において低値を示すことから, RFD-SF が身体運動科学やリハビリテーション分野において, 高い可能性を秘めた評価指標になると示唆されている (Bellumori et al. 2011).

素早い力発揮能力は, 筋へ指令を伝える中枢神経系の活動と筋そのものの末梢的な筋機能に影響されると考えられる. したがって, トレーニングや加齢などが素早い力発揮能力に及ぼす影響を明確にするためには, 中枢神経系の影響と末梢的な筋機能の影響を区別する必要がある. 先行研究では, RFD-SF は神経 (neural) と神経筋 (neuromuscular) の両方の要因を反映すると示唆されているが (Bellumori et al. 2011), 詳細な検討は行われておらず, RFD-SF に影響を及ぼす生理学的な要因については不明な点が多い. RFD-SF に影響を及ぼす要因を明らかにする事は, RFD-SF の有用性の向上に繋がるものと考えられる.

本研究では, RFD-SF に影響を及ぼす要因を明らかにするために, 中枢神経系の要因を排除し, 末梢的な筋機能を変化させた実験条件を考案した. すなわち, 電気刺激によって筋力を誘発することで中枢神経系の影響を排除し, 活動後増強 (Post activation Potentiation) によって末梢的な筋機能を増加させた. 活動後増強とは, 高強度の筋力発揮後に見られる, 筋出力の一時的な増強であり, 筋力発揮後の電気刺激による誘発筋力および RFD は筋力発揮前と比べて増大することが知られている (Vandervoort et al. 1983). 本研究では, これらの手法を用いて末梢的に筋機能が増加した際の RFD-SF と通常状態の RFD-SF との比較から, 末梢的な筋機能の増加が RFD-SF に与える影響を明らかにする事を目的とした.

方法

被験者

健康な成人男性 11 名 (年齢: 26 ± 3.5 歳, 身長: 172 ± 6.2 cm, 体重: 71 ± 8.2 kg) が実験に参加した. 実験を実施するにあたり, 愛知淑徳大学の究倫理委員会の承諾を得て, 被検者へ実験の趣旨と考えられる危険

性を説明した後, 同意を得て参加させた.

実験概要

右脚の等尺性足関節底屈力を筋力測定器を用いて測定した (Takei 1269F, Niigata, Japan). 測定肢位は, 長座姿勢で足関節角背屈 5° とし, 体幹, 膝部, 足部をストラップで固定した状態で実験を行った. 実験開始前に, 測定機器に慣れるため被検者は数回の足関節底屈筋力発揮を行った.

実験の流れを図 1 に示す. 足関節を筋力測定器に固定した後, 電気刺激により安静時の筋力を誘発した. その後, 6 秒間の最大随意収縮を行わせ, 収縮終了直後に収縮前と同じ条件の電気刺激を加え安静時の筋力を誘発した. 最大随意収縮の前後に単一刺激, 2 回連続刺激 (刺激間隔 10ms), 3 回連続刺激 (刺激間隔 10ms) の 3 種類の電気刺激加える条件 (条件 1) を 2 回実施した. さらに, 最大随意収縮前後に単一刺激と 3 種類の刺激間隔の 2 回連続刺激 (刺激間隔 1,2,4ms) を加える条件 (条件 2) を 1 回実施した. どの条件においても電気刺激はランダムに加えた. 各試技間の休息時間は 10 分以上とした.

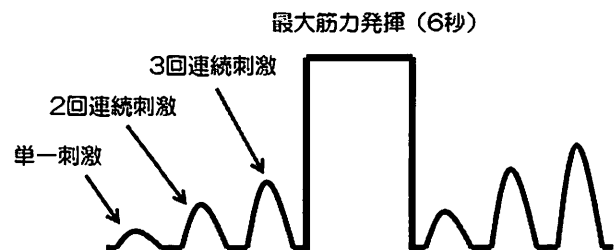


図 1 最大筋力発揮前後の電気刺激による筋力発揮測定の流れ (条件 1)

電気刺激の設定

刺激装置は生体電気刺激装置 (DS7AH, Digitimer, Welwyn Garden City, Hertfordshire, UK) を用いた. 筋力の誘発は, 刺激電極の陰極を膝窩部, 陽極を大腿前面下部に当て, 後脛骨神経を刺激した. 電気刺激は持続時間 0.2ms の矩形波を用いて行い, それ以上単収縮力が増加しなくなるまで刺激強度を強くすることで, 各被検者の最大単収縮力を確認し, その強度の 120% に設定した.

表 1. 各刺激条件における発揮筋力と RFD の平均値 (標準偏差)

	活動後増強	単一刺激	2 回連続 (1 ms)	2 回連続 (2 ms)	2 回連続 (4 ms)	2 回連続 (10 ms)	3 回連続 (10 ms)
筋力 (%MVC)	無し	11.9 (3.4)	13.8 (3.9)	18.4 (5.2)	22.3 (6.1)	21.7 (6.3)	26.9 (8.6)
	有り	17.5 (3.3)*	18.0 (4.1)*	20.1 (6.1)*	25.9 (6.4)*	26.0 (6.4)*	30.8 (9.0)*
RFD (%MVC/s)	無し	280.0 (86.6)	353.8 (128.8)	480.5 (181.7)	596.5 (197.6)	561.3 (188.7)	661.2 (216.6)
	有り	539.2 (129.4)*	555.8 (148.3)*	614.1 (194.5)*	778.5 (198.3)*	773.3 (171.8)*	853.1 (213.4)*

*活動後増強無し v.s. 活動後増強有り ($p < 0.05$)

データ収集および分析

等尺性足関節底屈筋力はサンプリング周波数 4kHz で AD 変換機 (PowerLab 16sp, ADInstrument) を用いてコンピューターに取り込み, 分析ソフト (chart V7.3.7, ADInstrument) を用いて解析を行った. 全ての条件で電気刺激によって誘発された筋力の最大値を測定した. 筋力信号を 1 回微分 (32-point window) することによって RFD の最大値を算出した.

統計処理

各計測値には, 11 名の被検者の平均値 ± 標準偏差 (SD) を示した. 最大随意収縮前のデータを活動後増強無し条件, 最大収縮後のデータを活動後増強有り条件とした. 被検者毎に電気刺激によって誘発された筋力と RFD の回帰分析を行い, その一次方程式から「傾き」と「y 切片」および Pearson の積率相関係数を算出した. 条件 1 は 2 回のデータの平均値を用いた. また, 各被検者の発揮筋力の平均値を用いて, 発揮筋力の集団平均中心化を行い, その際の「y 切片」も算出した (清水, 2014). 「傾き」, 「y 切片」および相関係数は, 活動後増強無し条件と有り条件でそれぞれ算出した. 各被検者から算出された誘発筋力, RFD, 「傾き」, 「y 切片」, 相関係数において, 活動後増強無し条件と活動後増強有り条件の比較を対応のある t 検定を用いて行った. さらに, 発揮筋力に対する刺激条件の影響を, 対応のある一元配置分散分析を用いて活動後増強の有無それぞれで検討した. いずれの検定も危険率 5%未満を持って有意とした. これらの統計解析には SPSS ソフトウェアを用いておこなった (SPSS 22.0, SPSS).

結果

表 1 に活動後増強有り無し条件での全ての電気刺激条件における, 発揮筋力と RFD の平均値と標準偏差を示した. 全ての刺激条件で, 最大収縮後 (活動後増強有り条件) に誘発された筋力および RFD は最大収縮前 (活動後増強無し条件) と比較して有意に増加した. また, 対応のある一元配置分散分析の結果, 両条件共に発揮筋力に対して刺激条件に有意な主効果が認められた (活動後増強無し: $F(5,50) = 62.7, p < 0.01$, 有り: $F(5, 50) = 49.5, p < 0.01$). RFD においても, 両条件共に刺激条件に有意な主効果が認められた (活動後増強無し: $F(5,50) = 53.5, p < 0.01$, 有り: $F(5, 50) = 45.0, p < 0.01$).

被検者毎に電気刺激によって誘発された筋力と RFD の回帰分析を行った結果, 活動後増強無し条件と有り条件それぞれで有意な正の相関関係が全ての被検者で認められた (活動後増強無し: $0.928 \leq r \leq 0.997, p < 0.05$, 有り: $0.896 \leq r \leq 0.996, p < 0.05$). 図 2 には, 1 人の被検者の典型例を示した. 図 3 には「傾き」, 「y 切片」, 相関係数および集団平均中心化した「y 切片」の平均値および標準偏差を活動後増強の有無で示した. 相関係数は活動後増強の有無で有意な違いは認められなかった ($p = 0.412$). また, 「傾き」(RFD-SF) も活動後増強の有無で有意な違いは認められなかった ($p = 0.197$). 一方, 縦軸を RFD とした「y 切片」は活動後増強有り条件で有意に高値を示した ($p < 0.01$).

考察

本研究では, 発揮筋力と RFD の相関関係の一次方程式から算出される RFD-SF に影響を及ぼす要因を明らかとするために, 電気刺激によって筋力を誘発し中枢神経系の要因を排除した条件において, 活動後増

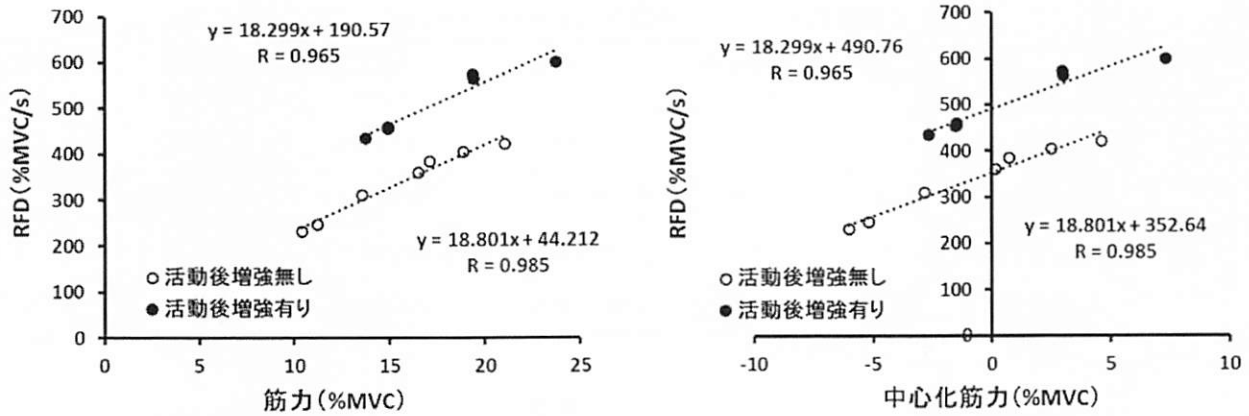


図2 被検者1名の活動後増強無し有り条件における筋力とRFDの相関関係
左図は測定された値、右図は被検者平均で中心化した筋力とRFDの相関関係

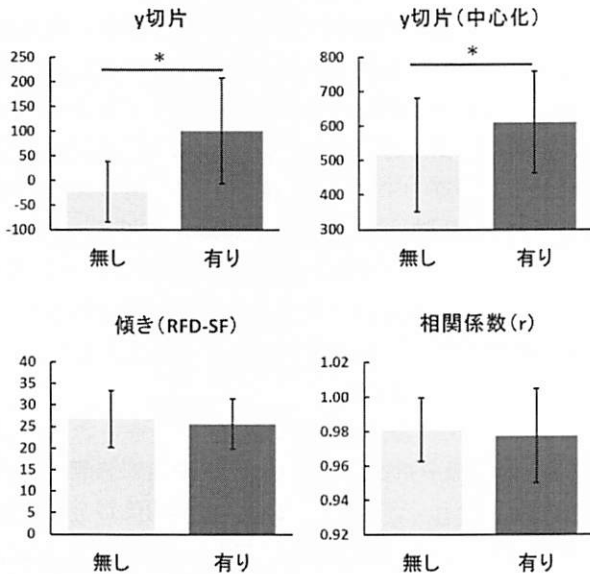


図3 回帰分析の各パラメータの活動後増強無しと有りの比較 * p < 0.05

強で末梢的な筋機能を増加させ、末梢的な筋機能の増加がRFD-SFに与える影響を検討した。さらに、相関関係の一次方程式の「傾き」であるRFD-SFだけでなく、「y切片」および相関係数についても末梢的な筋機能の増加が及ぼす影響について検討した。

RFD-SFは、様々な筋力発揮レベルにおける素早い力発揮遂行時の発揮筋力とRFDとの関係から算出される。本研究では、異なる刺激条件（電気刺激回数および連続刺激における刺激間隔）で筋力を誘発させた結果、活動後増強無し条件および活動後増強有り条件共に、誘発された筋力およびRFDに対して刺激条件で有意な主効果が認められた。これは、刺激条件によって異なる筋力およびRFDが誘発されたことを示す

ものである。

本研究では、活動後増強を用いて末梢的な筋機能を増加させた。活動後増強とは、高強度の筋力発揮後に見られる、筋出力の一時的な増強であり、筋力発揮後の電気刺激による誘発筋力およびRFDは、筋力発揮前と比べて増大することが知られている（Vandervoort et al. 1983）。この活動後増強は、収縮タンパク質のカルシウムイオン感受性の増大（Mannin & Stull, 1982, Sweeney et al, 1993）や腱や腱膜などの力伝達構造の伝達効率の変化が影響していると示唆されている（Mahlfeld et al, 2004, Ohta et al, 2012）。本研究においても、全ての刺激条件で、最大収縮後に誘発された筋力およびRFDは最大収縮前と比較して有意に増加した。最大収縮前後の電気刺激条件は同一であることから、最大収縮後の末梢的な筋機能増大が確認された。

様々な筋力発揮レベルにおける素早い力発揮遂行時の発揮筋力とRFDの間には有意な正の相関関係が認められる（Gordon & Ghez, 1987）。本研究においても、様々な刺激条件で誘発された筋力とRFDの間には活動後増強無しおよび有り条件共に全ての被検者で有意な正の相関関係が認められた。この相関関係の一次方程式の「傾き」であるRFD-SFは、動的トレーニングで増加することや（Van Cutsem et al. 1998）、高齢者（Bellumori et al. 2013）やパーキンソン病患者（Wierzbicka et al. 1991）において低値を示すことが報告されている。これは、加齢やトレーニングなどによる神経・筋機能の変化が、RFD-SFに影響を及ぼす要因であることを示唆している。一方、本研究では、活動後増強無し条件と有り条件との間で「傾き」

(RFD-SF) に有意な違いは認められなかった。トレーニングや加齢は、末梢的な筋機能の変化だけでなく筋へ指令を伝える中枢神経系の活動の変化も引き起こすと考えられる。一方、本研究では電気刺激を用いて筋力を誘発していることから、中枢神経系の影響は少ないものと考えられる。したがって、本研究の結果は、活動後増強による末梢的な筋機能の増加は、RFD-SF に影響を及ぼすものではない事を示唆すると共に、RFD-SF はトレーニングや加齢による中枢神経系機能の変化に影響される指標であることが推察される。

先行研究では、発揮筋力と RFD の相関関係の一次方程式の「傾き」だけでなく、相関係数および「y 切片」についても報告されている (Bellumori et al. 2011, Bellumori et al. 2013, Casartelli et al. 2014, Diordjevic & Uygur 2017)。相関係数は若年者よりも高齢者で低値を示すことや (Bellumori et al. 2013)、動的なトレーニング後ではトレーニング前よりも高いことが報告されている (Van Cutsem et al. 1998)。これらのことは、加齢やトレーニングなどによる神経・筋機能の適応が、発揮筋力と RFD との関係の強さに影響を及ぼすことを示唆している。一方で、本研究では、活動後増強の有無で相関係数に有意な違いは認められなかったことから、活動後増強による末梢的な筋機能の増加は、発揮筋力と RFD との関係の強さに影響を及ぼすものではないことが示唆された。

一方、「y 切片」は活動後増強有り条件で有意に高値を示した。発揮筋力と RFD との相関関係における「y 切片」についての報告はあるものの (Bellumori et al. 2011, Bellumori et al. 2013, Casartelli et al. 2014, Diordjevic & Uygur 2017)、その意味や解釈について考察したものは少ない。Bellumori (2011) らは、「y 切片」の値が小さいことは RFD-SF 測定の妥当性を担保する一つの指標であると示唆している。しかし、本研究では活動後増強によって「y 切片」が有意に増加したことから、測定の方法論的な意味だけでなく、「y 切片」は生理学的な意味を持つ指標であると考えられる。

横軸を発揮筋力とし縦軸 RFD とした場合の「y 切片」は、発揮筋力が 0kg の場合の RFD を推定した数値となる。発揮筋力が 0kg の場合の RFD は 0kg/s と考えられるが、先行研究においても「y 切片」を 0kg/s とした報告は認められていない。「y 切片」を 0kg/s に限りなく近くするためには、非常に小さな筋力から精

密に測定しなければならない。しかし、スポーツや日常生活で 0kg に近い非常に小さな筋力発揮はあまり行われないことから、そこまで精密な測定は身体運動科学分野において重要では無いと考えられる。また、筋力発揮能力の評価が目的であることから、力発揮をしていないとき (筋力 0kg) の RFD の推定値には筋機能評価としての情報の価値は小さいものと考えられる。しかし、2つの条件下における発揮筋力と RFD との相関関係の「傾き」に違いが無い場合、2条件間の「y 切片」の違いは、同じ力発揮強度における RFD の違いを示す指標になると考えられる。つまり、「傾き」に違い無く「y 切片」が大きい条件は、同じ力発揮強度でより大きな RFD を発揮していることを示すものとなる。本研究で、活動後増強の有無で「傾き」に有意な違いは認められずに活動後増強有り条件で「y 切片」が有意に高値を示したことは、活動後増強が発揮筋力の増加に伴う RFD の増加以上に RFD を増加させたことを示すものだろう。これらのことから、「y 切片」は、活動後増強による末梢的な筋機能の増加に影響される指標であると示唆される。

前述したように、発揮筋力と RFD との相関関係における「y 切片」は、発揮筋力が 0kg の場合の RFD の推定値であり、それは測定範囲外の値でその取り扱いや解釈は困難なものである。そこで、本研究では、各被検者の発揮筋力の平均値を用いて、集団平均中心化を行った。集団平均中心化とは、被検者レベルの変数 (本研究では発揮筋力) について、各被検者の平均値を引いた値に変換することである (清水, 2014)。集団平均中心化により、各被検者平均が 0 となり、各被検者の回帰式について切片を被検者平均 (0) に移動させることを意味している (清水, 2014) (図 2)。この集団平均中心化を行った結果においても、本研究では活動後増強有り条件で「y 切片」が有意に高値を示した。これは、活動後増強による末梢的な筋機能の増加が集団平均中心化した「y 切片」にも反映されることを示唆するものである。集団平均中心化によって、「y 切片」は実際に測定した筋力の範囲内の推定値となることや、「傾き」には影響を及ぼさないことから、発揮筋力と RFD との相関関係における「y 切片」の取り扱いや、生理学的な解釈が容易になると考えられる。したがって、「y 切片」を評価および解釈する場合は、集団平均中心化を実施することを提案する。

結論

活動後増強によって、「傾き」や相関係数に有意な変化は認められなかったが、「y切片」は有意に増加した。これは、「y切片」が活動後増強による末梢的な筋機能の増加を反映する指標であることを示唆するものである。

参考文献

- Bellumori M, Jaric S, & Knight CA. (2011). The rate of force development scaling factor (RFD-SF): protocol, reliability, and muscle comparisons. *Experimental Brain Research*, 212, 3, 359-369.
- Bellumori M, Jaric S, & Knight CA. (2013). Age-related decline in the rate of force development scaling factor. *Motor Control*, 17, 370-381.
- Casartelli NC, Lepers R, & Maffiuletti NA. (2014). Assessment of the rate of force development scaling factor for the hip muscles. *Muscle & Nerve*, 50, 6, 932-938.
- Djordjevic D & Uygur M. (2017). Methodological considerations in the calculation of the rate of force development scaling factor. *Physiological Measurement*, 39, 1, 015001.
- Gordon, J., & Ghez, C. (1987). Trajectory control in targeted force impulses. II. Pulse height control. *Experimental Brain Research*, 67, 241-252.
- Knudson, D.V., & White, S.C. (1989). Forces in the hand in the tennis forehand drive; application of force sensing resistors. *International Journal of Sports Biomechanics*, 5, 324-331.
- Mahlfeld K, Franke J, Awiszus F. (2004). Postcontraction changes of muscle architecture in human quadriceps muscle. *Muscle & Nerve*, 29, 597-600.
- Manning DR, Stull JT. (1982) Myosin light chain phosphorylation-dephosphorylation in mammalian skeletal muscle. *American Journal of Physiology*, 242, C234-241.
- Ohta Y, Takahashi K, Matsubayashi T. (2013). Possibility of intrinsic muscle contractile properties in force summation and post-activation potentiation as indices of maximal muscle strength and muscle fatigue. *Muscle & Nerve* 47, 6, 894-902.
- 清水 (2014) 個人と集団のマルチレベル分析. 株式会社ナカニシヤ出版.
- Stretch, R.A., Buys, F.J., & Viljoen, G. (1995). The kinetics of the drive off the front foot in cricket batting: hand grip force. *South African Journal for Research in Sport, Physical Education and Recreation*, 18(2), 83-93.
- Sweeney HL, Bowman BF, Stull JT. (1993). Myosin light chain phosphorylation in vertebrate striated muscle: regulation and function. *American Journal of Physiology*, 264, C1085-1095.
- Van Cutsem M, Duchateau J, & Hainaut K. (1998). Changes in single motor unit behaviour contribute to the increase in contraction speed after dynamic training in humans. *Journal of Physiology*, 513, 295-305.
- Vandervoort AA, McComas AJ. (1983). A comparison of the contractile properties of the human gastrocnemius and soleus muscles. *European journal of applied physiology and occupational physiology*, 51, 435-440.
- Wierzbicka MM, Wiegner AW, Logigian EL, & Young RR. (1991). Abnormal most-rapid isometric contractions in patients with Parkinson's disease. *Journal of Neurology, Neurosurgery and Psychiatry*, 54, 210-216.

家族信託（民事信託）の活用とソーシャルワーク

渡邊 英勝

Utilization of family trusts and social work

Hidemasa WATANABE

はじめに

筆者の母親は、2015年7月頃から、認知症による徘徊が始まり、認知症専門の病院にかかり服薬で対応してきた。しかし、身の回りのことが少しずつできなくなり、入浴しても、頭を洗わなかったり、前の方は洗うが、背中では洗わなかったりするので筆者が入浴介助を行っていた。デイサービス等の在宅福祉サービス利用は一切拒否をし、父が毎日のように自家用車に乗せて、外出する個別デイサービス状態であった。何らかのきっかけで、精神状態が高揚すると、薬が効かず、精神状態が悪化した時の薬も処方されていたが、服薬拒否と、飲むには飲むが効果は薄く、その間、暴力的な行為に悩まされたり、家を出て徘徊後行方不明になり警察の保護を受けたりと、その後6ヶ月ほどの間は、「介護戦争」と呼べるような状態であったことから、在宅での生活は困難と判断し、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）へ2016年1月に入居することとなった。

入居当初は、不慣れな場所の為か、暴れることもあったが現在では落ちついている。しかし、筆者の父と筆者のことは、誰なのかはっきりわからず、自分の「兄さん」だと言っている。

グループホームに生活拠点を移したために、徘徊や入浴介助、暴力的行為の被害等からは解放されたが、次に悩まされたことは、グループホームの利用料の支払いであった。グループホーム利用の一月の支払額は約15万円で、母の年金は月約2万5千円であったために、父の年金月約11万円から10万円を負担してもらい、残りの5万円は筆者と筆者の姉で分担することとした。15万円の支払いは大きな負担となっている。

さらに、2018年7月、筆者の父に癌が見つかり、数回の検査を経て治療のため、静岡県立がんセンターへ入院することとなった。

こうしたことから、今後考えられるリスクとして、父が病気により判断能力を失うか、もしくは死亡した場合、銀行預金の凍結、直ちに銀行の解約ができない、遺産相続の問題等、母のグループホームの支払いに支障が出る恐れが出てくることが考えられた。

父の場合は、判断能力は十分にあり、またおとろえてもいない。この場合、判断能力が低下するまで成年後見制度を活用できず、また、判断能力が低下してもすぐに後見等の審判は下りない。つまり、事前の対策・準備が十分に行えない。

そして、成年後見制度は、本人の利益のみを判断基準とし、本人の財産が目減りする行為については認められることはない。したがって、父の財産を母のために使用することは難しくなる。そこで、何か他の制度はないかと探してみたところ、家族信託（民事信託）というものがあることを知った。

家族信託は、父の判断能力が低下・喪失しても、資産凍結が行われず、受託者により、財産管理や処分が実行できるものである。

家族信託は、本人の財産を、信頼できる家族に対して特定の目的に沿って、受託者に財産の管理処分を託すというものである。

筆者は、日本社会福祉士会の開催する第1回成年後見人養成講座を受講し、成年後見人として2回、財産管理等委任契約として1回の実践をしたことがある。その意味で、権利擁護や財産管理には成年後見制度が有効であり、活用についてもすぐ思い浮かぶものであるが、今回自分自身のエピソードを通して、成年後見制度にもできることとできないこと、向き・不向きがあることを学んだ。権利擁護活動やソーシャルワーク実践において、成年後見一辺倒ではなく、本人や家族の状況に柔軟に応じて、相談援助や支援を行っていくことが必要であると考えた。

本論では、家族信託とは何かを明らかにし、成年後見制度と家族信託との比較により、メリット・デメリットや活用方法を整理する。これにより、社会福祉士等のソーシャルワーク実践に寄与することを目的とする。

信託法・家族信託とは

信託とは、信託法第2条によると、「信託行為により特定の者が一定の目的に従い財産の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」つまり、「自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう」制度で、信じて託すものである。

「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

「委託者」とは、信託をする者をいう。

「受託者」とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう。

「受益者」とは、受益権を有する者をいう。「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう。

「委託者」が自分の財産を信頼できる人に管理・運用を任し、「受託者」は任された財産を管理・運用する。そして、委託者が指定した「受益者」に財産から生じた利益を渡すという仕組みである。

1922(大正11)年に制定された信託法であるが、2007(平成19)年9月30日に新信託法が施行された。改正のポイントの一つ目は、これまで金融機関に限り認められていたが、一般事業会社にも信託業が解禁された。二つ目は、これまでは金銭・金銭債権・有価証券・土地などに限られていたが今回、知的財産権を含む財産権一般を信託できるようになり、信託できる財産の範囲の拡大がされた。それまでは、信託銀行などしか信託を使うことができず、主には商事信託が中心であったが、営利を目的としない信託の仕組みをつくるのが容易になった。

民事信託とは、受託者が報酬を得ないで行う非営利

信託で受託者は個人でも法人でもなれる。受託者を家族にしているものを家族信託という。信託銀行や信託会社が営利を目的として行うものではなく、一般人が利用できる仕組みである。また、高齢者や障害者のための財産管理の手法として有効なものを福祉型信託という。遺言や成年後見制度を補完あるいは併用することで、大きな効果を期待できるものである。

商事信託の一環として、銀行が行っているものを一部紹介する。静岡銀行では、「遺言代用信託」があり、本人が急に死亡した場合でも簡単に一時金を受け取ることができたり、配偶者の老後の生活資金を定期に支払うことができたりすることができる。ただし、管理報酬と運用報酬がかかり、推定相続人が受取人として指定される。

信金中央金庫(信用金庫)でも静岡銀行と同じ「しんきん相続信託」があり、一時金や定期支払等がある。

成年後見制度との比較

成年後見制度は、認知症や精神疾患等で判断能力を失うか低下した本人の財産と権利を守るために成年後見人を付け、財産管理と身上監護を行い支援する制度である。成年後見制度を介した場合は、後見人が本人の代わりに介護施設の入居手続きや、銀行での預金の、入出金などが行えるようになる。その主な役割は本人の財産を守ることにある。

最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況一平成29年1月～12月一』によると、平成29年12月末日時点における、成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で210,290人であり、対前年比約3.3%の増加となっている。また、成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約26.2%(前年は約28.1%)となっている。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約73.8%(前年は約71.9%)であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が7,967件で対前年比約1.0%の減少、司法書士が9,982件で対前年比約6.0%の増加、社会福祉士が4,412件で対前年比約10.4%の増加、市民後見人が289件で対前年比約9.5%の増加となっている。

主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

成年後見制度は第三者が受任するケースが7割を超え、増加傾向にある。そして、預貯金等の管理・解約が最も多く、身上監護を除いては、介護保険契約、不動産の処分、相続手続きが続く。

相続手続きの方法である遺言書や成年後見制度の現状を見ると、家庭裁判所は年々増加する被成年後見人の需要に追い付いておらず、画一的な対応になってしまっていたり、後見の受任者が不足しているために市民後見人を養成したりしている。

また、後見人による財産の使い込み、横領が社会問題化している。成年後見人の70%は第三者後見人としての専門職後見人で、司法書士・弁護士・社会福祉士が上位を占めている。平成25年から平成29年の5年間の成年後見人等による不正報告件数は2810件で、5年間の被害額は約171億7千万円となる。不正報告件数は平成26年までは増加傾向であったが、家庭裁判所が、成年後見監督人を選任して対応をしたり、後見制度支援信託の利用を進めたり、金融商品である後見支援預金が開発され、取り扱いが進められている。その効果のためか平成27年以降、件数・被害額は減少している。

後見制度支援信託にせよ後見支援預金にせよ、家庭裁判所の指示書がなければ、預貯金等は、誰も使用できなくなり、口座は凍結されることになる。

成年後見制度と家族信託の比較した表1「成年後見制度と家族信託の比較表」を参考に掲載しておく。

成年後見制度は、判断能力が低下・喪失した人に対して、財産を守ることや、身上監護を行うことにより本人の権利擁護に対して大きな力を発揮するが、成年後見制度でもできないことがある。一つ目として、本人の財産を守ることが目的であるために生前贈与も認められず、相続税対策はできない。

二つ目は、余裕のある預貯金を投資することもできない。将来の備えに予備資金として確保しておくことが本人の利益であるとするからである。

さらに、成年後見制度のデメリットを整理していく。

一つ目は、一旦成年後見制度を利用すると、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで原則として後見人をやめることができない。これは後見人にとってある程度の覚悟が必要となる。

二つ目は、成年後見人は70%が第三者後見人で、親族後見人の方が少ない。第三者後見人が就いた場合月額3～6万円程度報酬を支払うことになる。親族後見

の場合でも、後見監督人が就けられることになり、月額、1～2万円程度の監督人報酬が、本人が死亡するまで続くこととなる。最近の傾向として後見監督人の選任が増加している。後見の増加で家庭裁判所が対応しきれないことと、不正が横行しているためである。

成年後見制度と家族信託の違いをみていく。

一つ目は、成年後見制度は本人死亡までで終了するが、家族信託は本人死亡後数世代にわたり財産管理ができる。

二つ目は、成年後見制度は家庭裁判所による管理監督が強いことである。まず制度利用時には財産をすべて開示し、毎年収支報告が必要で、不動産処分には家庭裁判所の許可が必要となる。家族信託は管理監督機関がなく、家族の信頼があれば柔軟な管理や積極的な資産活用ができる。

三つ目は、成年後見制度は、第三者後見人や後見監督人への報酬支払いが生じ、経済的負担が大きい。家族信託の場合は、信託契約を結ぶか、公正証書による自己信託で成立するが、契約書等を作成するには高度な専門的知識が必要で、法律専門家に依頼することになり、初期費用がかかるが、その後は費用はかからない。

家族信託は様々なメリットがある。

一つ目は委託者の意思がそのまま受け継がれ、個人の意思を尊重することができる。成年後見制度の場合は多くの場合、判断能力が低下した後に利用開始となるため、本人の意思が十分に尊重されない場合がある。

二つ目は本人の判断能力や体調に左右されずに受託者が財産管理できる。

三つ目は成年後見制度ではできない、資産の組み換えや投資、相続対策の実行ができる。

四つ目は遺産をもらったものが、判断能力の不十分なものであった場合でも、遺言機能として信託契約で受益者を指定できるうえ、受託者が財産を管理することができる。成年後見制度では、判断能力の不十分なものに対して成年後見人を就ける必要が出てくる。

五つ目は2次相続以降の相続先まで指定することができ、希望する順番で何代でも資産承継者を指定でき、遺産分割の争いを予防できる。

六つ目は結果、不動産の共有回避や共有不動産のトラブルを予防できる。

家族信託にはデメリットは見当たらない。しかし、家族信託でもできないことがある。

《成年後見制度と家族信託の比較表》

	法定後見人	任意後見人	信託受託者
存続期間	後見開始の審判～本人の死亡まで	監督人選任の審判～本人または任意後見人の死亡まで	始期も終期も自由に設定可(無期限に存続させることも可能)
権限	・財産管理 ・法律行為の代理(同意・取消) ・身上監護	同左(但し、任意後見契約において代理権が認められた行為に限る)	自由に権利付与できるが、信託財産の包括的管理・処分が一般的
財産の積極的運用・処分の可否	財産を維持しながら本人のためにのみ支出することが求められる(扶養義務に基づく親族への支出は可)。積極的な投資・運用や合理的理由のない換価処分、本人財産の減少となる行為(生前贈与)等は不可。	同左	受託者の権限内であれば、その責任と判断において処分可能(受託者は、登記簿に形式的な所有者として記載され売買や賃貸借の契約当事者になる)。
不動産の処分(賃貸、売却、建替え等)の可否	居住用財産(自宅)は、家庭裁判所の許可が必要なので、入所費用の捻出などの合理的理由が必要となる。	任意後見契約において代理権が付与されているため、家庭裁判所も任意後見監督人の同意も不要。但し、合理的理由のない処分行為は、事後的(後見報告の際)に問題になり得る。	受託者の権限内であれば、その責任と判断において処分可能(受託者は、登記簿に形式的な所有者として記載され売買や賃貸借の契約当事者になる)。
悪質な訪問販売者や特殊詐欺等本人が受けた犯罪被害への対応	被後見人本人が交わした契約は法定後見人が取り消すことが可能なため(取消権の行使)、被害を回復できる	任意後見人に「取消権」はないので、契約を取り消せない。	受託者に「取消権」はないが、信託財産は、委託者本人の財産とは分離され受託者の手で管理するので、被害を最小限に防ぐことは可能。
本人死亡後遺産相続手続き	被後見人本人の死亡により後見業務が終了するので、相続人又は受遺者に相続財産を引継ぐのみで、死後事務や遺言執行・遺産整理は後見人の業務権限の範囲外となる。	同左	預貯金口座の凍結を回避でき、委託者本人が死亡しても信託が終了しない設計にすれば、名義変更等の遺産相続手続きの手間が省け、引き続き受託者の管理下でスムーズな資産承継が可能。
監督機関	家庭裁判所又は後見監督人による監督を受ける(報告義務あり)。	必ず就任する任意後見監督人により監督を受ける(報告義務あり)。	必須の監督機関はないが、信託監督人等の監督機関を任意に設定することができる。
財産管理者への報酬	法定後見人への報酬は、家庭裁判所への申立てを経て「報酬付与審判」により金額が決定(自由に設定不可)。なお、親族後見人でも報酬は貰える。	任意後見人への報酬は、任意後見契約の中で自由に設定できるが、報酬条項が無ければ無報酬となる。	受託者への報酬は、信託行為の中で自由に設定できるが、報酬条項が無ければ無報酬となる。
存続期間中のランニングコスト	職業後見人の場合、本人の保有資産や業務内容等に応じて、家裁の審判により月額2～6万円程度の報酬が発生。親族後見人に後見監督人が就く場合、月額1～2万円程度の報酬が発生。	契約書所定の任意後見人への報酬に加え、任意後見監督人報酬が月額1～2万円程度発生。	信託行為に規定した報酬以外は特段発生しない。

表1

宮田総合法律事務所『家族信託と成年後見制度の比較表2017』を基

に筆者が作成した。

一つ目は遺言でなければできないことで、例えば、遺留分減殺請求の意思表示をされないよう、遺言書に遺言をするに至った動機（例えば、寄与度、扶助・扶養の努力、生前贈与等）をできるだけ具体的に記載しておくことができる。また、遺贈につき遺留分減殺請求の順序の指定をしておくことができる。信託の場合は、信託財産から漏れる財産については信託契約とは別に遺言書を作成する必要が出てきてしまう。

二つ目は信託の受託者は、身上監護権がないために、法律上は、本人の入院手続きや施設入所手続きをすることができない。

家族信託のソーシャルワークへの応用

成年後見制度より柔軟な対応ができるケースがある家族信託ではあるが、「福祉型信託」と呼ばれるものがあるほど、ソーシャルワーク実践に応用できる場合がある。どのようなケースが想定されるかまとめていく。

ケース1「障害のある子へ財産を残したい」

知的障害のある長男に財産を残したら、成年後見人を就け、費用を払い続ける。知的障害のある長男は遺言書の作成もままならず、長男が亡くなったら相続人に財産が渡り、世話になった人に財産を分けることができない。家族信託であれば、例えば、長女を受任者とすれば、ほとんど費用がかからず、長男が亡くなった後は世話になった長女に財産を渡すことができる。

ケース2「家族のためのリフォーム」

歩行に障害があり車いす生活の母のために、自宅をバリアフリーに改修しようと考えていたが、所有者である父が認知症のために判断能力が不十分であり、成年後見人を就け改修をしようとしたが、家の持ち主である父の財産を他人である家族に使うことは難しく、かつ家庭裁判所の許可が必要となる。家族信託であれば、予め子を受任者として信託契約しておけば、子が改修を行うことができる。

ケース3「空き家になった実家の売却」

一人暮らしの母が認知症のために介護施設に入所となり、空き家となることから、家を売却しようと考えたが、家の持ち主である母の判断能力が不十分なため意思決定は無効となり、家を売ることができない。成年後見人を就けても、実家の売却は難しく、理由がな

ければ家庭裁判所は許可しない。予め母が子に家族信託を設定しておけば子が売却手続きをすることができる。現在空き家問題が散見されるが、その対策の一つにもなると考えられる。

ケース4「若い孫に財産を残したい」

亡くなった長女の子（5歳）に財産を残したいと考えた祖母が遺言により実行しようとしたが、亡くなった娘の配偶者が浪費家のために、孫のためにお金が使われるか確かでない。家族信託であれば、祖母の財産を長男に信託すれば、教育費など必要なお金は長男が支出することで、祖母の願いが叶う。

その他

その他考えられることは、高齢の夫が亡くなった後に残される認知症の妻がいる場合、他の家族への信託により妻への財産管理を行い、生活資金の支援を続けることができる。判断能力のある重度の身体障害者や浪費家などに家族信託が有効な場合もある。

考察 提言

以上のように、成年後見制度の利用が難しいケースや対応が不十分になったり、本人の意思が尊重されにくい場面などが想定される。

また、成年後見制度は財産管理だけではなく身上監護、代理行為など様々な支援が可能である。入退院や施設入所の手続き、日頃の生活の支援等の身上監護は後見人が行い、財産管理を信託で行うという役割分担も考えられる。被補助人、被保佐人が浪費してしまうことを防ぐために、一部信託をおこない財産の減少を予防することもできる。

成年後見制度の利用を通り一辺倒ではなく、家族信託の活用や併用など様々なケースを考え、さらには本人の意思の尊重をするためには何が一番良いのかを考えながら権利擁護の支援をしていく必要がある。成年後見制度ではできないニーズを持っている人には成年後見制度ではなく家族信託や遺言、生前贈与などで対応することも考えられなくてはならない。

まだ、社会福祉関係者には家族信託について十分浸透していないと考えられる。判断能力が低下・喪失した高齢者や障害者が増加していく中で、社会福祉士などのソーシャルワーカーは成年後見制度と併せて家族信託制度の理解を深め、活用できるようにし、相談者

に対して効果的な使い分け、もしくは併用して相談援助や助言ができるようにしていくことが重要であると考える。

文 献

伊室亜希子『家族信託の課題—信託設定と遺留分侵害』明治学院大学法律化学研究所年報 30 2014.7 137-141
静岡県司法書士会『静岡県司法書士会 2017 会報 vol.118 「プロが教える民事信託のツボ」』2018.3
伊庭 潔編著『信託法からみた民事信託の実務と信託契約書例』2017.11
遠藤英嗣『新しい家族信託 遺言相続、後見に代替する信託の実際の活用法と文例』2017.6
信金中央金庫『しんきん相続信託 こころのバトン』2017.6
静岡銀行『想いつなぐ信託（遺言代用信託）』2016.1
<https://www.hikari-law.com/J/column/0109.php> ひかり総合法律事務所『信託のすすめ』2017.5
minji-shintaku.net/about-minjishintaku/ 相続法務成城事務所『民事信託のススメ』2018
www.ishii-zaikan.co.jp/649332195 家族信託センターさいたま『成年後見制度と家族信託併用』2018
<https://legalservice.jp/topics/17356.html> 宮田総合法律事務所『成年後見制度の現実と家族信託との比較』2018
<https://legalservice.jp/faq/16474.html> 宮田総合法律事務所『家族信託のメリット・デメリットは何ですか?』2018
<https://legalservice.jp/shintaku.html> 宮田総合法律事務所『家族信託・民事信託』2018
<https://osd-souzoku.jp/trust> 円満相続税理士法人『認知症への備えとしての家族信託を日本一優しく解説してみました』2018
小野 傑『信託法を考える』LIBRA2008年2月号東京弁護士会 2008 2-7
富永忠祐『福祉型信託の活用』LIBRA2008年2月号東京弁護士会 2008 10-11
最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況—平成29年1月～12月—』
厚生労働省『成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（平成30年5月）』「成年後見制度の現状」2018.5

https://www.trust-labo.jp/topics/item_1173.html 個人信託・家族信託研究所『家族信託と成年後見制度の比較表』

<https://thepage.jp/detail/20170626-00000008-wordleaf> 『家庭裁判所も注目する信金の「後見支援預金」とはどんなものか?』2017

https://かんたん後見.com/koken_blog/2664 『後見制度支援信託ではなく「後見支援預金」という選択』2018

https://www.youtube.com/watch?v=_hdAPK3LRW8 「家族信託 03 障がいのある子供に財産を残したい。でも、管理はどうする?」2016

<https://www.youtube.com/watch?v=VGIHMZFP7e4> 「家族信託 04 母のためのリフォーム」2016

<https://www.youtube.com/watch?v=lyg5hr4SxUM> 「家族信託 05 空き家になった実家の売却」2016

<https://www.youtube.com/watch?v=NVCTWjRHZr0> 「家族信託 06 幼い孫に財産を遺したい」2016

東アジアにおける高齢者介護の現状と課題

－日本・韓国の比較を通じて－

張昌鎬・長瀬美奈子*・康國鎭**

Current status and issues of nursing care for the elderly in East Asia
－Through comparing Japan and Korea－

Changho JANG, Minako NAGASE, Kookjin KANG

*法政大学大学院 **協成大学 講師

本研究では、日本と韓国の両国の高齢者介護の現状の比較を通じて、その共通点と相違点から課題や対策を考察した。その結果、共通点として、両国ともに団塊の世代を経験したことなどから急激な高齢者の増加などによる介護の問題と医療費の増加などのために、介護保険を急施したことである。しかし、両国ともに、介護保険を実施しても医療費は増え続けている。相違点として、日本には団塊の世代が高齢化に含まれているが、韓国には今後含まれるため急激な増加が予測される。また、介護保険の保険者が、日本は市区町村であるが、韓国は国民健康保険公団である。そのために日本は医療モデルから生活モデルに転換したが、韓国は医療モデルにとどまっている。

以上のような課題から、日本には、在宅介護を進める方向から、現金給付の実施や施設利用料と在宅サービス利用料の自己負担率に差をつけて在宅介護を推進することを慎重に議論するように提言し、韓国には、老人療養病院と老人療養施設の役割分担を明確にする、もしくは老人療養病院の在り方を模索すること、さらにケアマネジメントを実施し医療モデルから生活モデルへの転換が急務であると提言した。

キーワード：介護保険、自己負担率、ケアマネジメント、生活モデル

I. はじめに

1. 研究の背景と目的

少子高齢化は、日本や欧米諸国だけでなく韓国や台湾といった東アジアの国でも進んでいる。さらに、始まった時期や継続した期間は少し異なるが、韓国も日本と同様に団塊の世代を経験しているため、この団塊の世代や高齢化による様々な問題に直面している点も共通している。このような問題を両国ともに抱える中で、少子高齢化、独居老人や老人世帯の増加、急激な世代間扶養の弱体化などにより、家族介護だけに高齢者介護を依存することは現実的に困難であるといえる。

このような様々な困難を解決するために、高齢者介護制度の整備を進めてきた。その中で介護保険制度やケアマネジメントの導入も試みてきた。その試みの中では共通点も多いが、それぞれの国の事情や状況によ

って異なる点も多い。これを介護保険制度とケアマネジメントの側面で見ると、日本は2000年からドイツを参考に介護保険制度を導入したが、ドイツでは実施していなかったケアマネジメントを同時に実施した。韓国は2008年から日本の経験を参考に長期療養保険（以下介護保険）を導入し実施しているが、ケアマネジメントは準備段階では検討したが実施されていなかった。また、韓国の介護保険の運営者は、日本のように自治体ではなく、国民健康保険公団で一本化されている。

以上のような状況を踏まえて、本研究では、日本の介護保険制度と韓国の介護保険制度の①登場背景②実施前後の事情③実施から現在に至るまでの共通点と相違点を時系列に比較する。また、その比較から見えてきた両国の課題や対策を様々なデータを分析しながら提言する。

2. 先行研究の検討

日・韓介護保険制度に関する比較研究は、韓国の長期療養保険が成立する以前から現在に至るまで続けられている。さらに、その比較研究は日本だけではなく韓国も大きな関心を示している。車興奉(2006)は、韓国に長期療養保険を導入するために、日本をはじめとする世界各国の高齢者介護保障制度を比較しながら、日本の制度から学べる点に関して議論している。これは、韓国に介護保険を導入するための研究である。これに対して、増田雅暢(2009)は、韓国と日本では、政治体制や社会保障の歴史は異なるけれども、社会保障を支える文化や国民性という面では、西欧諸国のそれよりもだいぶ近いとし、文化や国民性の面も含めた研究をしている。

また、ソンオドク(2013)は、日本は介護保険導入以来、人口の高齢化に伴う利用者の急激な増加及び財政支出の急増に伴う保険料増の問題点を提示しながら、韓国もこのような状況に置かれることに対する備えの必要性を提示し、財源や保険料に重点を置いた研究をしている。同様に、本澤巳代子(2013)も、日独韓の介護保険制度を比較しながら、コスト削減と介護サービスの質の確保という二律背反的な課題に取り組まねばならない共通点があると指摘している。また、チョン・ヨンジン(2016)も、韓国の長期療養保険制度を日本の介護保険制度と比較しながら、財源調達方式の問題に対する解決策と療養関連の情報不足問題を提示している。

以上のような日韓の介護保険に関する比較研究を含めながら、本研究は、ある時点における比較ではなく時系列を軸にした研究であり、ケアマネジメントも視野に入れながら検討したことに意義がある。

3. 研究方法と倫理上への配慮

本研究は、主に公表された資料またはヒアリングで得られた情報をもとに様々な文献を分析しながら進めた。ヒアリングから得られた情報には個人に関する情報は含まれていない。その点で、倫理面での問題は発生しなかった。

II. 日本と韓国の介護保険制度

1. 日本と韓国の介護保険制度の実施状況

両国の介護保険制度の実施状況をまとめたものがく

表1>である。〈表1〉で見ると、日本は2000年から介護保険の実施と同時にケアマネジメントを導入した。そのため、日本ではケアマネジメントを介護保険の一部として捉えてしまう場合もある。しかし、介護保険とケアマネジメントは基本原理が全く異なる。介護保険は社会連帯で国民のケア問題を解決することを目的にしているが、ケアマネジメントは様々なニーズ(生活課題)の充足のために援助が必要な人々の自立を支援し、地域生活を可能にすることである(張昌鎬、2017)。すなわち、ケアマネジメントは、ケア担当者が利用者側の立場に立って、利用者本人や家族のニーズを的確に把握し、その結果を踏まえ「ケアチーム」を構成する。そのケアチームがケアの基本方針である「ケアプラン」を策定し、実行していくシステムである(高齢者介護・自立支援システム研究会、1995)。

また、2017年の高齢化率を見ると、日本(27.3%)に対し韓国(14.0%)は、日本の半分程度であるため、今後に備える時間がまだ十分あるように思われるが、高齢化が進むスピードを見るとそうとも言えないのである。

これを〈表1〉の団塊の世代と合計出生率に関連させてみると、両国共に団塊の世代¹⁾を経験しているが、日本の高齢化率には団塊の世代が含まれているのに対し、韓国は今後の高齢化率に含まれてくる。また、合計出生率も日本の1.44に対して韓国は1.05(2017年)で世界1位になっており、今後、高齢化が急速に進むと予測される。さらに、韓国は2000年に高齢化社会に突入してからわずか17年後である2018年に高齢社会となった。2025年には団塊世代が後期高齢者である75歳以上となり、高齢化率も21%を超える超高齢社会となることが予想される。この高齢化率はさらに進み2050年には、日本(38.8%)、韓国(38.2%)とほぼ同じ水準に達する見通しである。

また、東アジアの社会保障を議論するときに、儒教社会、家族による老親扶養という面に着目して「アジア型福祉国家」を特徴づけることが多い(小島克久、2013a)。

しかし、日本においては、年金が成熟した現在、老

1) 韓国では、1955年から1963年に生まれた集団をいう。朝鮮戦争が終わって散らばった家族が再び出会い、人口が爆発的に増えた。総人口が2100万人の状況で、800万人の新生児が生まれた。そこで、政府は1963年から産児制限の政策を実施した。

親扶養のうち経済的扶養は担わなくなっている(岸田宏司、1995)。また、核家族化、共働き、低出産、介護の社会化などにより、2000年から介護保険制度が導入された。

一方、韓国でも家族が責任を持って老親を扶養することが伝統文化であり、そのような思想は人々の中に根差していた。しかし、社会経済的発展と共に1960年代からスタートした二人っ子政策の結果、核家族化が進んだことで家族の規模が縮小し、伝統的な家族扶養機能も弱まっただけでなく、高齢者と家族を取り巻く社会環境が急速に変化していく中で、要介護高齢者の介護放置や介護による家族の解体など、様々な問題が浮き彫りになった。このように、高齢者の介護問題が深刻な社会問題となって、2008年から介護保険が導入された。

〈表1〉日本・韓国の介護保険制度の実施状況

	日本	韓国
介護保険制度	実施	実施
ケアマネジメント	実施	未実施
実施年度	2000年	2008年
実施時の高齢化率	17.3%	9.3%
団塊の世代年度	1947～1949	1955～1963
合計出生率	1.44(2016)	1.05(2017)
高齢化率	27.3%(2017)	14.0%(2017)

出典：筆者作成

2. 日本と韓国の介護保険制度の比較

(1) 介護保険制度導入以前の日本と韓国の介護状況

1) 日本の介護保険制度導入の背景

介護保険制度導入以前の日本の高齢者における医療・福祉の状況を見ると、1970年代は要介護高齢者の長期入院、いわゆる「社会的入院」が進んでいた。「社会的入院」という現象の背景には、要介護高齢者の増加に対し、在宅で介護することが困難であるという社会的な要因があった。この社会的な要因は、家族の介護力の問題、住宅事情、経済的事情、要介護高齢者本人の個人的問題などが含まれており(Joan Orme, Bryan Glastonbury 編著、1995)、さらに、これらの問題が複合的に絡み合っただけでなく、出現したものである。

1973年から1983年までは老人医療費無料化が実施されたことによって、要介護高齢者の長期入院がさら

に進んでいった。また、在宅福祉サービスの数も徐々に増えてきたにもかかわらず、機能が十分に果たされていなかった。理由として、従来別々に活動していた医療や福祉の機関が連携をとることは容易ではなく、縦割り行政の弊害や医療機関等でみられた利己主義や孤立主義的体質が連携を阻む要因としてあげられ、良好な連携を築くことはできなかったからである。

さらに、介護保険法制定前の高齢者介護は、老人福祉法と老人保健法の異なる二つの体系の下で行われていたため利用手続きや費用負担において不均衡があり、①老人福祉については、行政がサービスの種類や提供機関を決めるために利用者がサービスを選択することができない、②保健医療サービスについては、一般病院への長期入院など医療資源の非効率な利用を招いている、などの問題があった。

以上のことを含めて、日本の介護保険導入背景をまとめると〈表2〉のように、①人口の高齢化 ②介護問題の社会問題化 ③介護問題の老人福祉制度による対応の限界 ④老人医療費の増加 ⑤利用者本位・自立支援制度の構築 ⑥経済的背景(介護サービス拡大のため新しい財源確保が必要)などがあげられる。

2) 韓国の介護保険制度導入の背景

急速な高齢化と少子化の影響、2000年の日本の介護保険制度の施行の影響などにより、韓国では、家族を中心とする高齢者介護の方式では、家族が崩壊するという危機意識などが専門家や政府、政策決定者をめぐって急速に浮上した(金差任、2013)。韓国における介護保険創設の背景には、要介護高齢者の増加に伴う老人医療費の増加と医療保険財政の圧迫があり、高齢者介護財政を医療保険財政から分離・運営するという発想があった。また、介護施設が不足しているため、多くの高齢者が病院に入院する社会的入院があり、少なくとも2001年の救急病院の入院患者の14%が救急病院には不適切患者であり、退院もしくは介護施設に移すことができれば高齢者の医療費抑制につながるという考えもあった(岩淵豊 2013)。

以上のことを含めて、韓国の介護保険導入の背景をまとめてみると〈表2〉のように ①人口の高齢化 ②家族扶養機能の弱体化(女性の社会進出増加、扶養意識の弱体化)による介護問題の社会問題化 ③老人医療費の増加 ④経済的背景(社会保障支出の増加予想) ⑤雇用創出効果期待⑥日本の介護保険の実施などがあげ

られる。

〈表2〉日本・韓国の介護保険制度導入背景の比較

	日本	韓国
導入背景	①人口の高齢化 ②介護問題の社会問題化③介護問題の老人福祉制度による対応の限界 ④老人医療費の増加 ⑤利用者本位・自立支援制度の構築 ⑥経済的背景(介護サービス拡大のため新しい財源確保が必要)	①人口の高齢化 ②家族扶養の機能の弱体化(女性の社会進出増加、扶養意識の弱体化) ③老人医療費の増加 ④経済的背景(社会保障支出の増加予想) ⑤雇用創出効果期待

(2) 日本と韓国の介護保険制度政策形成過程の特徴

1) 日本の介護保険制度政策形成過程の特徴

日本の介護保険制度政策形成過程の特徴は、〈表3〉のように厚生省内で検討作業を開始した点である。厚生省は、家族と公的扶助による介護を社会保険方式による生活支援の介護に転換することを目指して、私的な懇談会や研究会を組織しながら広報活動に努めてきた。だが、社会保障制度審議会も提唱しており、必ずしも厚生省独自の政策とは言えない。しかしながら、医療と福祉を生活支援に再定義する上では、厚生省は介護としての医療の範囲を限定し、介護の医療化に歯止めをかけようとした。これにより老人医療費を抑制し、医療保険の財政安定化を図ろうとしたのである。

しかし、医師会の抵抗に直面し、厚生省は介護保険の目的として医療を明記するという修正を余儀なくされ、また市町村の懸念を解消するために、財政調整や事務に関する国・都道府県の役割を強化せざるを得なかった。ただし、家族介護への現金給付は行わない(現物給付を基本とする)方針は貫かれていた(日本医師会総合政策機構、1997)。

2) 韓国の介護保険制度政策形成過程の特徴

韓国の介護保険制度政策形成過程の特徴は、〈表3〉のように盧武鉉大統領のリーダーシップのもとに、政府の保健福祉部主導型で進められた。すなわち、政府が大統領に老人保健福祉中長期発展計画推進状況を報告する中で、長期療養保護政策の必要性が含まれた。これを受けて、保健福祉部(日本の厚生労働省に該当)によって「長期療養保護政策企画団」が発足され政府次元の検討が行われた(老人福祉課、1999)。このよう

に、保健福祉部主導型で進められ、2001年に大統領が長期療養保険制度を公開提示、2003年に参与政府が2007年からの長期療養保険制度の実施方針を選挙公約として発表、2007年長期療養保険法が公布され2008年から実施された。

したがって、準備する時間が十分になく、また、サービスが確保されないまま実施されるようになった。そのため、保険はあるがサービスがない離島や僻地などでは、日本と異なって現金給付を認めるようになった。

(3) 日本と韓国の介護保険制度導入や特徴の比較

このような介護保険導入背景から見て、介護保険制度は医療保険にどのような影響を及ぼしたのかを比較してみると次のようになる。

①介護保険の保険給付範囲との関係である。日本では、医療保険の一部自己負担と老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム等のサービスの一部負担の相違を解消するため、介護保険の一部負担を医療保険の高齢者の一部負担と同じく10%で統一した。また、療養病床に入院する高齢者については入院時の生活療養費負担を導入し、介護施設との居住費の負担均衡を図った。

一方、韓国においても、介護保険の創設に伴い施設給付の一部負担金が20%になったのは、医療保険の一部負担割合と整合性を取るものであった。他国を参考にしたわけではないとしているが、結果として日本と同じような形になっている。また、施設入所の食費と宿泊費は給付対象外で自己負担である。当初は給付の種類にかかわらず20%で検討していたが、在宅給付の利用を増やす観点から施設入所の自己負担は20%、在宅給付の自己負担は15%にしている。

②日本においては、介護保険制度創設時に医療法に基づく病院の病床の一部を介護保険法に基づく介護型医療施設(介護療養病床)とし、介護療養病床の入院患者の費用を医療保険の対象から介護保険に移した。この影響もあり1999年度には対前年度3.8%増であった国民医療費は2000年度には1.8%減となった。

一方、韓国の老人長期療養保険制度においては、旧老人福祉法に基づく無料老人療養施設、軽費老人療養施設、有料老人療養施設、無料老人専門療養施設、軽費老人専門療養施設および有料老人専門療養施設を新たに「老人療養福祉施設」に統合し施設給付の対象とした。しかしながら、医療法に基づく老人専門病院は

対象から除外したため、医療保険から老人長期療養保険の給付対象への移行はしなかった。

〈表3〉日本・韓国介護保険制度政策形成過程の特徴の比較

	日本	韓国
政策形成過程の特徴	厚生省内で検討作業を開始、1994年3月に高齢社会福祉ビジョン懇談会、21世紀の福祉ビジョン高齢社会に向けて介護保険の導入を例示、年金：医療：福祉＝5：4：1→年金：医療：福祉＝5：3：2	盧武鉉大統領のリーダーシップによって保健福祉部主導型で進め、2001年に大統領が長期療養保険制度公開提示、2003年参与政府が2007年から長期療養保険制度の実施方針を決定

出典：筆者作成

（4）日本・韓国の介護保険制度内容の比較

日本・韓国の介護保険制度実施開始時点の内容の比較を〈表4〉にまとめた。法律の名称は、日本の介護保険に対して、韓国は介護という用語がないために「スバル」など様々な名称が検討されたが、最終的に単なる療養ではないという意味で老人療養保険法に長期を加えて「老人長期療養保険法」になった（小島克久、2013b）。また、国民から保険料で財源を集めることを明確にするために保険とした。

制定と実施に関して、日本は1997年に制定し3年間の準備期間を経て2000年から実施した。「走りながら考える」という流行語にもなったように準備期間が短かったため、今後修正しながら進めることを示した。

しかし、韓国は2007年に制定し、1年後の2008年に実施したので準備期間が1年と日本よりも短かったため、サービスの確保ができず、サービスがない離島や僻地などには現金給付をせざるを得なかった。

日本の介護保険制度の運営者は、市町村・特別区（地域によっては「広域連合」）が保険者となっている。日本の場合には、医療保険制度において市町村の役割が大きく、国民健康保険などを担当した地域行政が保険者としての事務処理能力や老人福祉制度によるサービス提供を通して培ってきた実績があったため、地方自治体を保険者とするのに大きな問題はなかったと考えられる。したがって、保険者は公的機関である市区町村であり独立型（地域保険方式）である。

一方、韓国では医療保険制度の運営全般を担ってい

る国民健康保険公団が保険者となっている。被保険者の資格管理、保険料の徴収、訪問調査、要介護認定、標準長期療養利用計画書の作成および交付、介護給付費の審査および支給、事業者指定などを行っている医療保険活用型であり中央保険方式である。

日本の対象者は、65歳以上の第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者である。一方、韓国では、医療保険に加入している全国民が対象者である。介護保険実施当時の要介護度は、日本の6段階（2000年）に対し、韓国は3段階（2008年）であった。

日本の給付方針は、対象範囲は広く、給付水準を高くし、介護ニーズに幅広く対応していた。一方、韓国は日本と異なり、最小限の財源の中で制度をスタートさせたことから狭い対象範囲、低い給付水準と抑制的であった。

日本の介護保険給付内容は、居宅介護サービス、施設介護サービスに分けている。居宅介護サービスとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（購入費の支給）、居宅介護住宅改修費の支給の13種類がある。施設介護サービスとしては、常時介護が必要な要介護者の生活の場となる介護老人福祉施設、家庭復帰のための機能訓練を中心とした病院と在宅の中間施設である介護老人保健施設、比較的長期の療養を必要とする要介護者が入院する介護療養型医療施設の3種類がある。これらの施設の利用は、要介護以上の人を対象としているため要支援者は利用できない。

一方、韓国の介護保険の給付は、在宅介護サービス、施設介護サービス、特別現金給付の3種類である。在宅介護サービスとして訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、デイ・ナイトサービス、ショートステイ、福祉用具貸与・販売があり、施設介護サービスとしては老人療養施設、老人療養共同生活家庭がある。また、特別現金給付として、家族療養費、特例療養費、療養病院療養費があり、介護サービスの提供者がいない離島・僻地などの居住者、あるいは精神障害、伝染病等により他人との接触を避けるなどの事情を抱えた要介護者が、やむを得ず家族から訪問介護に相当するサービスを受けた場合、その家族に支給される家族療養費

のみが保険給付となっている。

また、日本は支援者中心の医療モデルから利用者中心の生活モデルに変更したが、韓国は医療の担い手である国民健康保険公団が保険者であるために医療モデルにとどまっている。

日本の財源の構成は、利用者負担を除いた費用は、公費と保険料から2分の1ずつを負担するようになっている。さらに、公費は国と地方自治体が50%ずつ負担している。

一方、韓国の財源の構成は、国庫負担20%、介護保険料60~65%、利用者負担15~20%になっている。介護保険料は2008年には健康保険料の4.05%であったが、2009年は4.78%、2010年から2017年までは6.55%、2018年には7.38%まで増加している。すなわち、健康保険そのものも毎年増加していると同時に、その健康保険料に対する比率も毎年増加しているために、介護保険料は二重の増加になっている。このように、韓国は日本より公費の負担が非常に少ないのである。

〈表4〉日本・韓国の介護保険制度内容の比較

	日本	韓国
法律の名称	介護保険法	老人療養保険法
制定年月	1997年4月	2007年4月
実施年月	2000年4月	2008年7月
制度の形態	社会保険	社会保険
制度の運営者	市区町村・独立型 (地域保険方式)	国民健康保険公団 (医療保険活用型・中央保険方式)
対象者	65歳以上(40-64歳は、要介護・要支援状態が老化に起因する疾病に限定)	国民健康保険に加入している全国民
要介護度	6段階(2000年)	3段階(2008年)
サービス利用方法	ケアマネジャーによる介護計画作成等のケアマネジメントを経て事業者と契約	国民健康保険公団が発行する「標準介護サービス利用計画書」に基づき事業者と契約
保険給付内容	在宅・施設サービス	在宅・施設サービス
利用者負担	10%(2000年)	在宅15%、施設20%
保険認定者数	646万人(2018)*	489万人(2015)**
現金給付	なし	離島・僻地などの家族扶養費

財源の構成	自己負担以外の財源は、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、保険料は65歳以上の23%、65歳未満27%(2018)	利用者負担に加え、公費と保険料負担、公費は保険料の20%、管理運営費の全額負担、保険料は健康保険料の7.38%(2018)
給付の方針	対象範囲は広く、給付水準も高く、介護ニーズに幅広く対応	抑制的、狭い対象範囲、低い給付水準
導入の特徴	急いで導入、介護サービス・人材確保などの準備不足	政治的影響が大きい、急いで導入、準備不足

資料：増田雅暢『世界の介護保障』法律文化社、2008、p.198を参考に再作成

* 厚生労働省「介護保険事業報告月報(暫定版)」2018。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329>

** 「長期療養保険全面改革のための大討論会」2017、p.10。

(5) 日本と韓国の介護保険法改正の変遷

日本は、要介護高齢者の数や要介護度、利用するサービスの種類や量などについては、その時々で変化するため、定期的に実態に見合った仕組みに調整していく必要があり、3年ごとに改正するようになった。

日本より8年遅く始まった韓国の介護保険も、日本と同様に3年ごとに改正をするようになった。その改正のポイントは〈表5〉のようにまとめられる。

両国の介護保険法改正ポイントの変遷を比較すると、日本の介護保険は、介護ニーズに幅広く対応し、高い給付水準から開始したが、改正をする度に、施設利用者の食費や居住費を保険給付から外し、自己負担にするなど給付の範囲を縮小した。さらに、要支援を要支援1、要介護1を要支援2と要介護1に分け、要支援1と要支援2を介護予防給付の対象にし、施設利用対象から外すなど、利用者の対象範囲の縮小やサービス利用なども制限していった。

これに対して、韓国は日本と対照的に、あまりにも狭い範囲で開始したために、改正する度に、規制緩和や利用等級の拡大、サービスの質の向上などを徐々に広げなければならなかった。

また、両国共に、介護保険導入の目的である医療費の削減を見込んでいたが、実際には予測とは異なり、

医療費の増加などによる利用者の自己負担は年々増え続けている。

〈表 5〉日本・韓国の介護保険法改正の変遷

国	年度	改正のポイント
日本	2006	①介護予防を目的として要支援 1・2 を対象とする介護予防給付を新設②認定区分を 6 段階から 7 段階（要支援を要支援 1、2）に変更③市区町村に地域包括支援センターを新設④施設利用者の食費、居住費を自己負担に変更
	2009	ケア報酬引き上げ
	2012	①定期巡回・随時対応型サービス（24 時間サービス）を新設②地域包括ケア推進③複合型サービスの導入
	2015	①65 歳以上の保険料を 18%→22%、65 歳未満の保険料を 32%→28%②ケアサービス利用料の自己負担 10%を一定以上の所得者は 20%に変更③施設（老人ホーム）入所要件を要介護 3 以上に変更したことで、特別老人ホーム待機者が 30%軽減④市町村の役割重視：地域ケア会議市町村の義務、2018 年から介護事業所指定：都道府県市区町村⑤予防訪問介護・予防通所介護のサービスが地域支援事業から市区町村に移行
	2018	①自己負担が所得に応じて 30%に変更（吉田匡和、2017）②介護療養型医療施設は療養病床の再編構想により、2012 年 3 月末までに廃止されることが改正介護保険法に明記されていたが、2023 年までの 6 年間に延長③医療機能と生活施設機能を兼ね備えた介護医療院新設
韓国	2011	①所得・財産などが一定金額以下の人に対して、在宅サービス利用負担縮小②保険サービス機関の参入規制緩和③保険機関サービス評価 ⇒ サービスの質の管理
	2014	1、2、3 等級を 1、2、3、4、5 等級に拡大⇒ 3 等級を 3、4 等級で拡大し、新たに 5 等級（認知症特別等級）新設
	2017	①受給者の意思と能力に応じた自立的な日常生活支援②サービス提供の基本的な原則を明確に規定
	2018	認知支援等級新設（軽症認知症高齢者を対象とし、昼・夜間保護認知機能プログラムなどのサービスが受けられる）

出典：筆者作成

Ⅲ. 介護保険導入後の両国比較から見えてきた課題と対策

韓国と日本の介護保険制度の共通点と相違点から見えてきた課題と対策を提示すると次のようである。

両国ともに介護の社会化のもと在宅介護を支援することによって、社会的入院や施設入所を減らし、医療費抑制も目的にしながら介護保険を導入した。

しかし、厚生労働省（2017）によると〈表 6〉のように介護保険実施後の日本の医療費は、実施直後は少し減少したが、その後増え続けている。さらに、団塊の世代と言われる世代が 75 歳以上になる 2025 年には、国民の 4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となり、認知症の発症をはじめ、高血圧や糖尿病など生活習慣病になる人も今まで以上に増えることが予想される。

そのような状況になると、医療や介護にかかる費用がかさみ、このままでは介護保険制度そのものの存続が危ぶまれる。その対策として、介護保険導入時に議論した現金給付に関して再度検討する必要があると思われる。そもそも、介護保険を検討する際、現金給付に関して議論した経緯がある。厚生省は、「介護保険試案」の中で、現金給付については介護サービスを充実させるためには必要であるとしながらも「原則として当面行わない」と明らかにした。

すなわち、介護保険制度において現金支給が本格的に導入されなかった原因は「介護サービス供給の確保」にあると思われる。

低経済成長の下で増加する要介護者の介護に取り組むためには介護保険制度の創設が急を要する状況であった。ところが、従来、高齢者の介護の担い手がほとんど家族であったという点や需要が供給を上回るようになったということなどのため、同制度が創られてもそれを支える仕組みが備わっていない状況であった。直ちに要介護者のニーズをカバーできるサービス供給主体やマンパワーの確保が必要であった。これらの確保に妨げられる恐れがある要因、すなわち介護サービスとしての現金支給の導入を認めなかったのである（梁昶準、2016）。しかしながら今後、再度現金給付に関して慎重に論議し、導入を検討する必要があると思われる。

一方、韓国も、離島や僻地などの介護保険サービスや提供者がいないところに限り現金給付を実施しているが、このような離島や僻地のみではなく、介護保険の趣旨である在宅介護を支援する意味で幅広く実施す

るべきであると思われる。要するに、在宅介護のリスクを減らし、在宅介護を増やす施策の実施である。

次は、介護保険の自己負担率の範囲に関して考えなければならないと思われる。日本は在宅介護や施設介護の自己負担率が一律であるが、韓国は在宅介護の自己負担率は15%、施設介護の自己負担率は20%である。

このように、韓国は在宅介護と施設介護の自己負担率が異なっている。その理由として、在宅介護を進める観点から在宅介護の自己負担率よりも施設介護の自己負担率を高くしているのである。

日本も在宅介護を進める観点から在宅介護と施設介護の自己負担率に差をつけて在宅介護を進める方向を検討する必要があると思われる。

〈表6〉日本の医療費増加推移

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
医療費	30.1	31.1	30.9	31.5	32.1	33.1	33.1	34.1

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
医療費	34.8	36.0	37.4	38.6	39.12	40.1	40.8	42.4

出典：筆者作成 (単位：兆円)

一方、韓国は〈表7〉のように、介護保険実施後も医療費が急速に増加し、2014年からは毎年5~10兆ウォン以上増加している。さらに、2014年65歳以上の高齢者の医療費が全体医療費の35.5%を示し、団塊の世代が高齢者になる2020年から大きく増加すると予測される。また、健康保険審査評価院が老人医療利用状況を年齢別に分析した結果、75歳以上の年齢層での医療費が大幅に増加していることが明らかになり、団塊の世代が75歳以上になる2030年には、急速に増加すると予測される。

以上のように、介護保険実施にもかかわらず、医療費が増加する大きな理由の一つとして、〈表8〉のように老人療養病院の増加が考えられる。老人療養病院は、2002年に54か所あったが、介護保険実施年度である2008年には13倍増の690か所に、2013年には、23倍増になっている。さらに、国民健康保険公団によると、2005年から2010年の6年間の療養病院入院診療費が2005年1,251億ウォンから2010年1兆6,262億ウォンへと約13倍増加したことを明らかにした。こ

のように、老人療養病院の数や入院診療費が急激に増加した主な理由は、①韓国は伝統的に親を福祉施設に送ることを親不孝として親戚や近隣住民からの批判を受けることに対する恐れがあった。そのため、老人施設に入所させるのではなく病院に入院させることで批判から逃れられることから、同じく病院という名がついている療養病院に入院させた。②高齢者の日常生活の質を高めるケアマネジャーの存在がないためである。在宅で生活している高齢者やその家族は、地域のサービスや介護保険サービスなどに対する情報も少ない上、ケアマネジャーが存在しないために、ニーズに合ったサービスを計画的に利用することが困難である。

〈表7〉韓国の医療費増加推移

年	2008	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016
医療	68.1	76.6	86.3	91.7	97.1	105.9	115.2	125.2

出典：筆者作成 (単位：兆ウォン)

〈表8〉韓国の老人ホーム、老人療養病院、一般病院の増加状況

年度別	老人ホーム	老人療養病院	一般病院
2002	208	54	729
2005	543	203	909
2008	1754	690	1193
2011	4079	988	1375
2013	4648	1232	1451

出典：筆者作成

日本もサービスが充実しないまま介護保険を導入したため、韓国の老人療養病院と類似する介護療養病床を介護保険のサービスの一つとして認めるようになった。その後、「社会的入院が、医療費を圧迫している」という理由により、2006年の医療保険制度改革及び診療報酬・介護報酬同時改定により、2011年度末までの介護療養病床の廃止が決定された。

しかし、特養などへの転換がスムーズに行えず、廃止は2017年度末まで延長されたが、介護療養病床は新たに「介護医療院」として創設され、6年間延長し2023年までに廃止することになった。

以上の共通点と相違点から見えた課題から、韓国も、日本のように老人療養病院と老人療養施設の役割分担を明確にするか、もしくは老人療養病院の在り方を模

索すること、さらにケアマネジメントを実施し、医療モデルから生活モデルへと転換させることが急務であると思われる。

IV. おわりに

少子高齢化は日本や欧米諸国だけでなく韓国や台湾などの東アジアの国でも進んでいる。したがって、日本と韓国の両国も、少子高齢化、独居老人や老人世帯の増加、急激な世代間扶養の弱体化などにより、家族介護だけに高齢者介護を依存することは困難であるなどの多くの課題に直面している。また、日本は介護保険制度の実施と同時にケアマネジメントを導入しているが、韓国では介護保険制度の実施と同時にケアマネジメントは導入しなかった。

このような事情を踏まえて、本研究では日本の介護保険制度と韓国の介護保険制度の ①登場背景 ②実施前後の事情 ③実施から現在に至るまでの共通点と相違点を時系列に比較した。その比較から見えてきた両国の課題や対策を様々なデータを分析しながら提言することにした。

その結果、共通点として、両国ともに団塊の世代を経験した。それに伴う急激な高齢者の増加などによる介護の問題と医療費の増加などのために、介護保険を急施したことである。しかし、両国ともに、介護保険を実施しても医療費は増え続けている。

相違点として、日本には団塊の世代が高齢化に含まれているが、韓国には今後含まれるため急激な増加が予測される。また、介護保険の保険者が、日本は市区町村であるが、韓国は国民健康保険公団である。したがって、日本は医療モデルから生活モデルに転換することができたが、韓国は医療モデルにとどまっている。さらに、韓国は在宅と施設の自己負担に差を設け、在宅サービス利用を促進しているが、日本はこのような処置を行っていない。

以上の共通点と相違点から見えた課題から、日本には、在宅介護を進める方向から、現金給付の実施や施設利用料と在宅サービス利用料の自己負担率に差をつけて在宅介護を推進することを慎重に議論するように提言した。韓国には、老人療養病院と老人療養施設の役割分担を明確にする、もしくは老人療養病院の在り方を模索すること、さらにケアマネジメントを実施し、医療モデルから生活モデルへの転換が急務であると提

言した。

本研究の限界は日本と韓国の介護保険を制度の観点から比較し課題と対策を探究したため、今後はサービス利用者の立場からの研究も必要であると思われる。

引用・参考文献

- 岩淵豊(2013)「韓国長期療養保険における医療保険制度との関係などに関する考察」平成24年度総括研究報告書・分担研究報告書, 95.
- 岸田宏司(1995)「多様化する家族と高齢者扶養—ポスト孝行社会の親と子の支援関係」
www.nli-research.co.jp/report/detail/id.
- 厚生労働省(2018)「介護保険事業報告月報(暫定版)」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329>
- 厚生労働省(2017)「平成27年度国民医療費の概況」3.
- 高齢者介護・自立支援システム研究会(1995)『新介護システムの基本理念高齢者の自立支援』ぎょうせい.
- 小島克久(2013a)「東アジア地域における新たな介護制度の創設過程とわが国の影響の評価等に関する研究」韓国老人長期療養保険法審議過程(韓国国会議事録より), 185.
- 小島克久(2013b)「東アジア地域における新たな介護制度の創設過程とわが国の影響の評価等に関する研究」平成24年度総括研究報告書・分担研究報告書, 2.
- 社審審介護給付費分科会(2014)「平成27年度介護報酬改定に向けて」3.
- 日本医師会総合政策機構(1997)「介護保険導入の政策形成過程」2-3.
- 増田雅暢(2009)「日韓の介護保険制度の比較から」『週刊社会保障 第2562号』
- 本澤巳代子(2013)「日独韓における介護保険の現状と課題に関する比較研究」『グローバルエイジングへの国境なき挑戦』
- 吉田匡和(2017)「2018年度介護保険制度改正5つのポイントと課題」yts.jp/article/c-447.
- 老人福祉課(1999)「老人保健福祉中長期発展計画」保健福祉部プレスリリース.
- 金差任(2013)「東アジア地域における新たな介護制度の創設過程とわが国の影響の評価等に関する研究」韓国における要介護高齢者介護の社会化と家族介護者支援策, 107.
- ソンオドク(2013)「長期療養保険財政の動向と示唆点」『保健福祉 Issue&Focus 第213号(2013-43)』
- 梁梁準(2016)「日本と韓国の介護保険制度における現金給付に関する比較考察」佛敎大学大学院 紀要社会福祉学研

究科編第44号, 60.

張昌鎬、尹敬榮、林是雅、康國鎮、張寅源(2017)『ケアマネジ
メント実務論』共同体出版, 53.

チョン・ヨンジン(2016)「老人長期療養保険制度の問題点
と改善策に関する研究」『法と政策、第22輯第2号』

車興奉(2006)「韓国の老人スバル保険と日本の介護保険—老
人福祉環境の変化と制度の比較展望—」、又松大学国際セ
ミナー

Joan Orme, Bryan Glastonbury 編著(1995)、杉本敏夫譯『ケ
アマネジメント』中央法規, 2.

現行カリキュラムの「介護の基本」における 障害者虐待に関する教育内容の欠如

木下 寿恵

Lack of education contents about the person with disabilities abuse
in “basics of the care” in current curriculum

Toshie KINOSHITA

はじめに

2017年10月4日に、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」をまとめた。この報告書において、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には、介護に対する需要が大幅に増すことが予測されており、2015年6月24日に公表された需給推計によれば、約38万人の介護人材が不足することが見込まれている。そのため、2025年に向けた介護人材の確保が喫緊の課題となっていると指摘している。介護人材の中でも介護福祉士に必要な資質として、「介護職のグループの一員として中核的な役割を担うケアの提供者としての素養や各種制度における制度改革を踏まえたケアの提供者としての素養」を挙げている。このような素養を「介護福祉士の資格取得の過程において学んでおくべきものである」とし、現行のカリキュラム内容を充実していく必要性を指摘している。具体的には、①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充、②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上、③介護過程の実践力の向上、④認知症ケアの実践力の向上、⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上、の5つである。

介護福祉士養成カリキュラムにおける教育内容の見直しについては、2018年度から周知を行い、2019年度から順次導入することを想定し、「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」検討チームにおいて2017年8月21日から幹事会3回、領域ごとの作業部会9回（領域ごとに各3回ずつ）、領域幹事作業部会2回の計14回にわたり検討を重ねてきた。そして、2018

年2月15日に、第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において『介護福祉士養成課程における教育内容の見直し』についてをまとめ、「介護福祉士養成課程のカリキュラム(案)」を示した。

これからの介護福祉士として求められる能力を身につけるために教育内容を拡充していくことは必要であるが、カリキュラムが変更される前に、現在の教育内容について検証しておくことが必要であろう。

筆者が担当している領域「介護」における「介護の基本」では、「利用者の人権と介護」という項目について、高齢者虐待についての記載はあるものの、障害者虐待に関する教育が欠如していると感じている。「介護の基本」における障害者虐待に関する教育内容に焦点をあて、現行のカリキュラムにおける教育内容を確認したのち、4社の介護福祉士養成テキストの記述内容を整理し検討していくこととする。これら2つの視点から、現行カリキュラムにおける障害者虐待に関する教育内容の欠如について明らかにする。

第1章 領域「介護」の「介護の基本」における 障害者介護・福祉に関する教育内容

2年課程「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」をもとに、領域「介護」の「介護の基本」における障害者介護・福祉に関する教育内容を整理する。

1. 領域「介護」の「介護の基本」における障害者介護・福祉に関する「ねらい」と「教育に含むべき事項」

領域「介護」の「介護の基本」のねらいは、『『尊厳の保持』『自立支援』』という新しい介護の考え方を理解するとともに、『『介護を必要とする人』』を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする(下線は筆者加筆)とある。

一見して障害者介護・福祉に関する教育内容であると分かるものは、1つのみである。「教育に含むべき事項」の「『尊厳を支える介護』」(下線は筆者加筆)に関する「想定される教育内容の例」として「『ノーマライゼーション』」を挙げ、「『ノーマライゼーションの考え方、ノーマライゼーションの実現、その他』」と記載されている。

「教育に含むべき事項」の「『介護従事者の倫理』」に関する「想定される教育内容の例」として「『利用者の人権と介護』」を挙げ、「『身体拘束禁止、高齢者虐待、児童虐待、その他』」と記載されている。(下線は筆者加筆)利用者は年齢を問わず対象となるが、『利用者の人権』に関連して『『高齢者虐待と児童虐待』』は明記しているものの、中間年齢層である障害者に関する虐待については触れていないことに違和感を感じざるを得ない。

2. 「介護の基本」の「教育に含むべき事項」に障害者虐待が欠如している要因

現行のカリキュラムでの教育が開始されたのは、2009年4月からである。児童虐待防止法は2000年11月に、高齢者虐待防止法は2006年4月に施行されている。障害者虐待防止法は2012年10月に施行されており、現行カリキュラムが提示された時点では障害者虐待防止法が成立・施行されていなかったため、「教育内容に含むべき事項」から欠如したものと考えられる。

第2章 介護福祉士養成テキスト4社における「利用者の人権と介護」に関する記述内容

介護福祉士養成施設では授業においてテキストを用いることが多いものとする。テキストで取り上げ記述している内容は、養成教育に対して少なからず影響を与えるものである。本章では、介護福祉士養成テキストにおける記述内容のうち、特に「利用者の人権と介護」に関して整理していく。

整理するポイントは、以下のとおりである。

- ① 高齢者虐待に関する記述内容について
 - a. 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)」における定義(第2条)の説明
 - b. 「高齢者虐待防止法」における高齢者虐待の5類型の説明
 - c. 「高齢者虐待防止法」における早期発見(第5条)について
 - d. 「高齢者虐待防止法」における通報義務(第7条)について
- ② 身体拘束に関する記述内容について
 - a. 「介護保険指定基準」で示している11項目の説明
 - b. 身体拘束が認められる3つの要件(切迫性、非代替性、一時性)の説明
- ③ 障害者虐待に関する記述内容について
 - a. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法)」における定義(第2条)の説明
 - b. 「障害者虐待防止法」における障害者虐待の5類型(第2条6・7・8)の説明
 - c. 「障害者虐待防止法」における早期発見(第6条)について
 - d. 「障害者虐待防止法」における通報義務(第7条)について

1. 介護福祉士養成テキスト4社における「高齢者虐待」「身体拘束」「障害者虐待」に関する記述内容の整理

本節では、介護福祉士養成施設において使用頻度の高い4つの出版社(建帛社、ミネルヴァ書房、メヂカルフレンド社、中央法規出版)の最新版(2018年10月時点)について取り上げ、前述のポイントに基づいて「高齢者虐待」「身体拘束」「障害者虐待」に関する記述内容について整理する。

(1) 建帛社『介護福祉士養成テキスト・5 介護の基本Ⅰ』(2009年5月15日発行)

上記テキストでは、「第7章倫理的諸問題」の「1 高齢者虐待の防止」と「2 抑制の防止・禁止」において、「高齢者虐待」と「身体拘束」について説明がされている。

「高齢者虐待」に関しては、「高齢者」「高齢者虐待」の定義を述べ、虐待の 5 類型を表で示し、「高齢者虐待防止法」における養介護施設従事者等による都道府県への報告義務(同法第 22 条)について示している。「身体拘束の禁止」に関して、対象となる行為として 9 項目を具体的に表で示し、例外要件について説明している。一方、障害者虐待および「障害者虐待防止法」に関する記述はみられない。

(2)ミネルヴァ書房『介護福祉士養成テキストブック④ 介護の基本[第 2 版]』(2013 年 4 月 20 日発行)

上記テキストでは、「第 2 章介護実践の展開 2 介護の原則」の「2 要介護者の人権と介護」において、「高齢者虐待」と「身体拘束の禁止」というタイトルで説明がされている。

「高齢者虐待」に関して、虐待の 5 類型を表で示し、「高齢者虐待防止法」における通報義務について示している。「身体拘束の禁止」に関して、対象となる行為として 11 項目を表で示し、例外要件について説明している。一方、障害者虐待および「障害者虐待防止法」に関する記述はみられない。

(3)メヂカルフレンド社『最新介護福祉全書第 3 巻介護の基本』(2016 年 12 月 7 日発行)

上記テキストでは、「第 2 章介護福祉士を取り巻く状況」と「第 8 章介護福祉の倫理」において、「高齢者虐待」と「身体拘束の禁止」「虐待防止」というタイトルで説明がされている。

「高齢者虐待」に関して、平成 25・26 年度の調査結果をもとに養介護施設従事者等と養護者による高齢者虐待の実態、虐待事例への市町村の対応について記載しているが、それ以外の記述はない。「身体拘束の禁止」に関して、例外要件について説明しているが、対象となる 11 項目には触れていない。障害者虐待および「障害者虐待防止法」に関する記述はみられない。

(4)中央法規出版『新・介護福祉士養成講座 4 介護の基本Ⅱ第 4 版』(2017 年 2 月 1 日発行)

上記テキストでは、「第 1 章介護福祉士とは」の「第 4 節介護福祉士の倫理」と「第 4 章介護における安全の確保とリスクマネジメント」の「第 1 節介護における安全の確保」において、「高齢者虐待と生命倫理(介護の倫理)」と「安全確保のためのリスクマネジメント」

というタイトルで説明されている。

「高齢者虐待」に関しては、「高齢者虐待防止法」が成立したことにのみ留まり、その他は触れていない。

「身体拘束の禁止」に関して、対象となる行為として 11 項目を表で示し、例外要件について説明している。一方、障害者虐待および「障害者虐待防止法」に関する記述はみられない。

表 2-1 介護福祉士養成テキスト 4 社における「利用者の人権と介護」に関する記述内容

出版社	建島社	ミネルヴァ書房	メヂカルフレンド社	中央法規出版
発行年月	2009年5月	2013年4月	2016年12月	2017年2月
高齢者虐待	定義	0	記載なし	記載なし
	類型(5つ)	0	0	記載なし
	第5条(早期発見)	記載なし	0	記載なし
	第7条(通報義務)	記載なし	0	記載なし
	第22条(報告義務)	0	記載なし	記載なし
身体拘束	11項目	9項目	0	記載なし
	例外要件	0	0	0
障害者虐待	定義	記載なし	記載なし	記載なし
	類型(5つ)	記載なし	記載なし	記載なし
	第6条(早期発見)	記載なし	記載なし	記載なし
	第7条(通報義務)	記載なし	記載なし	記載なし

2. 「高齢者虐待」「身体拘束」「障害者虐待」に関する記述内容の分析結果

介護福祉士養成テキスト 4 社における「利用者の人権と介護」に関する記載について整理した結果、「障害者虐待防止法」における障害者虐待の定義、類型、早期発見、通報義務に関して記述しているテキストは 1 社もなく、障害者虐待および「障害者虐待防止法」に関する記載すらなかった。一方、高齢者虐待に関して記述していたテキストは、類型に関しては 2 社、定義と早期発見、通報義務、報告義務に関しては 1 社のみであった。「身体拘束の禁止」に関しては、例外要件については 4 社すべてで記述されており、対象となる 11 項目については 2 社ですべてを、1 社で 9 項目を記述していた。(表 2-1)

第3章 考察

現行カリキュラムにおける「介護の基本」の「教育に含むべき事項」の「介護従事者の倫理」に関する「想定される教育内容の例」として「利用者の人権と介護」を挙げ、「身体拘束禁止、高齢者虐待、児童虐待、その他」と記載されており高齢者と児童については取り上げていたが、障害者虐待については触れていないことが明らかとなった。「教育に含むべき事項」の「想定される教育内容の例」に障害者虐待が欠如している背景として、現行カリキュラムが開始された2009年4月時点で障害者虐待防止法が成立・施行されていなかったため、「教育に含むべき事項」に障害者虐待を記載することができなかったことが分かった。カリキュラムで具体的な例示をしたことにより、かえって制度や法律、状況などを鑑み柔軟に適応することが難しくなったものと考えられる。

利用者の人権や倫理に関する教育内容は、領域「人間と社会」の「人間の尊厳と自立」と「社会の理解」、領域「介護」の「介護の基本」の3つに跨っている。「人間の尊厳と自立」では、「介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習」をねらいとし、「社会の理解」では「介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習」をねらいとしている。「介護の基本」のねらいは、前述のとおり『「尊厳の保持」』『「自立支援」』という新しい介護の考え方を理解するとともに、『「介護を必要とする人」』を、生活の観点から捉えるための学習』としている。ねらいの内容からすれば、「介護の基本」を学びその次に「人間の尊厳と自立」、その次に「社会の理解」を積み上げていくことが、より効果的で深く理解することができるものと考えられる。しかし、介護福祉士養成施設ごとに科目の配当年次等が異なり、効果的な積み上げは現実的には難しいことが多い。そのことにより、学生は知識が分散し関連付けられないことも発生し得ると考えられる。

介護福祉士養成テキストは、建帛社を除いて、ミネルヴァ書房は第2版、中法法規出版は第4版、メヂカルフレンド社は第5版と、それぞれ改訂版を発行している。それにもかかわらず障害者虐待防止法について記述しているテキストは皆無であったことから、テキストを編集・執筆する担当者は障害者虐待に関する教

育内容の欠如に気づいていないか、もしくは重要視していないことが考えられる。そればかりか、高齢者虐待に関して詳しく記述されていないテキストが2社あった。法律名のみ記載では、利用者の人権と介護に関する教育内容として十分だとは言えない。虐待の定義、虐待が起きる背景、虐待が疑われる状況・状態、通報・報告義務など、介護福祉士として利用者の人権を擁護し介護するために必要な知識の記述が必要であると考えられる。

おわりに

社会の動向に対応して介護福祉士養成教育の内容が高齢者介護に重きを置いている現状においては、障害者介護・福祉に関する教育内容が欠如しやすい状況にある。障害者は先天性の若年者だけではなく、後天的な者もあり、若年者もいずれは高齢者の仲間入りをする存在である。2018年度からは「共生型サービス」が創設され、介護保険事業所として指定を受けていれば共生型サービス事業所として指定を受けることができるようになった。つまりは、介護を要する高齢者と障害者が場を共有し、介護福祉士は両者に対して介護を提供することもあり得る。介護を要する高齢者と障害者は疾患や障害により介護・介助が必要であるという共通項はあるが、その疾患や障害が異なるが故に、必ずしも一括りにして捉えることは適切ではないであろう。本研究において取り上げた虐待という事象一つを捉えても、障害者虐待では高齢者虐待には記載されていない「使用者による虐待」が位置づけられており、障害者が働き社会参加するという、高齢者介護ではおよそ考えることもないであろう障害者支援が垣間見られる。

以上のことから、学生がより広く『利用者』を捉え利用者の生活を捉えることができるよう、介護福祉士養成カリキュラムにおける教育内容において、障害者介護・福祉に関する内容を、高齢者介護と対を成す形で意識的に関連づけ位置づけることが肝要であると考えられる。

2019年度から新カリキュラムが施行されるが、本研究において明らかになった課題を繰り返してはならない。介護福祉士養成教育に携わる教員が研鑽を怠らず、最新の制度・政策、社会の動向を取り入れ、教育にあたっていくことが求められる。

引用・参考文献

- 1.西村洋子、本名靖、綿祐二、柴田範子編著『介護福祉士養成テキスト・5 介護の基本 I』建帛社、185-190、2009年
- 2.井上千鶴子・澤田信子・白澤政和・本間昭監修、井上千鶴子編『介護福祉士養成テキストブック④介護の基本第2版』ミネルヴァ書房、15-19、2013年
- 3.西村洋子編著『最新介護福祉全書第3巻介護の基本第5版』メヂカルフレンド社、254-255、2016年
- 4.介護福祉士養成講座編集委員会編『新・介護福祉士養成講座4 介護の基本Ⅱ第4版』中央法規出版、40-41、181-182、2017年
- 5.社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」厚生労働省、2017年10月4日
- 6.木下寿恵、渡辺央「先駆的实践から見えてくる『共生型サービス』の展望」静岡福祉大学紀要第14号、47-56、2018年
- 7.社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「資料2『介護福祉士養成課程における教育内容の見直し』について」厚生労働省、2018年2月15日
- 8.社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「参考資料2『介護福祉士養成課程における教育内容の見直し』検討まとめ(参考資料)介護福祉士養成課程のカリキュラム(案)」厚生労働省、2018年2月15日

子どもの「危険察知・回避能力」に関する 体験プログラムの試み

— 諸感覚を通して、その場の環境(危険)をどう知覚するか —

橋田重男・小澤光美*

Experience Program Trial About 「Ability Of Danger Predict And Avoid」 Of Children

Shigeo KITTA, Mitsumi OZAWA

* ボランティア団体「リズム オブ ラブ」代表

<要約>

現在の社会状況において、子どもの安全への関心が高まっている。そうした中で、私たちは、子どもの危険察知・回避能力の開発に着目した。事件・事故の未然防止への動きと引き換えに、子どもの「冒険」を経験する機会が減少した。子どもは危険察知・回避能力を持ち備えているが、それを機能させ発揮する場がないため、こうした能力を引き出す機会が必要である。近年の無事生還に繋がった事例では、子どもに備わっている「生き延びる力」が支えとなった。「本能的に自分の命を守る」能力を意識した取り組みとして、幼少期の「原体験」を踏まえた体験プログラムを試行している。今回の、「ゼロ体験」のうちの目隠しをして「暗闇を歩く」体験では、視覚以外の諸感覚(聴覚・嗅覚・触覚)のうち、「ゴムに触って辿る」触覚に頼る傾向が見られた。また、1回目の経験を2回目に生かしたり、生かそうとしたりする姿が見られた。その場の状況に慣れ、環境を知覚するまでには、体験回数を重ねる必要が窺えるので、引き続き、体験プログラム開発に取り組んでいきたい。

はじめに

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が増加している。現在の社会状況の中で、子どもの周辺に多くの危険が潜んでいる。また、子どもにとって楽しい遊びは、スリル感がありチャレンジ性に富むものである。しかし、これらの遊びは、危険と隣り合わせで事故に繋がる場合もある。現在、事故防止の視点から、危険を伴う遊びや遊び場所を未然に禁止事項にしているケースが多い。安全重視の意図は理解できるが、子どもは実際の場面に即して、体験的に危険に気づくことが多い。即ち、生活経験の中で危険性を含めた身近な環境を知覚していくのである。子どもは直接経験を通して、危険察知・回避の認識を深めていく。しかし、日常の遊びや生活体験の中から危険察知・回避を学んでいく機会が減少している中で、体験プログラムの活動を通して学ぶ契機とすることも必要になってきてい

る。そこで、私たちは現在まで小澤を中心に「健康安全<響育>プログラム」を試行しながら、「かけがえない命を自分で守る心と体づくり」に取り組んでいる。

1. 危険察知・回避能力について

かつては、危険を子どもの遊びの一環であった「冒険」として体験する機会があった。冒険は、危険を伴うが、困難な状況下で自分の限界に挑戦し、自らの成長を望む一面がある。例えば、危険をはらむ自然の中では、自らの命を守る術を考え、生き抜く力を発揮させることが重要となる。語句の定義として「危険察知」は、「身の危険を予測し、知覚する」ことである。「危険回避」は、「危険を未然に防ぐ、または避ける、回避できない場合は被害を最小限に抑える」ことである。こうした能力を、子どもは本来的に持ち備えているが、それを機能させ発揮する環境や機会が減少している。

そこでこうした能力を引き出し、磨きをかけることが必要となっている。そのためには、これから起こることを予測する「想像力」、起こったことにどう対応するか決める「判断力」、判断に基づき動く「行動力」、これらの危機に耐えうる「精神力」などの「総合的な能力」が求められる。

そこで私たちは、「危険察知・回避能力」「安全基礎体力」をキーワードにプログラムを試行している。清水(2008)は、危険察知・回避に繋がる能力として、①想像力、②判断力、③瞬発力、④精神力、⑤コミュニケーション力、を提示している(1)。また、具体例としては、不審者に遭遇した場合の危険察知・回避能力として、プログラムに向けた安全力チェック項目を7つ挙げている。

<子どもの安全力チェック>

- ①【距離】注意を払わなければならない前方6mの距離をだいたいつかめる。
- ②【見る】前方を横切った人や車の特徴を覚えている。
- ③【歩く】停まっている車から1.2m離れて歩く。
- ④【聴く】後方の足音や車の音に気づける。
- ⑤【走る】6m離れた大人とダッシュ、ランドセルや荷物を捨てて20m逃げ切れる。
- ⑥【鳴らす】腰回りに防犯ブザーを固定し、すぐ鳴らせる。
- ⑦【叫ぶ】「助けて」の声が100m離れた人にはっきりと届く。

2. 本テーマに関連した近年の事例

危険察知・回避能力が機能し、子ども自らの命を守った好例として、以下の2例を挙げたい。

①「小2男児行方不明事件(2016年5~6月北海道)(2)」小2のY君には、暗く寒い中で、寂しく、相当な恐ろしさが想像できる夜の山中を、約5km、一人で歩き続けられる体力や精神力があった。子どもの足では2~3時間はかかったであろう。更に建物に辿り着いた後、6日間、たった一人で、水だけで生き延びたことは、その年齢を超える体力を基盤にした、強い精神力を兼ね備えていたことが想像できる。それはまさにY君自身に備わっていた「生き延びる力」ではないかと考えられる。また、偶然の重なる幸運があった。まず宿営施設の屋内で雨や寒さを凌ぐことができた。夜はマットの間で寝られた。施設に隣接する屋外には水道があり、飲料水として飲むことができた。Y君は宿営施

設内に留まり、水道の水を飲んでいた。また、屋内で過ごせたことで歩き回らずに体力も温存できたという指摘もある。夜間の冷え込みから低体温症などに陥る可能性も十分あった。その上、熊が生息する危険なエリアであった。Y君自身の生きる知恵を越えた「本能的な行動」が、幸運の重なりを引き寄せ、生命の危機に繋がるマイナス要素を乗り越えた。

②「2歳男児行方不明事件(2018年8月山口県)(3)」3日後、無事発見されるまでに、予想される男児の行動として「山中を移動し、偶然に沢に迷い込んだ」「沢の水など、本能的にどこかで水分を取っていた」「本能的に過ごしやすい場所に留まっていた」などが考えられる。今回の出来事は、いくつもの好条件が重なり、生存、救出に至ったと考えられる。2歳児だったので行動範囲は狭く、発見されやすかったが、3~4歳児ならば行動範囲が広くなり、危険性は増した可能性がある。また、本能的に身を守れる山の沢に入り、じっとしていたことが幸いだった。水を飲むという知恵があったのかは不明だが、本能的に沢の水を飲んだことも予想される。大人の予想を超える「子どもの生命力の驚異」を思い知らされる出来事であった。幼児の発見・保護に向けては、幼児の発達の・心理的特性を十分に理解した上での捜索が必要となる。また、「本能的な行動力」がキーワードに挙げられる。

3. 子どもの持つ、危険に対する本能的な部分(人間として本来備えている能力)

2の2つの事例は、年齢は異なるが、子ども一人が「危機的状況」に陥りながらも無事救助される好結果に繋がった。共通する「暗闇を一人で歩く」ことは生まれて初めての経験であったことだろう。結果的に好条件や幸運が重なったが、それらを引き寄せた本人の「本能的な部分」での強さがあったことが窺える。これは大人から教えられることや保育・教育で学習することより、その基盤となるより基本的な「人間が本来備えている能力」の部分でもある。M.ドベスは3~7歳の「山羊足っ子の時期(4)」の特徴として、「(略)山羊の足からその生きることへのひたぶるさ、本能、無邪気な大胆さ、(略)を受け継いでいる」と述べ、本能的な面を挙げている。事例からは、今後、保育・教育の現場や子育ての場においても、「本能的に自分の命を守る」「本能的に生き続ける」能力を意識した取り組みの必要性を感じる。これは学習による知識や能力以前の

「本能」レベルでの課題という難しい部分ではあるが、それを補うものを検討する価値はあると考える。今後は、「本能的に命を守り、生き続ける」能力開発に繋がる体験プログラム等も検討したい。

4. 身近な環境を知覚する原体験との関連性

幼少期の「原体験(proto-experience)」として山田(1992)は、「生物やその他の自然物、あるいはそれらに醸成される自然現象を触覚・嗅覚・味覚をはじめとする五感を用いて知覚したもので、その後の事物・事象の認識に影響を及ぼす体験」と定義している。これをもとに、火体験・土体験・水体験・木体験・草体験・動物体験、ゼロ体験と分類している。そのうち「ゼロ体験(5)」は、火体験～動物体験に含まれない体験と情感体験に定義され、「①暗闇を歩く ②林を歩く ③大木を見る ④日の出・日の入りを見る ⑤月の満ち欠けを見る ⑥のどの渴きを感じる(渴きを我慢する) ⑦飢えを感じる」の7つの体験がある。これらはどれも日常生活で体験することが少なく、人間が生きる上での「本能的な面」も併せ持つ。これらの体験を通して、身近な生活環境を知覚し、見直す契機にもなり得る。また、2の2つの事例の子どもは、①～⑦のうち多くの体験を経験したことが予想される。「のどの渴きや空腹感の中、暗い木々の中を歩いた」のである。このような厳しい実体験は困難であるが、これらの一部を体験プログラムとして取り入れ、「本能的に命を守り、生き続ける」能力開発に繋げていく実践に取り組んでいきたいと考える。

5. 暗闇の疑似体験「目隠しでコースを歩く体験」の実践

今回は「ゼロ体験」のうちの「①暗闇を歩く」を取り上げる。

＜プログラム例＞

暗闇を歩く体験(目隠し体験)・・・視覚に頼れない中で、諸感覚(聴覚・触覚・嗅覚)を駆使して行動しなければならない。見えないことから、不安感や恐怖感を伴う。

「目隠しコース歩き体験」

(1)ねらい

- ・コースのゴムを頼りにしながらも、振動・風・空気感などを感じ取り、歩く。
- ・視覚に頼れない不安感・恐怖感を感じながら、暗闇

を歩く体験をする。

- ・コースを空間的にイメージしながら歩く。

(2)対象

鳴沢子育て講座「なるテコ」9名(年少～小学校4年)
*年中 I(男) 年長 H(男) 小2G(女) 小3F(女) 小4(全女 E D C B A)

(3)日時

2018年9月14日(金)19:00～19:40(講座の前半)

(4)場所

山梨県鳴沢村総合センター内、活動室

(5)方法

- ・1回目の前に全員一緒に、方法とコースの説明をする。
- ・一人ずつ順番に、アイマスクで目隠しをして折り返しコースを歩く。
- ・往路5m、イスを回り、復路5mの、内側にゴムの張られたコースを辿る。
- ・ゴムの伝い歩きも良く、危険な場合は補助に入る。
- ・周囲の人は声をかけないようにする。
- ・2回目の前に全員一緒に、1回目の感想を発表し合う。

＜コース略図＞

G(補助員)← カメラ(補助員)

.....

△

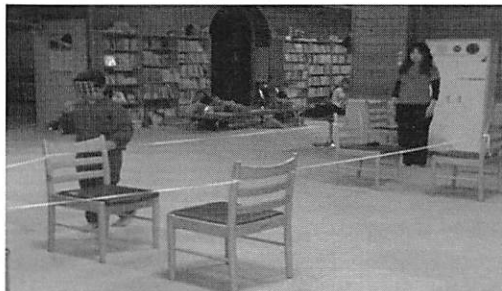
.....

S(補助員)→

(6)記録

- ・ビデオカメラで子ども一人一人の動きを録画する。
- ・体験後、すぐに感想カードを書く。幼児は保護者が聞き取り、書く。

* 体験の様子 1



(7)倫理的配慮

研究の目的と方法について、幼児・児童の保護者に口頭で説明を行った。その際、匿名化した上での研究

結果の公表、また調査辞退で不利益が生じないことを伝え、幼児・児童が研究実践へ参加することの代諾を得た。また、幼児・児童に対しても、途中で調査辞退が可能である旨を説明した。

(8)結果

①「体験感想カード」の記録

記録は漢字に直した部分を除いて、カードの表記をそのまま記述した。

<1回目の後>

A「少し怖い。何があるか分からなくてドキドキした。一人ぼっちになったみたいで寂しかった。見えないので違う所に来たみたいだった。」

B「見えないと不安だった。ゴムがあったからまだ良かったけど、歩道や家の庭だったら何かにつまづいて転んでしまうと思った。」

C「どこを見ても真っ暗で、怖くてドキドキした。だからゴムやイスをたどって、確かめながら進んだ。怖かった。」

D「真っ暗でとても怖くて、足が震えていた。もしいつもこんな生活だとしたらとても不安になった。」

E「見えないことでここまで不安になるとは思わなかった。ゴムがあったのでどっちへ行けばいいのか、やっと歩けた。自分がどこへ行くか迷ってしまった。」

F「目が見えないと大変で、どう歩いていいのか、いろいろ大変だった。目の見えない人は大変だなと思った。」

G「暗くて怖かった。曲がる時が一番怖かった。」

H「目が見えないで歩くことがいつもはないので楽しかった。」

I「目をつぶっているだけで楽しかった。面白かった。」

<2回目の後>

A「手を離してみたら、まっすぐ歩けなかった。見えないだけでこんなに変わるんだなと思った。」

B「1回目よりうまく歩けた。でも不安だった。」

C「今度はひざをつけて歩いてみた。最初は四つんばいになろうと思ったけど、難しそうなのでやめた。1回目と比べて簡単だった。」

D「1回やったけどまだ慣れなかった。なかなか手を離せなかったし、周りを感じ取れなかった。」

E「2回目はスムーズにゴールまで行けた。まだ怖かったけど、何度かやれば慣れると思った。でも本当に遭難した時は、危ない所もあるので気をつけたい。」

F「手を離してみた瞬間から、どこがどこなのか分からなくなってしまった。ここにあったのにと、不安や怖くなってしまった。やっぱり大変だと思った。」

G「手を少し離せて良かった。でも怖くて不安だった。」

H「2回目の方がウキウキして楽しかった。」

I「また楽しくて面白かった。今度は大丈夫だった。」

*体験の様子2



(9)「感想カード」の記録とビデオ記録の分析

○全員が、1回目にはより慎重に歩き、2回目より時間がかかった。

○視覚が機能しない中で、足下を気にしながら下を向いて歩く場合と、上を向いて考えながら歩く場合にほぼ半数に分かれた。

○アイマスクを付けた特別な感覚は、2回目の方が和らいでいた。

○2回目には、3名がゴムから「手を離す」ことを試み、「手探り」で進む方向を探そうとした。1名は「膝を付きハイハイ」を試みている。これは1回目の経験をもとに、新たな動きに挑戦したことが窺える。

○2回ではまだ慣れるまではいかないが、4名が1回目よりスムーズに歩けたとしている。

○一方で、3名が2回目も「まだ不安だった」と記録していて、2回では見えないことへの不安が続いていたと思われる。

○幼児2名は、1・2回とも「楽しかった」「面白かった」と言っているので、小学生よりも暗闇への恐怖心が少ないと思われる。これは幼児の方が、見えないことへの不安感が小さいことが原因と考えられる。

○1名は「本当に遭難してしまうと危ない所もあるので気を付けたい。」と、今回の体験を遭難の場面に繋げて考えた。これは、危険察知・回避能力を意識した受け止めと考えられる。

(10)実践のまとめ

今回の体験において、子どもは暗闇の状況から、視

覚以外の諸感覚(聴覚・臭覚・触覚)のうち、「ゴムに触って辿る」触覚に一番頼る傾向が見られた。体験の時間中に会場の環境から、聴覚(周囲の物音)や嗅覚(周囲の臭い)を機能させ、それを生かすまでには至らなかった。1回目の経験を2回目に生かしたり、生かそうとしたりする姿が見られたので、ある程度状況に慣れ、環境を知覚するまでには、体験回数を重ねる必要があることが窺える。

周囲の違和感をどう察知し、感じ取る(「知覚する」)のか、それに対応した「とっさの身構え」等の危険回避行動をどう取るのかが問われる。できることならば、実際の暗闇での体験を通して、より実感に繋がる方向も探りたい。

終わりに

自然の中での体験においては、暗闇の中でもわずかに機能できる範囲の視覚に加えて、聴覚(風・木々・動物などの音)や嗅覚(周囲の嗅ぎ分けられる臭い)、触覚(危険に気を配りながら辺りを手探り)などを機能させて、置かれているその場の環境を知覚していくことになる。それも常に自分の身を守るための、危険への危機感を持ちながらの行動となる。今後は、今回の暗闇体験をもとに、想定可能な他の状況でのプログラムを通じた体験活動の積み上げが求められる。また、対象人数を多くし、年齢の違いによる比較等、データの蓄積から検証を進めたい。

【注】

- (1)清永賢二は、「安全マニュアル」として、5つの能力を挙げ、「子どもの安全力チェック」を提示している。
- (2)事件に関する読売新聞の記事をもとに筆者が事件の概要をまとめた。
- (3)各局テレビ報道と読売新聞の記事をもとに筆者が事件の概要をまとめた。
- (4)M.ドベスは、教育の段階の1つとして、3~7歳を「山羊足っ子の時期」と定義した。
- (5)山田は「ゼロ体験」を他の体験と区別し、今回はその中から「暗闇体験」を取り上げた。

【参考文献】

- M.ドベス著 堀尾輝久・斉藤佐和訳『教育の段階』岩波書店 1982
- 山田卓三『からだを感じるあそび事典』農文協 1998

横矢真理『身近な危険から子どもを守る本』大和書房 2004

尹雄大『体の知性を取り戻す』講談社 2014

清水賢二『防犯先生の子どもの安全マニュアル』東洋経済新報社 2008

橋田重男・小澤光美「幼児の危険察知・回避能力に関する考察」『信州豊南短期大学研究紀要』第30号 2013

橋田重男・小澤光美「伝承遊びを活用した子どもの危険察知・回避能力の開発に関する基礎的研究」『信州豊南短期大学研究紀要』第31号 2014

黒澤毅『教育と医学 No.757』「冒険教育が子どもを変える」慶大出版会 2016

相模原障害者殺傷事件 新聞は措置入院をどう伝えたか

渡邊 明廣

Sagamihara stabbings -What did newspapers report about compulsory hospitalization ?

Akihiro WATANABE

はじめに

2016年7月26日未明に起きた相模原障害者殺傷事件は容疑者（当時）が措置入院から退院後の5ヵ月弱で起きた。精神医療における措置解除の判断の難しさが浮き彫りになり、解除後のケア不足と関係機関の情報共有のあり方にも注目が集まり、新聞各紙には精神科医、弁護士、社会福祉士、犯罪学や刑事政策などの専門家の見解が報道された。そもそも、この制度の何が課題であったのか。この事件では何が問題になったのか。また、事件発生後すぐに、政府は再発防止と措置入院のあり方の検討に入ったが、措置入院制度の欠陥が事件を生んだとの見立てに異論や懸念する声も少なくなかった。再発防止に向けて、何が進められたのか。

事件の発生とその後の経過において、全国紙6紙は事件の解明と再犯防止のあり方のキーワードである措置入院について、読者に何を、どのように報道したか、を読む。

<事件発生直後の報道>

1 措置入院についての従来ある課題と本事件の問題

事件が、容疑者が措置入院から退院した5ヵ月弱で起きたことで、措置入院の解除の判断や退院後の対応は適切だったのか、が問われた。事件の翌日、日本経済と読賣は、措置入院についての従来ある課題と本事件における問題を掲載した。（以下、各紙が掲載した記事の見出しとその抜粋）

衝撃 医療機関にも 「他人に危害の恐れ」で措置入院 退院の判断厳しく 大麻陽性、通報なし 退院に「守秘義務」 情報共有 課題浮き彫り [日本経済]7.27 朝刊 38 面

事件の容疑者が2週間ほどで退院したことについて、「容疑者の状態は分からないが、もう少し様子を見て良かったのでは」と首をかきしげる指定医の東洋大学

の白石弘巳教授（精神医学）は「措置入院からの退院判断は答えがない。永遠の課題だ」という。そのため「今回の事件で指定医が慎重になり、入院期間が不必要に長引き、患者の利益を損なうことが生じるかもしれない」と懸念する。

事件では相模原市と神奈川県や県警などでの情報共有の難しさも浮かんた。容疑者が措置入院となった際、病院の検査で大麻の陽性反応が出た。市も病院から報告を受けたが「薬物の使用・所持を市として現認した訳ではない」と警察には伝えなかった。同市の担当者は「精神疾患の情報は非常にデリケートで守秘義務もある」と強調する。県は措置入院や衆議院議長宛ての手紙などを把握していなかった。県の担当者は「措置入院などは県への報告義務ではない」と説明。一方、県警は「各段階で必要な措置はとった」としている。

《スキャナーSCANNER》兆候数々 凶行防げず 殺人示唆し措置入院 13日間で解除 精神医療人権と治療で議論 [読賣]7.27 朝刊 3 面総合

植松容疑者は措置入院終了時、市外で両親と同居する旨の書類を市に提出していた。実際には近くに一人で住んでいたが、市は把握していなかった。同課の八木英次課長は「あくまで社会復帰を促すのが一番」との立場で、「法的な義務はなく、間違った対応はしていないが、今の制度のままでいいのかという思いはある」と悩ましさを語った。

精神医療を巡っては、患者の人権と他人への危害とのバランスを巡る議論が続いてきた。2001年、大阪・池田小事件が発生。元死刑囚は、措置入院の解除後に事件を起こしていたことから、精神医療のあり方などが議論となった。これを受け、03年には心神喪失者等医療観察法を制定。重大事件を起こしたが、精神障害を理由に不起訴などとなった場合、裁判所と精神科医の判断で入院・通院を強制でき、さらに退院後も保護観察所による指導を通じて通院させることも可能になっ

た。ただ、事件を起こしていない障害者に退院後も治療を強制する仕組みはない。特に薬物依存症は、短期間で症状が改善しやすいものの、退院後に摂取すればすぐに再発する恐れがある。国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦・薬物依存研究部長は「人権をなるべく侵害せずに、治療の実効性を担保する制度を検討する必要はある」と話す。一方、精神障害者の家族らでつくる公益社団法人・全国精神保健福祉会連合会の小幡恭弘事務局長は「事件の加害者に精神障害があったことが報じられ、精神障害者全体の差別や偏見につながることを危惧している」と危機感を募らせている。

2 識者の見方

障害者施設殺傷事件 識者の見方 [毎日]7.27 朝刊 15面

退院後のケア不十分か 影山任佐さん 東京工業大学名誉教授(精神科医。日本犯罪学会理事長)

警察や行政などが連携して容疑者の言動から前兆を察知し、措置入院につなげたのは適切な判断だった。しかし、措置を解除した後の対応は不十分だったのではないか。容疑者が抱えていた精神的な問題は、長期的ケアが必要な違法薬物の中毒によって引き起こされた可能性もある点に着目しなければならない。もし薬物中毒が原因だった場合、急性症状が過ぎれば体調はすぐに落ち着く。だが、その場合、薬物を絶ち切らなくては根本的な解決にはならない。専門性の高い長期の治療が必要で、措置後も改めて入院してケアをする道もあったはずだ。

警察・行政の対応 検証を 青木理さん ジャーナリスト
容疑者が精神保健福祉法に基づく措置入院となっていたことから、ネット上などでは既に「そんなやつは、閉じこめておけばいいじゃないか」といった暴論も出ている。仮に容疑者に精神的な疾患があったとしても、疾患を持つ人たちが誰でも凶悪な犯罪を起こすわけではない。こういう極端で特殊な事例をもって、精神に疾患、障害がある人を「危ない」と決めつけ、措置入院制度を強化せよとか、「予防拘禁」的なものを導入せよという短絡的な議論をしてしまうと、疾患を負っている人への差別を助長しかねない。そんなことでは問題は解決しないと思う。

《緊急論点スペシャル》相模原刺殺 識者の見方
[読売]7.28 朝刊 11面解説

司法と行政 連携強化を 中央大名誉教授 藤本哲也氏(専門は犯罪学、刑事政策など)

今回の事件は行政、医療、司法の「境界線」上で起き、関係当局の対応が難しかった面はある。しかし、同時にそれぞれの対応のまずさや、連携不足もあったようだ。措置入院の際、憎悪の原因について、医師はどの程度分析したのだろうか。また、わずか2週間程度で「他人を傷つける恐れがなくなった」と診断されたのは、どんな根拠からだろうか。措置入院の後、大麻使用の陽性反応が出たことや、退院の情報が、行政から警察当局に伝えられていなかったのは問題だ。退院後の容疑者の所在も、市は把握していなかった。こうした情報を警察が把握して警戒していれば、事件を防いだり、より軽微な犯行の段階で摘発できたりする可能性はあったのではないか。

措置入院 退院後もケア 千葉県精神科医療センター病院長 平田豊明氏(日本精神科救急学会理事長。厚生労働省「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」構成員)

一般論としては私は、措置入院には三つの問題があると考えている。一つ目の問題は「入り口」の問題。「自傷他害の恐れ」の「恐れ」の判断には医師の間でも個人差がある。そのため2人の精神保健指定医の診察が必要とされているが、判断は地域によってもばらつきがある。今回の事件でも、措置入院決定までの経過について、検証する必要がある。二つ目は、入り口から出口の間の問題。入院中に良質な医療が提供できるかどうかだ。措置入院を受ける医療機関を限定し、医師や看護師の配置を手厚くして治療やケアを尽くせる体制が必要ではないか。三つ目は、今回の事件で指摘される「出口」の問題だ。措置入院の期間は、人権への配慮から可能な限り短くしなければならない。だが、目の前の症状で措置解除を決めるのではなく、解除を迷うようなケースでは地域の関係者と意見交換の場を設けるなど、措置解除の妥当性について検討すべきである。退院後も、切れ目ないフォローができるよう、訪問診療や看護、ホームヘルプサービスなどを充実させる。欧州各国の精神科医療は、在宅医療主体に切り替わっているが、日本ではまだ入院中心の医療が展開されている。

障害者への偏見助長危惧 全国精神保健福祉会連合会事務局長 小幡恭弘氏(社会福祉士)

私たち精神障害者の家族会は、容疑者が精神疾患で措置入院していたと報じられていることが、一足飛びに「精神障害者は危険な存在だ」との誤解に結びつき、

偏見や差別を助長するのではないかと強く懸念している。障害者を家族任せにしている実態があることを知らず、加害者が措置入院し、短期間で入院解除されたことだけがクローズアップされる。この事実だけをとりえて「なぜ、すぐに病院から出したんだ」という世論が強まり、精神障害者すべてが危険だというレッテルを貼られかねない。今回の事件は、精神疾患を抱える人を複数で見守るシステムの未整備が招いた可能性があると思っている。障害者が危険な存在だとの誤解を招かれないよう、地域全体で啓発運動を行っていくことも急務だ。

3 政府の再発防止の検討に対して、人権侵害や偏見助長を懸念する声

事件を受け、政府は7月28日に関係閣僚会議を開き、再発防止策の検討に入った。措置入院のあり方が焦点で、「退院後のフォローアップ体制」が課題となる。これに対して、監視にもつながりかねないため、人権侵害や偏見を助長する懸念が指摘された。朝日は、課題は退院後にどのようなケアを続けるのかという点といい、識者3人らの声を掲載した。毎日、早急な検討課題として「措置入院後のフォローアップ」が挙げられたことへの懸念を指摘した。

措置入院 退院後ケアは 政府が再発防止策検討 [朝日]7.29朝刊3面

課題は、退院後にどのようなケアを続けるのかという点だ。訪問診療や生活支援などを求める意見が出ている。東京工業大学の影山任佐名誉教授（犯罪精神病理学）の念頭にあるのは、自ら仕組みづくりに関わった兵庫県の「継続支援チーム」だ。チームは各保健所に配置。措置入院中から患者1人ひとりに担当の保健師らがつき、病院を訪問したり家族と連絡をとったりして退院後の生活をフォローする。警察や病院、行政が参加する連絡会議も開かれ、必要に応じて継承した治療が受けられるようにする。

退院後のフォローアップには難題もある。障害者問題に詳しい池原毅和弁護士は「退院後も追跡するといっても、人権上、際限なく監視することはできない。管理されることを嫌って、患者本人が医療から遠ざかってしまう可能性もある」と指摘する。

精神保健福祉法に退院後のフォローアップ体制が記されていないことについて、厚労省幹部は「歴史上、精神障害者の自由が制限されてきたので、措置入院が

解除されてからも何かを義務づけることに慎重だった」と説明する。同省は「入院医療中心から地域生活中心へ」を掲げ、地域で支え合えるように在宅で利用できるサービスを充実させてきたが、議論しただけではこうした流れに逆行する可能性もある。

杏林大学の長谷川利夫教授（精神医療）は「『なぜ、もっと長く措置入院させなかったのか』という論調があることに危機感を覚える。「事件を機に『精神障害者は病院に閉じ込めろ』という議論に飛躍しないか心配している」と話す。

全国精神保健福祉連合会は27日、ホームページ上に事務局長名で「精神障害者全体の差別や偏見、誤った認識につながることを危惧する。入院は一時的な対応手段でしかない。退院後に地域で本人を孤立無援にさせない、安心して生活していける仕組みをつくること如果不能意味がない」とコメントした。

相模原殺傷 措置入院見直し 性急な議論を懸念 [毎日]7.29朝刊29面

退院後のフォローについて、東京都で精神保健福祉行政に長く携わった仮屋暢聡・まいんずたわーメンタルクリニック院長は、「行政部門ですべてフォローするのは人的にも財源的にも現実的ではない。訪問看護など地域の精神医療と連携してフォローを進めるのはどうか」と提案する。

「犯行の原因などが明確でない段階で制度見直しに突き進むのは拙速だ」。東京アドヴォカシー法律事務所の池原毅和弁護士は警鐘を鳴らす。池原氏は「精神障害ではなく、薬物の影響が強い犯行の可能性がある。その場合、措置入院のあり方を見直すよりも、薬物対策や更生プログラムを検討する方が重要だ」と指摘。現状では退院した人の処遇状況など基本的な状況さえ把握できていない点を挙げ、「極めて特殊なケースだけを基に観念的な想定で制度見直しを行うと道筋を誤りかねない。基本的な客観データを集めて、本質的な議論をすべきだ」と訴える。

4 社説

事件発生直後の新聞各紙の社説は一斉に、再発防止には措置入院の経緯とあり方の徹底的な検証が必要である、と指摘した。

<社説>まずは不可解な動機の解明だ [讀賣]7.27朝刊

入院時の検査では、大麻の薬物反応も確認されたが、

市は3月2日、「症状がなくなった」とする病院の診断に基づき、男を退院させた。この判断とその後の対応について検証が不可欠だ。

<主張>相模原大量殺人 措置入院の徹底的検証を [産経]7.27 朝刊

池田小事件をきっかけに、平成17年には、裁判所が医師の鑑定をもとに指定医療機関への入院を命じることができる心神喪失者等医療観察法も施行されたが、精神保健福祉法と併せ、社会の安全を守るには多くの問題点を残す。

<社説>相模原の事件 犯行生んだ闇の解明を [朝日]7.27 朝刊

<社説>障害者施設襲撃 痛ましさに言葉を失う [毎日]7.27 朝刊

<社説>障害者施設殺傷 許されない命の蹂躞 [中日]7.27 朝刊

<事件発生 1 週間後の報道>

連日、新聞各紙はこの事件を大々的に報道した。毎日、朝日、読賣の3紙が、措置入院に関わって、識者の見方を中心に掲載した。

1 識者の見方

予兆 危機共有に溝 事件から1週間 措置入院退院は「個人情報」 [朝日]8.3 朝刊 39 面社会

病院から市に提出された書類によると、植松容疑者は退院後、別の自治体で家族と同居することになっていたが、実際は市内の実家に1人で暮らしていた。市によると、市内に居住先があれば、本人や家族が希望する場合に退院後も通院状況などを確認する義務はなく、今回も追跡していなかった。

情報の共有 限界ある 京都産業大学法学部田村正博・客員教授（社会安全政策）の話

まだ犯罪を起こしていない個人の情報を共有することには限界がある。措置入院の解除から事件までに約5カ月あり、容疑者を警察が常に監視することや、市や園が危険人物とみなして広く情報共有することには、人権上も法律上も別の問題が生ずる可能性がある。報じられている事実以上の予兆がなかったとすれば、より踏み込んだ対応をするためには、社会的な議論が必要だろう。

《論点》措置入院 「安全」考慮の制度に 前田雅英氏（日大法科大学院教授。専門は刑事法） [読賣] 8.3 朝刊 11 面解説

多くの国民は、予兆があっても事件を防げなかったことに不安と割り切れなさを感じているのではない。日本は、欧米諸国のように刑事司法手続きによって「社会にとって危険な人格」を施設に収容する保安処分制度を持たない。ただ、自傷他害の恐れがあると認められた精神障害者は、医師の判断に基づいて措置入院とすることが可能である。措置入院はあくまで治療の一環だが、保安処分の役割の一部を担ってきたといえる。

問題は、容疑者を10日余りで退院させたことである。精神保健福祉法は、「自傷他害の恐れ」が消えれば強制入院は中止しなければならないと定めている。現在の精神医療では、「強制」は治療の意味を持たないと判断されてしまう。

大阪教育大付属池田小事件に続いて相模原の事件が起き、今後は保安処分の導入論が出てくる可能性がある。ただ、そこまでの制度の大転換は時間をかけて行う必要がある。それではどうすればよいか。まず考えられるのが、医療中心に組み立てられた精神保健福祉法の理念の微調整であり、具体的には、医師による退院の「判断基準」の修正である。今回のケースでいえば、容疑者の精神状態が安定し、薬物反応も消失したとしても、施設を名指しで攻撃するとしている以上、「他害」の恐れは消えていないと見なしてもよいのではない。

弱者どう守る 発生から1週間 措置入院 連携に課題 [毎日]8.2 朝刊 28 面特集

2 政府の有識者会議による措置入院のあり方検討の開始にあたって

事件を受けて、厚生労働省は、有識者や関係省庁による検証・再発防止検討チームを設置し、8月10日に初会合が開かれた。検証事項は、①植松容疑者に対する措置入院から解除までの判断の是非、②措置入院解除後の継続的なケアの仕組み、自治体や地域との連携のあり方、③行政や警察間などの情報共有のあり方、④福祉施設の「地域に開かれた施設」と両立する防犯体制のあり方、の4点である。塩崎厚労相は記者会見で、措置入院解除の判断のあり方や退院後のフォロー態勢の見直しにも言及した。初会合の前に、読賣と中日は、精神障害者らの団体や識者らの見直し検討への懸念を掲載した。

《話題の発掘》ニュースの追跡 措置入院 危うい「強化」 精神障害者団体など懸念 [中日]8.4 朝刊

15 面特報

DPI（障害者インターナショナル）日本会議の尾上浩二副議長は「措置入院への偏見と隔離を強めることにつながる。障害者を社会から排除する施策に踏み出せば、容疑者の思うつぼ」と訴えた。

精神保健福祉法には退院後のフォローを義務付ける規定はない。当事者団体、全国「精神病」者集団・運営委員の関口明彦さんは「政府は退院後の監視システムを構築するつもりか。見直し後に措置入院が解除されにくくなるのも必至で、精神科医療が犯罪防止の道具にされかねない」と危ぶむ。

そもそも、容疑者の今回の犯行を、当人の五カ月前の措置入院との関連で論じてよいのか。「犯罪と司法精神医学」の著書がある精神科医の中島直氏は「確信的な信念に基づく犯行だとすれば、精神科医療とは全く関係がない。真相がまだ分らない段階で、性急な議論は避けるべきだ」と警告する。

今回の見直し論議の浮上について、専門家たちの間では「池田小事件をきっかけに生まれた医療観察法の成立過程とよく似ている」という指摘がある。「ルポ

刑期なき収容－医療観察法という社会防衛体制」の著書があるジャーナリスト浅野詠子氏は「精神障害者の再犯率は決して高くはない。医療観察法により、本来必要ない人にまで、入院や通院が強制されている。さらに患者の社会復帰には、地域や家族の見守りも大切な要素なのに、遠方への強制的な入院や通院を強いることは治療や社会復帰の妨げともなっている」と指摘する。

障害者の人権に詳しい池原毅和弁護士は、「今回の事件は極めて特異なケース。早計な議論を進めれば、疑いだけで人を拘束する「保安処分」の要素が強まりかねない。政府は市民の不安に乗じたパフォーマンスではなく、措置入院後の追跡調査を丁寧に行うなど、客観データを集めた上で、人権にも配慮して制度を検討すべきだ」と提案する。

《クローズアップ2016》「措置入院後」が焦点
相模原殺傷再発防止検討会 過度な監視には懸念
[毎日]8.11 朝刊 3面総合

退院後、患者を放置せず、医療や地域とどうつながるか。焦点は何かしらの強制力を持った対応をするかどうかだ。精神障害者の当事者らには、強制的な通院などは過度の監視や人権侵害につながるとの懸念が強い。検討チームの平田豊明・千葉県精神医療センター

病院長は取材に「在宅ケアにつながる体制をまず整えるべきだ」と指摘。国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦・薬物依存研究部長は「措置入院中に『集団認知行動療法』と呼ばれる薬物依存型向けのプログラムを受けてもらい、退院後の治療につなげてはどうか」と提案する。

一方、措置入院制度の外側で再発防止策を議論すべきだとする声もある。信念に基づく殺人予告のようなケースには対応するのは限界があるからだ。元慶応大学法学部教授（医事刑法）の加藤久雄弁護士は「警察や検察は措置入院を治安維持の目的に使っている現状がある。逮捕せず入院させて様子を見るなら、司法の責任で刑法など別の法律による強制入院の制度を作るべきだ」と訴える。自身も指定医として措置入院に関わってきた千葉大病院の上野秀樹特任准教授は「犯罪予防を医療で行うのは、間違い。国が治安目的で措置入院を強化しようとしているのであれば、その方が危険だ」と警鐘を鳴らす。

措置入院見直し 検討中断求める 精神障害者団体
[讀賣]8.3 朝刊 11面解説

措置入院 難題 厚労省が検証 判断に限界 隔離
回帰の恐れ [朝日] 8.11 朝刊 2面総合 2

3 社説 -有識者検証チームの検証会議の開始にあたって

<社説>相模原事件 共生への歩みを止めるな [中日]8.8 朝刊

軽々な制度の見直しは、精神障害者は危ないという偏見や差別を助長する懸念がある。犯罪予防という保安処分の目的で精神医療を利用し、ましてや精神障害のない人を拘束するのは許されない。警察は例えば業務妨害や殺人予備といった刑法の規定に基づき、事前に対処できなかったのか。それも問われるべきだ。

<社説>相模原殺傷事件 措置入院解除後にも目配りを [讀賣]8.11 朝刊

退院後、男の治療は継続されなかった。自治体には治療を受けさせる法的根拠がないためだ。治療が途切れ、男に行政の目が届かなかったことが、事件を招いた一因と言えないか。措置入院の時の男の尿検査では、大麻の陽性反応が検出されたが、市は「報告義務がない」として警察には知らせなかった。退院した事実についても、個人情報だとして連絡しなかった。警察との連携により事件を防ぐ手立てが得られた可能性もあっ

たはずだ。さらに、入院時には複数の医師が診断するのに対し、退院時は1人だけという現行制度のままでもいいのかどうか、議論が求められる。

<社説>相模原事件 医療だけでは防げない [毎日] 8.14 朝刊

安倍首相からの要請も強く、国民が納得できる改善策を厚労省は迫られている。その結果、安易な隔離収容策の強化につながりはしないか心配する。そもそも植松容疑者を精神障害と決めつけるのは早計だ。あわてて精神科医療に原因や改善策を求めても本当の解決にはつながらず、精神障害への偏見を招く恐れもある。また、大麻取締法には単純使用に対する罰則がなく、医師が警察へ通報する義務もない。ただ、地元自治体には退院後に相談支援や福祉サービスにつなぐ制度はある。今回の事件で医療と警察や福祉との連携に問題はなかったか。徹底した検証が必要だ。

<社説> 相模原の事件 予断をもたず徹底検証を [朝日]8.1 朝刊

<事件発生1か月後の報道>

事件から1か月。事件の全容は未解明のまま、「障害者は不幸を作ることしかできない」という容疑者の言葉に社会が揺れた1か月でもあった。讀賣は、再発防止の鍵となる措置入院と解除の判断、解除後のフォローのあり方を巡り、医療現場や行政の苦悩を識者の見解とともに報道した。

1 識者の見方

殺傷1か月 再発防止苦悩の現場 措置入院 精神疾患判断難しく 退院後の継続治療 自治体間の連携 続く模索 [讀賣] 8.26 朝刊 6面特別面

再発防止の鍵となる措置入院と解除の判断、解除後のフォローや福祉施設の防犯対策のあり方を巡り、医療現場や行政、各福祉施設の苦悩は深い。

日本司法精神医学会理事長で、年間2000件を超える精神科救急に対応する岡山県精神科医療センターの中島豊爾理事長は、措置入院を決める際の判断の難しさを次のように指摘する。「薬物反応もあり、入院の判断は間違っていたとは言えない。ただ、一般論で言えば、大麻は別にして、攻撃的な言動がゆがんだ考えに基づく危険思想なのか、精神疾患による妄想なのか、鑑別は難しいことがある」と説明し、「今後、どこまで措置入院で対応するか、全国的に議論していく必要がある」。

国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦・薬物

依存研究部長は「退院後少したってから、他人に危害を加えるかどうかの予測は非常に難しい。大麻が体から抜け攻撃性も収まっていれば、多くの医師が同じように（解除の）判断をしようと思う」との見解を示す。

東京都東村山市の多摩あおば病院の中島直副院長（精神科医）は「措置入院は実態としては緊急対応なので、精神疾患かどうか疑わしい人も入院させてしまう恐れがある。精神疾患の可能性が薄いとわかれば、速やかに解除しなければならない。“出口”を狭くする議論には慎重になるべきだ」と話す。今後の対策としては、「入院医療だけの問題とせず、保健所や役所の訪問支援・援助など、地域全体のサポート体制の強化が重要だ」と訴えている。

精神保健福祉法による措置入院は退院後も治療を継続させる規定がない。退院後も支援を継続し、孤立化を防ぐ方策はあるのか。兵庫県は2016年4月、措置入院した患者の治療中断を防ぐため継続支援チームを発足させた。自治体がその足を踏むがちな個人情報の扱いだが、チーム設置要綱で「情報の取り扱いには十分に配慮する」とし、「（条例に基づき）個人情報収集の目的内使用なら第三者への提供は可能」と明記。医療の中断や孤立の防止に必要な情報共有は目的内使用に当たるとの認識だ。

2 社説 -有識者検証チームの中間報告書に対して

9月14日厚生労働省の検証・再発防止検討チームは、元職員の容疑者が措置入院していた病院や相模原市の対応を不十分とする検証結果の中間報告書を公表した。こうした不十分な対応は他の自治体、病院でもありうるとの指摘を受け、厚労省は退院後も患者が確実に医療や福祉を受けられるよう制度改正し、自治体を実施すべき支援策を明確化する方針である。中間報告書の公表に対して、中日と産経が社説を掲載した。

<社説>相模原事件 警察の対応を検証せよ [中日] 9.15 朝刊

驚かされるのは、その検証結果である。容疑者の精神障害が犯行の引き金になったのかどうかも解明されていないのに、あたかも措置入院制度にまつわる精神医療の不備に大きな原因があったかのように読み取れるからだ。治安確保の責務を精神医療に負わせている面はないか。

<主張>相模原殺傷検証 犯罪防止の視点足りない [産経]9.17 朝刊

措置入院制度の見直しについても「必要不可欠」と結論づけている。もっともな指摘だが、それだけで犯行は防げたか。医療現場と自治体任せで治安を守ることではできない。司法の関与も含めた再発防止策を検討すべきだ。厚生労働省は、自治体が退院後の支援に関わる制度を作る方針だが、対象者が拒否すれば警察の介在を抜きに動向を把握することは難しい。司法の関与による何らかの強制力が必要である。

<事件発生 4 カ月後の報道>

1 自治体の取り組み状況

相模原市の障害者施設殺傷事件に関連し、厚生労働省は10月14日までに、措置入院患者の退院後の支援について自治体の取り組み状況を公表した。日本経済と毎日が掲載した。

措置入院退院後の支援 ルール策定 自治体の1割
[日本経済]10.14 夕刊 12 面社会

都道府県と政令指定都市の計67自治体のうち、ガイドラインなどで退院支援のルールを定めているのは11.9%にあたる8自治体にとどまった。相模原市は2015年7月からガイドラインの運用を開始。支援する患者の対象を定め、退院した患者の自宅を訪れ悩みを聞いたり、通院に同行したりするなどの対応を行っている。だが、植松容疑者のケースでは、病院から東京都八王子市の家族と暮らすと伝えられ、支援対象外とした。今回の調査では、ガイドラインなどを定めている8自治体のうち、警察との情報共有の規定を設けていたのがゼロ。患者が転居した場合に備えて自治体間の情報共有の仕組みがあったのも1自治体だった。

措置入院後の9割「指針なし」 相模原殺傷受け
[毎日]10.14 夕刊 12 面社会

<事件発生 5 カ月後の報道>

1 検証・再発防止検討チームの最終報告書

この事件を検証していた厚生労働省などの有識者検討会（座長＝山本輝之・成城大教授）は12月8日、最終報告書を公表した。報告書では、全ての措置入院患者を対象に入院中から支援計画を作成する仕組みを提言し、計画作りは知事らの責務とし、実際の支援は居住する自治体を中心になることを求めた。さらに、措置入院中の治療や検査が不十分だったとして、国が診療内容の指針を新たに作成することを提言。自治体や警察などの連携強化のため、地域協議会を設けて情

報共有することも求めた。厚生労働省は、来年中にも精神保健福祉法の改正案を国会に提出する方針であった。

讀賣と産経は、悲惨な事件を防ぐには何が必要なか、措置入院患者への向き合い方などについて、識者が解説した。また、報告書に対しての自治体の反応を掲載した。

《論点スペシャル》 再発防ぐには [讀賣]12.9 朝刊解説

「大丈夫か」声かけ見守る 日本精神科病院協会副会長 松田ひろし氏

精神障害で強制入院させた患者を退院後も手厚く支援することが再発防止策の柱で、患者を地域が見守る社会に向けて一歩前進した。今回の事件で、退院後の支援がルール化されていないという問題点が明らかになった。本人の同意がなくても、家族が了承すれば入院させられる「医療保護入院」では、退院後の生活について、病院が相談員を選任することがすでに義務付けられている。措置入院の場合も同様の支援が必要なのは当然だ。

再発防止策では曖昧だった自治体や病院、保健所など関係機関の役割を明確化した。ポイントは、措置の権限がある知事らが責任を持ち、入院中から治療計画を作ることだ。ただ、中心となる保健所職員向けに研修を実施したり、退院後の生活の問題点などをチェックリストにしたりすることが必要ではないか。支援計画の指針があってもいい。現場レベルでできることを探すことも大切だ。患者が通院を中断した場合、医師は行政職員や警察官らに「少し様子を見てほしい」と頼んでみればいい。「大丈夫か」の一言が症状悪化を防ぐこともある。

警察と地域の連携 軸に 日大法科大学院教授（専門は刑事法） 前田雅英氏

報告書は警察の対応について、法令に沿ったものだったとし、特段の問題点を指摘しなかった。しかし、警察にはもう一歩前が出る対応がも求められるだろう。警察の対応が変わると、「予見に基づく差別的な判断だ」との指摘が出る恐れもある。だが、人権を重視しすぎた抑制的な対応では、今回のように悲惨な事件を防ぐことはできない。どのような制度が必要か。国民的な議論が必要だろう。

日本には、欧米諸国のように刑事司法手続きによって、「社会にとって危険な人」を収容する保安処分制度がない。戦前の国家権力による人権弾圧の記憶もあ

り、導入にはまだ時間がかかるだろう。今後の鍵は、措置入院となった容疑者の退院後のフォローアップを自治体、病院、警察などの関係機関が十分に連絡して行うことだ。24時間対応できる警察はその中心的な役割を果たすことが求められている。

人材や体制の確保急げ 岡山県精神科医療センター理事長 中島豊爾氏

報告書では、全ての措置入院患者に対し、退院後の生活をフォローするための支援計画を作っていくという方針が示された。地域の医療・福祉関係者を集めた調整会議で患者一人一人への現場対応も協議していくという。私も、そうした対応は必要だと思う。実現には、調整会議の旗振り役となる保健所など人員増強が不可欠だが、措置入院が多い地域では、大幅増員がなければ対応できないのではないか。

一方、退院後の支援計画を作成しようにも、そもそも福祉サービス、支援団体などの受け皿が乏しい地域も少なくない。そうした地域の人材や体制の確保が不十分なまま、退院後の支援を推し進めようとしても、かけ声倒れになりかねない。政府には、地域の人材育成、体制整備に本気で取り組んでほしい。

《水平垂直》措置入院教訓生かせるか 最終報告 抜本的改革も個人情報の壁 [産経]12.9朝刊総合面

凶悪事件を防ぐための「措置入院」の問題点は過去にも指摘されてきた。患者が措置解除後に地域で孤立しても、制度的対応はなかったに等しい。再発防止策を実行に移すためには、個人情報保護などの壁が立ちふさがっている。再発防止として自治体側に患者の支援計画案の策定を求めたが、措置入院は年間約7千件あり、財源や人材など自治体の大きな負担になる。自治体間の情報共有についても、個人情報保護の問題がある。厚労省は「同意を必要としない児童虐待防止の例を参考にする」としているが、具体的な方策はこれからだ。

司法の介在 向き合わず 識者「立法の不作為」 「司法関与議論を」

医療現場からは、法に触れる罪を犯した精神障害者の処遇に司法の介在を求める声も上がる。だが、厚生労働省の検討チームが公表した最終報告に犯罪防止の視点は乏しかった。惨劇が起きるたび、社会の安全と触法精神障害者らの人権問題が議論されては立ち消えになってきたが、今回も正面から向き合うことがなかった。

「社会の安全を医療に押し付けている。刑事政策なき弥縫策にすぎない」。現場で精神医療に携わってきた独協医科大学越谷病院の井原裕医師は報告書をこう批判する。元慶応大法学部教授（医事刑法）の加藤久雄弁護士も「触法精神障害者の対策は刑事司法の枠組みで行うべきで、司法の関与について真剣に議論すべきだ」と話す。日本でも海外の事例を参考に、保安処分やアルコール、薬物依存で禁錮刑以上の罪を犯した者を保安施設に収容する「禁絶処分」を盛り込んだ刑法改正の検討が何度か行われた。だが、日本弁護士連合会や日本精神神経学会などが再犯の恐れがある人を拘禁する「予防拘禁」や「保安処分」につながると強硬に反対し、実現することはなかった。

「人手不足」自治体、負担増に不安 [産経]12.9朝刊社会

最終報告では、自治体が措置入院した患者の退院後の支援計画を作成し、退院後は計画に沿って支援を継続していくことが盛り込まれた。しかし、措置入院の件数は自治体ごとに大きく異なる。負担が増える自治体から人手不足との声も聞かれた。ある自治体の担当者は「現状では保健所の手手がとても足りない」と打ち明ける。この自治体には措置入院後の支援についてのガイドラインがあるが、「人手が足りない保健所は、支援まで手が回っていないのが現状だ」と明かす。別の自治体の担当者も「予算がないと動けない。補助金が出るのか。それで足りるのか」と不安をのぞかせた。

2 社説 一有識者検証チームの最終報告に対して

<社説>相模原の事件 再発防止の歩み着実に [朝日]12.11朝刊

支援を着実に進めるための具体的な制度づくりは、厚労省内の別の検討会が引き継ぐが、難しい問題が待ち受ける。措置入院の患者には、一人一人にあった支援計画が大切だが、策定に手間取ると入院期間がその分延びてしまう。退院後の支援も、長期に及ぶと患者を過度にしばらくかねず、支える側の負担も増す。検討会には、実効性があり、均衡のとれた対策を求めたい。

<社説>相模原の事件検証 情報共有が再発防止の基盤だ [讀賣]12.11朝刊

報告書が「支援を継続的に受けられる仕組みがあれば、事件を防ぐことができた可能性がある」と指摘したことは、うなずける。支援の責任体制を明確化した妥当な内容だろう。支援にあたる人員の確保が今後の

課題。患者の「監視」という誤解を招かないよう、人権への配慮が必要なことは言うまでもない。

<社説>相模原事件報告 監視強化が気がかりだ
[中日]12.13 朝刊

報告書はすべての措置入院患者の身守りを強めるべきだとしたが、身守りと監視は紙一重であって、病気治療の名を借りた人権制限は許されない。障害者や難病患者も地域で暮らすには、多方面の手厚い支えが欠かせない。健康管理のための見守りか、犯罪抑止のための監視か。その分かれ目となるのは、おそらく少なくとも支え手が患者の信頼を勝ち得るかどうかではないか。

<主張> 相模原殺傷報告 刑法の大改革に踏み込め
[産経]12.13 朝刊

報告書は措置入院した患者を対象に、都道府県知事などが支援計画案を策定し、病院側は患者の退院後の「生活環境指導員」を選任することなど、退院後の継続的な支援を提言したが、これが犯罪防止の切り札になり得るだろうか。求めたいのは入退院の判断への司法の関与であり、退院後の動向把握への警察の介在である。未然の犯罪防止に対する司法の腰は重い。日本の刑法の原則が、既遂の犯罪を処罰対象としているからでもある。欧米にみられる「治療処分」や「保安処分」の制度化を含め、刑法の抜本的見直しを検討すべきだ。

<事件発生7カ月後の報道>

1 社説 - 鑑定留置終了、起訴へ

2017年2月20日、横浜地方検察庁は5カ月に及ぶ鑑定留置を終了した。精神鑑定の結果、容疑者は「自己愛性パーソナリティ障害」などと診断されるが、「犯行時には完全な責任能力があった」と結論付けた。

同月24日、横浜地検は容疑者を殺人罪や殺人未遂罪などで起訴した。事件の発生から7カ月、大きな節目を迎えて3社が社説で論説したが、うち、讀賣と中日が措置入院についてわずかに言及している。

<社説>相模原事件起訴 身勝手な大量事件が裁かれる
[讀賣]2.25 朝刊

精神保健福祉法改正案が今国会に提出され、措置入院から退院した患者への継続的支援の制度化される見通しだ。支援計画の作成や実施主体など、自治体や病院の責任を明確化する。切れ目のない支援には、人員確保が重要だ。国の援助が欠かせない。

<社説>相模原事件 障害者の尊厳を見つめて
[中日]2.2 朝刊

元職員の事件前の措置入院歴がことさらに問題視され、退院した精神障害者の追跡が強化される見通しだ。医療や福祉の支援につなぎ留めるとの理屈だが、事実上の管理、監視につながらないか懸念される。

<事件発生1年後の報道>

1 社説

事件から1年が過ぎた。植松被告の初公判はまだ開かれていない。被告は新聞社の取材に手紙で応じているが、謝罪や反省の記述はなく、「障害者には生きる価値がない」という理不尽な動機がどのように形成されたのか、事件の核心部分はまだ明らかではない。4紙の社説が現況や今後の課題について論説しているが、うち産経の社説が措置入院について言及している。

<主張>相模原殺傷1年 再発防止策は置き去りか
[産経]7.27 朝刊

悲惨な事件の再発防止を目ざすはずの精神保健福祉法の改正が遅々として進まない。退院後の支援計画作成に警察も参加するとした当初の改正案は野党や医療関係者、障害者の支援団体から「治安維持の道具となる」「監視の強化につながる」などの反発を受けて頓挫し、その不完全な改正案でさえ成立していない。措置入院制度が医療行為の枠内で運用される以上、再発防止に資することは望めない。刑事司法の積極的な関与が欠かせないはずだが、「人権」の壁がこれを阻む。では、被害者の人権はどう守ればいいのか。英独などでは犯罪予防的な「治療処分」が制度化されており、専門病院もある。「保安処分」の導入や厳格運用のあり方も含め、真剣に検討すべきである。

討論

一般の読者にとって、「措置入院」はなじみのあまりない言葉である。自傷他害のおそれがある場合について、都道府県知事らの権限と責任において精神科病院に強制入院させるにあたっては、慎重かつ十分な配慮や対応が必要である。事件発生当初から、犯行の原因や容疑者の状況などが解明されていない段階で再犯防止に向けた早急な議論を進めることに、各紙では、各界の識者から人権侵害や精神障害者への偏見助長を懸念する声が伝えられた。各紙の社説においても、再発防止には措置入院の経緯とあり方の徹底的な検証が

必要である、と主張された。特に讀賣は、事件発生当初から1年間にわたり継続して措置入院のことを報道した。また、中日の紙面は、措置入院から退院した患者への継続的支援の制度化が事実上の管理、監視につながらないか、を懸念する論説を展開した。

再発防止の焦点は退院後のフォローアップ体制であるが、現在は自治体には治療を受けさせる法的根拠はない。そこで、識者からは、在宅ケアにつながる体制の整備や保健所や役所の訪問支援・援助など、地域全体のサポート体制の強化などが提案されている。今後の協議や取り組みの指針とすべきものであろう。

一方、退院後の支援計画の作成にあたっては、相談支援や福祉サービス、支援団体など、国には、地域の人材育成や体制整備が求められることが指摘された。また、再発防止策を実行に移すためには、自治体間の個人情報の共有と個人情報保護の問題があるが、この点については、具体的な方策はこれからであることを伝えている。

産経は、事件発生当初から、保安処分の導入論を一般記事と社説において展開した。医療現場と自治体任せで治安を守ることはできない、司法の関与も含めた再発防止策を検討すべきだ、と繰り返し主張した。人権を重視しすぎた抑制的な対応では、今回のように悲惨な事件を防ぐことはできないというが、わが国においては、戦前の国家権力による人権弾圧の記憶もあり、導入にはまだ時間が必要だろう。刑事法が専門の識者から国民的な議論の必要性が呼び掛けられているが、新聞報道の果たす役割を期待したい。

本事件はきわめて痛ましい出来事であったが、家族らでつくる公益社団法人・全国精神保健福祉連合会が指摘するように、退院後に地域で本人を孤立無援にさせない、安心して生活していける仕組みをつくることに繋がることを強く願うものである。国連の障害者権利条約やわが国の差別禁止や人権擁護に関する法律のもと、国民の総意によってインクルージョン社会の構築を目指さなければならないが、そのために新聞の報道が世論に及ぼすところの大きいことを痛感するのである。

参考文献

- 青土社 2016 現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件 第44巻第19号 246ページ
藤井克徳他編 2016 生きたかった 相模原障害者殺

傷事件が問いかけるもの 159ページ 大月書店
立岩真也、杉田俊介 2017 相模原障害者殺傷事件 優生思想とヘイトクライム 258ページ 青土社
渡邊明廣 2018 相模原障害者殺傷事件―社説は何を伝えたか 静岡福祉大学紀要第14号 pp.87-96

「保育実践入門」についての一考察

— 「五感で捉える」に注目して—

小田 知里

A Study on "Introduction of Childcare Practice"
-Focusing on the use of five senses-

Chisato Oda

1. はじめに

本稿で扱う「保育実践入門」は、本学子ども学科 1 年生対象の保育への理解を深めることを目的にした授業である。卒業必修科目のため、子ども学科入学生全員が履修する。授業は①保育現場において体験実習を通して子どもの姿を学ぶ時間と②大学においてグループ討議や全体での発表を通して仲間や教員と学びあう事前事後指導の時間とで構成され、複数教員で担当している。

体験実習は「保育所」「幼稚園」「児童福祉施設」で行っている（平成 30 年現在）。学生たちは 1・2 限の時間帯に実習を行い、終了後には大学に戻り他の授業に出席する。その移動が可能な立地条件にある施設に受入れを依頼し、複数名ずつ配属している。保育所と幼稚園については、同じ園にひと月あけて 2 回ずつ、児童福祉施設は 1 回の実習を行っている。

受入先に対しては、この体験実習が通常の資格取得のための単位実習とは目的が異なる旨（「ほとんど子どもに触れたことのない 1 年次学生対象の授業であるため、まずは先入観なく保育現場の様子を五感で捉え、得た気づきを大学での学びに活かすことを目的とする」）を事前に依頼状の中でお伝えし、ご協力をいただいている。

筆者は、平成 27 年度の開講時より実習先の配属や授業準備等でこの授業に関わってきた。本稿では、この授業の意義について、なぜ五感を通して身体まるごとで捉えてくることが大事なのかに焦点をあてて考えてみたい。

考察するための資料として、2 度の保育所見学実習

を終えた段階（平成 30 年 7 月）で学生 36 名が書いた感想を使用する。学生に対しては、授業時に匿名で使用する旨を説明し了承を得た。

2. 学生の感想

以下は、学生に多くみられた感想を分類したものである。原文のまま引用する。

<実感①「子どもは思ったより〇〇ができる」>

学生たちは「子どもの持つ力の大きさ」が自分たちの想像以上であったことに驚いている。

想像していたよりはるかに自立していて 1 人でできることが多かった。

自分が想像していた実習と実際やってみての感想がだいぶちがいました。（順番が待てたり、自分の気持ちを伝えられたり）

（子どもは）思っている以上に自分達の力で物事を解決できる。

4 歳児は思いのほかしっかりしていて、発達障害の子がいても仲間はずれやいじめなどせず、優しく接していて、4 歳児という小さな年齢でも理解していました。

子どもたちは自分が思っていた以上に自分たちや先

生のことを見ていたり、話をよく聞いている。

「ごめんね、話がすんだら遊ぼうね」と声をかければ、こどもはわかってくれるということがわかりました。

<実感②「子どもはみんな違うんだ」>

同じ年齢でも月齢による差が大きいことや、一人ひとり性格も心身の発達状況も違うことに気づいている。

1人1人物事の主張の仕方が違う。

自らよって来てくれる子ばかりでなく、こちらから声かけしてうち解ける子もいる。すぐには打ち解けられない子もいる。

子どもは同じ年齢でも月齢によって発達に個人差がある。

1~5歳のどのクラスもみんながみんな違くて、それに合った保育をしてあげるといことはとても大事だと思いました。

1人1人個性があるから先生はこの子がどういう性格かをあくしてその子にあわせた接し方をしていた。

<実感③「あれ？先生とめないの？」>

子どもはみんな違うし、持つ力は想像以上なのだから、関わる保育者を見ても驚きがある。保育者は学生の予想に反して子どもにすぐに手を貸さない。

子どもが何かトラブルを起こした時は、すぐ怒るのでなく、なぜそうなったのか気持ちや原因を聞いて受け止める。

自分はすぐに止めるものだと思っていたので先生が見守っているのを見てすぐに大人が手助けやケンカの間に入らずに子どもたちで解決させることが大事なんだなと思いました。

先生はごはんをたべるときでも全然たすけなくて、こういう保育のやり方をしてけば子どもたちはきち

んとやることは1人でやるようになり、でも先生たちもみすてているわけではなく、ちゃんとやるときは見守り、私からみると先生は子どもたちとおなじ位置でかかわり、はなしたりしているなどかんじました。私はこんな保育士さんになりたいとたくさん思うことができました。

<実感④子どもが〇〇してくれて嬉しかった>

子どもが自分を受け入れてくれたことが実感できると、やはり嬉しい。

私のところから離れない子がいてすごく可愛かった。

だっこを求めたり、好きなおもちゃをくれたりしてくれたので、とても嬉しかったです。

お散歩を一緒にして、たくさんお話しができて楽しかった。

また来てね！って言ってくれたのが、嬉しかったです。

3. 「保育実践入門」の意義について

学生たちは、「今まで」との違いを驚きを伴って実感していた。筆者は「思っていた以上に」「想像と違って」がキーワードであると捉え、学生たちにとってのこの授業の意義を「保育者を目指すスタート地点で、子どもに対する有能感を一旦揺さぶり、私は本当に保育者を目指すの？と自身に問いかけること」にあると考えた。

以下にそう考えた理由を述べてみたい。「今まで」の経験を考える材料の一つとして、中学高校時代の「保育体験」を取り上げる。この体験は、子育て世代の育児不安や児童虐待の増加などを背景に、親になる前の子どもたちに「親性準備性」をいかに育てていくかの視点から実施されている。

伊藤(2003)は「親性準備性」を「将来自分が親になるか否かに関わらず、生涯発達の視野から子育てを支援する社会の一員としての役割を果たすための資質」と捉えている。そしてこの資質の育成には「対子ども社会的自己効力感」の影響が大きいことを明らか

にし、中高生のこの効力感の発達を支援することが同時に「子どもへの親和」を高め、「親になることの受容性」を促進していく図式を示した。

ここで伊藤の言う「対子ども社会的効力感」とは子どもとの相互作用における、ある行動をおこす前に自分がどの程度それをうまくできるのかの確信度であり、子どもに対する有能感ともいえる。¹⁾

この研究では、効力感をはかる質問項目として「一人の子どもが仲間はずれにされている場面で仲間に入れてやるように言う」「けんかしている子どもたちの話を聞いてやり仲直りさせる」等が設定されている。²⁾

保育者を目指す学生の「対子ども社会的効力感」は保育体験の場面に限らず、多くの場合高いであろう。子どもとのやりとりができると思わなければ、仕事としては目指さない。

学生たちにとって、「今まで」と「今」とで大きく異なるのは、子どもと関わる際に「最初にどこに焦点をあてるか」ではないだろうか。

「今まで」を保育体験で考えると、目的は将来に向けての私自身の育成にあるのだから「私」がどうか、が中心でよかった。しかし「今」は子どもの育ちを支える保育者を目指す者として、焦点を「子ども」にあてている。そうすると、「私」ができるか否かよりも「その子の思い」が先にくる。大事なことは、私が子どもを動かせるか、ではなく、その子はなぜ1人であるのか、本当に今その仲間に入れてほしいと思っているのか、等々になる。

もちろんこの授業においても学生たちは実感④のように、子どもの可愛さや一緒に過ごすことの楽しさを感じてくる。ベースにある生理的な快の感情は、必ず子どもに伝わるものであるから大事な部分である。その上で保育の仕事は簡単ではないことを感じとってくる。「疲れる」はその証であろう。

今まではとにかく子どもと触れ合えばよいと思っていたので、*中学高校の実習では「疲れた」と感じる*ことがあまりなかった。大学にきてからの実習は、ひとつひとつの子どもの関わりで見方が変わったのか*疲れ方がすごいです*。

子どもたちと関わるのは、*想像以上に体力・精神力を使う*ことを感じた。責任が重い。

子どもは人形ではない。思いがある子どもに寄り添うことは難しい。今まではもっとはっきりと描けていた「してあげる私」と「してもらう子ども」の力関係がぼやけてくる。学生たちが全身で感じとる疲れや責任の重たさは、じわじわと「子どもはかわいい。でも本当に私は保育者になりたいの？」という第一回目の問いかけを自身にしていくことになるのだと思う。

4. 自身への問いかけを促す理由について

ではなぜ、この授業が自身への問いかけを促すのか。筆者は以下のように考える。

<理由①「子どもと同じ私」を実感するから>

驚田（2017）の言うように、人は自分の大きさを物差しとしてしか世界を測れない。³⁾ 学生たちは子どもが想像以上に力のある存在であり、ひとくくりにはできないことを思い知ってきた。そのことが「あれ？私とあまり変わらない？」という感覚をもたらしている。

子どもの大きさを知ることで、自分との距離が測られ、ひいては自分の大きさを知ることになるのではないだろうか。これは、身体まるごとで子どもと出会ってくるから可能になることだと思う。

本当にびっくりしたのは、自分たちが思っている以上に1人でちゃんと自分のことができることでした。

（中略）自分がおもっているより、全然子どもたちも自分たちと同じなんだとおもいました。

何が「同じ」なのかは、はっきり言葉にできないのかもしれない。しかしここで大事なことは、おなかの底で「ああそうなんだ！」「もっと違うと思っていたけど違わないんだ！」と実感していることではないだろうか。

「自分と同じ」がスタートであり、違う部分をこれから学んでいくのだから。

当たり前だけれど、年齢が大きくなるにつれて自分のことを主張できるようになって、けんかも自分達で解決できるようになる。

「当たり前」は自分と相手との距離を測ったことで

出てくる言葉である。自分と同じだからあえて言うまでもないけれど、の「当たり前」をどんと実感してくる授業なのだと思う。

客観的に理解すべき対象として子どもを見ると、子どもと自分の大きさの正しい認識ができにくい。子どもを小さいものと捉えた方が有能感が増す。子どもと自分が同じだと感じたら、自分と同じように複雑で面倒くさい部分もたくさん持った人間と向き合う覚悟が必要になってくる。

<理由②振り返りで実感が受けとめられるから>

この授業における保育現場への臨み方は、いろんなことがわからなくて、ドキドキしながらこういうことかな？ちがうのかな？と指先でそっと輪郭をなぞるようなのだと筆者には感じられる。不安だから嬉しいことや驚きにより敏感になる。

以下は、保育者の姿を自分の経験から出た言葉で捉えている感想だと思う。(下線部筆者)

注意するときの言い方がおこるのではなく、考えさせるような感じだった。

子どもが考えてはっとするように言った。

子どもたちを思って行動しているのがすごいわかりました。

どれだけ保育者が考え、深読みし、子どもの気持ちに寄り添い、成長発達する手助け、援助をしているか本当に素晴らしいと思いました。簡単な仕事ではなく、人の命に携わる仕事の重大さを知りました。

「深読み」には「し過ぎる」の意味合いがある。保育者が子どもの気持ちに寄り添おうとする際、し過ぎるということはない。しかしこの学生には、子どもの見えない部分に働きかけようとしている保育者の熱量がそれほどたくさんに感じられたのだろう。

三木(2013)は、曇の目を舐めまわしながらハイハイしてきた赤ちゃんは、舌、唇、顔、手のひらから、からだじゅうを全部動員した感覚と運動全部をひっくるめた記憶に裏打ちされて初めて、そこからこの距離感を感じられるという。⁴⁾

目の前のことを、自分の中から湧き出た言葉で表現

している学生たちは、赤ちゃんのハイハイと同じ探り方をしているように思える。「教科書のとおりでした」「先生が言っていたとおりでした」では、はらわたを通した実感にはなりにくい。

こうして学生が実感してきたことを仲間や教員と振り返る時間が、問いかけの質を高めているのだと筆者は考える。

実感が自身に問いかけるのだから本来自分の中だけで済む話であるが、そこで終わると思込みが作用して可能性を狭めてしまうことがある。

実感としておなかに落としたものを、引き出して共有する。整理整頓が可能なものもあれば、ずっと抱えていく「？」もある。否定から入らない事後指導の場が、丁寧な問いかけに導いていくのだと思う。

筆者には、この授業に関して強く印象に残っているひとこまがある。

この授業が開講した年の初回保育所実習後の振り返りだったと記憶している。子どもがずっと自分から離れないことを表すのに「ストーカー」という言葉を使った学生がいた。このまま実習日誌に書いたら、即指導が入る。しかしこの授業ではなぜ学生がそういう表現をしたのか、まずその気持ちを聞きだした。「怖かった」と言った学生は、その子の執拗さに尋常ならざる「何か」を感じとっていた。犯罪行為である「ストーカー」が意味するところと、その子どもの状況と何が同じで何が違うのか、その言葉で表現されることでどのような心持ちになるか、その子はどんな気持ちで学生から離れたがらなかったと思うか、等をグループみんなで考えた。

実感したことの率直な表出を丁寧に受けとめられて初めて、それで一体自分はどうしたいのか、そのためにはどうしたらよいのか、が考えられるものだと思う。

5. おわりに

今までは、「私を癒してくれる子どもはかわいい」「なついてくれると満たされる」「小さな子とならうまくやれそう」等が気持ちの多くを占めていたかもしれない。そう考えていたときの子どもは、小さくて無力で守ってあげるべき存在ではなかったか。今、目の前にいる子どもはどうだろう。

保育者同士の意見交換は子どもたちのためにされていて、その場面を初めて見れて聞けて、保育士かっこいいと思いました。

保育者になるために、学生たちが今後身につけるべきことは山ほどある。しかし、はらわたが GO と言わない限り知識の吸収は難しい。「腑に落ちる」「腑に落ちない」という言葉がある。人は心からの納得を内臓に求めてきた。自分のはらわたが GO を出すか否か、その声を聞くために身体まるごとで実感する授業は必要なのだと思う。

引用・参考文献

- 1) 伊藤葉子：中・高校生の親性準備性の発達。日本家政学会誌 Vol.54 No.10.2013,pp.801-812
- 2) 伊藤葉子：子どもとの相互関係における中・高校生の社会的自己効力感の発達 日本家政学会誌 Vol.54 No.4.2013,pp.245-255
- 3) 鷺田清一：2016 年度卒業式式辞。京都市立芸術大学。
<http://www.kcua.ac.jp/information/?mp=84278>
(2018/10/23 取得)
- 4) 三木成夫：内臓とこころ。河出文庫。2013, p42

「行きて帰りし物語」絵本の研究(2)

—「回帰型」のお話の分析—

山下 紗織

A Study on Picture Books of "There and Back Again" (2):
An Analysis of Stories with "Reverting Type"

Saori YAMASHITA

1 問題と目的

児童文学作家・翻訳家の瀬田貞二は、子どもが喜ぶお話には構造上のパターンがあることを指摘し、それを「行って帰る」という言葉で表す¹⁾。なぜ子どもは「行きて帰りし物語」を好むのか/子どもにとって「行きて帰りし物語」はどのような意味をもつのか—これが、本研究の根底にある問題関心である。

瀬田(1980)は「行きて帰りし物語」の類型について論じる中で、ねこが出あったものをどんどん食べて最後に食べたものがすべて出てくる話(「大食いのねこ」系)や、その変形として、おじいさんが落とした手袋に次々に動物が入り最後にみんな逃げて手袋が元に戻る話(ウクライナ民話『てぶくろ』の話)を挙げる。これらは瀬田(1980:29)の言葉を借りれば「ひゅっと出発点に戻る」タイプの「行きて帰りし物語」である。しかし多くの先行研究は、登場人物がどこか特定の場所/時間に行き、その場所/時間から(折り返して)帰るという型の「行きて帰りし物語」について論じており、瀬田が挙げる「大食いのねこ」系や『てぶくろ』の話については触れていない²⁾。

本稿では、誰か/何かが最終的に最初の状態に戻る(「ひゅっと出発点に戻る」)「行きて帰りし物語」絵本に着眼し、その特徴を明らかにする。そのうえで、「行きて帰りし物語」のもつ意味を考えたい。

2 方法と対象

瀬田は「行きて帰りし物語」について論じる際に「幼い、いちばん年下の子どもたちが喜ぶお話」(瀬田

1980:6)と述べている。小さい(未就学の)子どもたちが目/耳にする「お話」の媒体で最も多いのは絵本だと考えられるため、本研究では分析対象を絵本に絞った。

また、「行きて帰りし物語」の定義を明確にし、恣意的な選定を避けるため既存の絵本リストに基づいて選定した結果、111冊が「行きて帰りし物語」絵本に該当した³⁾。その中で、誰か/何かが最終的に最初の状態に戻る(「ひゅっと出発点に戻る」)お話は、『てぶくろ』『そらいろのたね』の2作品であった。本稿ではこの2作品を中心に分析を行う。

なお瀬田(1980)は先述のとおり、『てぶくろ』を「大食いのねこ」系の変形として位置づけている。「大食いのねこ」系のお話は選定した111冊には含まれないが、管見では2つの「大食いのねこ」系の絵本が存在する(『ふとっちょねこ』『おなかのかわ』)。『てぶくろ』『そらいろのたね』と比較しながら考察を深めるため、この2作品も分析対象に加える。

さてこれら4作品の絵本の特徴については3節で詳しくみていくが、誰か/何かが最終的に最初の状態に戻る(「ひゅっと出発点に戻る」)という特徴を踏まえ、本稿では便宜的にこれらの作品を「回帰型」(reverting type)⁴⁾のお話と呼ぶこととする(表1)⁵⁾。

分析に先立ち、4作品のあらすじを以下に記す。

【てぶくろ】

おじいさんが子犬を連れて森を歩いていると、手袋を片方落としてしまう。ねずみ、かえる、うさぎ、きつね、おおかみ、いのしし、くまがやってきて、落とした手袋の中に入る。おじいさんと子犬が手袋を探しに戻ってくると、手袋がむくむく動いている。先に駆

表1 「回帰型」絵本

書名	詞	絵	訳	出版年	出版社
★てぶくろ	ウクライナ民話	エウゲーニー・M・ラチョフ	内田莉沙子	1951=1965	福音館書店
★そらいろのたね	中川李枝子	大村百合子		1964→1967→1979	福音館書店
ふとっちょねこ	デンマーク民話	ジャック・ケント	まえざわあきえ	1971=2001	朝北社
おなかのかわ	瀬田貞二 再話	村山知義		1975→1977	福音館書店

けてきた子犬が吠えると、動物たちはみんな驚いて手袋の中から逃げていき、後からやってきたおじいさんが手袋を拾う。

【そらいろのたね】

ゆうじが野原で模型飛行機を飛ばしていると、森のきつねがやってくる。きつねが自分の宝物のそらいろの種と飛行機をとりかえようと言うので、とりかえる。ゆうじは家の庭に種を植える。次の朝小さなそらいろの家が出てきたので、大きくなるよう水をかける。次第に大きくなっていく家には、ひよこ、ねこ、ぶた、ゆうじ、ゆうじの友だち、街中の子どもや森中の動物たちがやってきて入る。そこにきつねがやってきて、このうちは自分のうちだから出ていってくれと言う。みんなを追い出して大いばりのきつねだけが家に残ると急にそらいろの家は大きくなり、とうとうくずれてなくなってしまう。きつねは目をまわしてのびる。

【ふとっちょねこ】

おかゆを作っているおばあさんがおつかいを思い出し、ねこにおかゆを見ているよう頼む。ねこはすぐにおかゆを平らげ、鍋まで食べてしまう。ねこは帰ってきたおばあさんも食べ、その後、散歩に出かける。ねこは、出会ったスコホッテントットさん、スコリンケンロットさん、5羽のとり、7人の女の子、女のひと、牧師さんを食べる。そしてきこりも食べようとするが、きこりは持っていた斧でねこのおなかを切り、食べたものが全部出てくる。最後にきこりはねこのおなかに絆創膏を貼る。

【おなかのかわ】

ねことおうむがお互いをごちそうに呼ぶ。けちなねこはおうむに少ししかごちそうを出さないが、おうむはたくさんすてきなごちそうをねこにふるまう。ごちそうを全部食べてもまだ足りないねこは、おうむも食べてしまう。それから、おばあさん、ろばと馬方、王さま・お妃さま・兵隊・多くのぞう、2ひきのかにと、出会ったものをすべて食べてしまう。かにはねこのおなかに内側から穴を開け、食べられたものたちが

すべて出てくる。ねこはその後おなかの皮を縫う。

3 分析

3.1 つめこまれた状態

まずは4作品とも、器とも言うべき何らかのいれものの中に生きものや食べものがどんどん入っていき、つめこまれた状態になるという共通点がある。

『てぶくろ』では、おじいさんが落とした手袋に次々に動物たちが入っていく。おおかみが入るあたりから手袋は窮屈になりはじめ、いのししが入ったときには「てぶくろは ぎゅうぎゅうづめです」、くまが入ったときには「てぶくろは いまにも はじけそうです」と書かれる。

『そらいろのたね』では、次第に大きくなるそらいろの家に、動物や人間の子どもたちが入っていく。途中から「まちじゅうのこども」や「もりじゅうのどうぶつ」が家に入る。きつねに追い出されたあと、「どあが あいて、こどもが ひやくにん、どうぶつが ひゃっぴき、とりが ひゃっぱ でてきました」と書かれ、多くの生きものが家に入っていたことがわかる。

『ふとっちょねこ』と『おなかのかわ』はストーリーがよく似ている⁶⁾。いずれも、ねこはおかゆやクッキーなどのごちそうをはじめ、出あった動物やひとを次から次へ食べていく。『ふとっちょねこ』は食べるにつれ見るからにおなかがふくれていく。『おなかのかわ』でもぞうを食べたあとのおなかがふくらんでおり、食べもの・生きものがおなかにつめこまれた状態になっていることがわかる。

以上のように、いれもの(器)となるのは手袋・家・ねこのおなかとさまざまだが、中に次々にものが入っていき、つめこまれた状態になるという共通点が見いだせる。

3.2 くりかえしとつけたし

2節のあらすじからもわかるように、「回帰型」絵本

はいずれも、くりかえしの技法が用いられている。さらにくりかえしの際、例えば手袋の中にいる動物の名前やねこが食べたものの名前など、すべてを省略せずにつけたして言うという特徴も4作品中3作品にみられる。それぞれ具体的にみてみよう。

『てぶくろ』では、手袋のところにやってきた動物が手袋の中にいる動物に、手袋に住んでいるのは誰か尋ねる。そして中にいる動物が、自分の名前を答える。「いれて」「どうぞ」のやりとりを経て、後からやってきた動物も手袋の中に入る。これがくりかえされる。また、手袋の中にいる動物たちが自分の名前を答えるとき、中に入る動物が増えるにつれ名前がつけられ、答えが長くなる。最初は「くいしんぼねずみ。あなたは？」と答えていたのが、最後には「くいしんぼねずみと ぴよんぴよんがえると はやあしうさぎと おしゃれぎつねと はいいろおおかみと きばもちいのし。あなたは？」となる（図1、図2）。

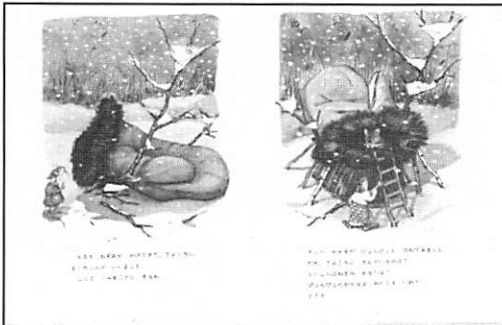


図1

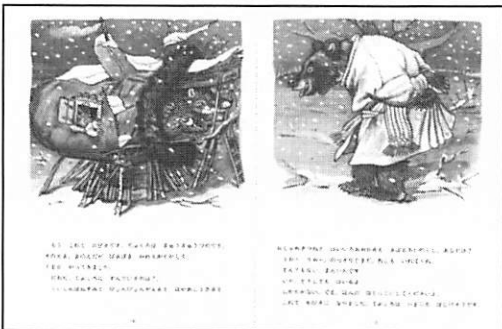


図2

『そらいろのたね』では、そらいろの家に動物たちがやってきて、「おや、すてき！ ぼくのうちだ！」「おや、すてき！ わたしの うちがあるわ！」などと言いながら家の中に入る、そしてまた家は大きくなる、ということがくりかえされる。なお『そらいろのたね』では『てぶくろ』とは異なり、家の中に入る動物や子どもたちの名前をつけたして言うという手法はとられていない（図3、図4）。

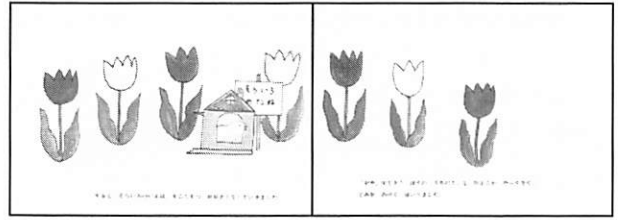


図3

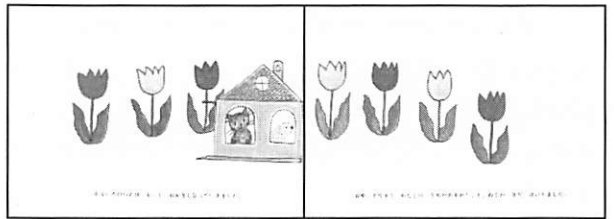


図4

『ふとっちょねこ』では、ねこがおかゆにはじまり、おばあさんや散歩の途中に出あったひと・ものを食べてしまうことと、その後のやりとり（会話）がくりかえされる。ねこは散歩の途中に出あったひとに何を食べたか尋ねられ、自分が食べたものを答える。その際食べたものを省略せずにすべてつけたして答えるため、答えが長くなる。最初は「おかゆは ぜんぶ たべちゃった。それから なべも たべちゃった。こんどはおまえを たべてやる」と答えるが、最後には「おかゆと、なべと、ばあさんを たべた。それから スコホントットと、スコリンケンロットと、とりを 5わと、おどっている おんなのこを 7にんと、ピンクのひがさを さした おんなのひとと、つえをついた ぼくしを たべた。こんどは おまえを たべてやる」となる（図5、図6）。

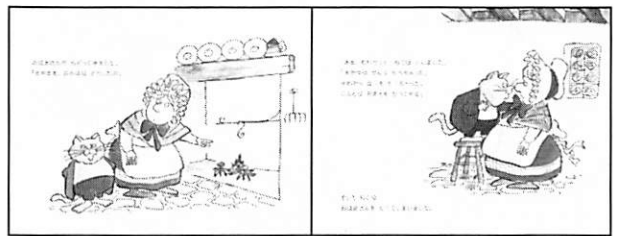


図5

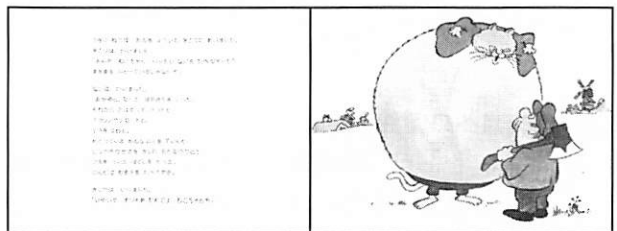


図6

『おなかのかわ』も同様である。ねこがおうむにはじまり、出あったひとや動物を食べてしまうことと、その後のやりとり（会話）がくりかえされる。この会話の際、ねこは自分が食べたものを省略せずに言うため、どんどん台詞が長くなる。「ぼくは いま、くつきーを 5 ひやくと ともだちの おうむと おばあさんを ひとり くってきたところだ。おまえさんたちも にげようたって そうはいかないぞ、ほら」と言っていたのが、最後には「ぼくは いま くつきーを 5 ひやくと、ともだちの おうむと、おばあさんと うまかたと ろぼと、おうさまと おきさきさまと たくさんのへいたいたちと もっと たくさんの ぞうたちを ぺろりと くってきたところだ。さあ おまえたちも くってやるぞ。ほら」と長くなる（図 7, 図 8）。



図 7

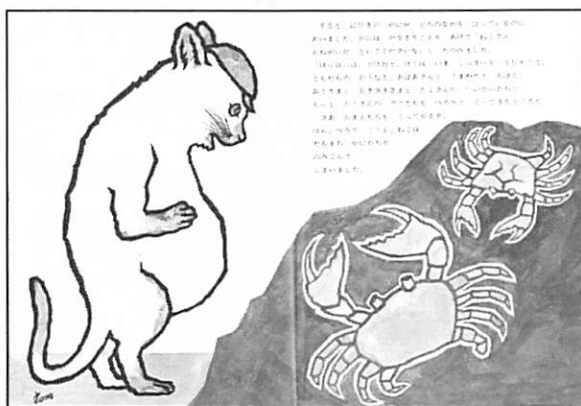


図 8

3.3 始発点への回帰

最後に、4 作品が「回帰型」であること、つまり誰か／何かが最終的に最初の状態に戻る構造をもつことを確認する。

『てぶくろ』では、おじいさんの落とした手袋に 7

ひきの動物たちがぎゅうぎゅうづめになるが、おじいさんが連れていた子犬が戻ってきて手袋に吠えたと、みんな逃げていく。動物たちが中に入っているとき、手袋には小窓やはしごなどもついているが（図 2）、みんな逃げたあとに残された手袋は、最初におじいさんが落としたときのものと同じ状態である（図 9, 図 10）。「そこへ おじいさんが やってきて てぶくろをひろいました」と、なにごとにもなかったかのように手袋を拾い上げていることから、手袋が最初の状態に戻ったことがわかる。



図 9 最初



図 10 最後

『そらいろのたね』では、ゆうじが家の庭に種を埋め、画用紙に「そらいろのたね」と書いて立てる。そこからそらいろの家が出て大きくなっていくが、きつねがひとりじめすると家はくずれ落ちてしまう。家がなくなったあとには、ゆうじが最初に書いて立てた「そらいろのたね」の画用紙と目を回したきつねだけが残される。そらいろの種から家ができ、ぐんぐん大きくなるという変化があるが、最後にはなににもなかった最初の状態に戻ってしまうのである（図 11, 図 12）。

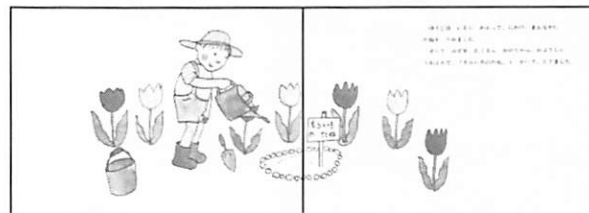


図 11 最初

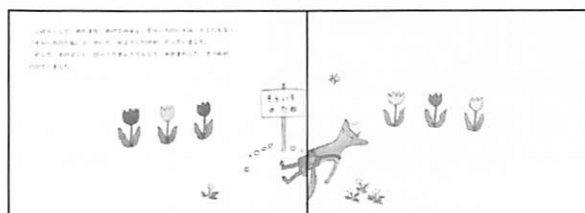


図 12 最後

『ふとっちょねこ』と『おなかのかわ』はいずれも、ねこがいろいろなものを食べておなかがふくらんでいくが、最終的にはそれぞれ、きこりやかににおなかを切られ、食べたものが全部外に出てくる。だれも死んではおらず、最初に食べたおかゆやクッキーもそのままの状態が出てくる。ねこのおなかは元の小さい状態に戻り（おなかが大きい状態（図6及び図8）と比較されたい）、『ふとっちょねこ』では切られた傷に白い絆創膏が貼られ、『おなかのかわ』では切られた傷を自分で縫う（図13、図14）。



図13 『ふとっちょねこ』の最後



図14 『おなかのかわ』の最後

以上のように、ひとや動物やものがどんどんつめこまれて（ぎゅうぎゅうづめになって／大きくなって）いき、最後にはそれが全部なくなって最初の状態に戻っている。ただし、最初に戻ると言っても、例えばそらいろの種はなくなりきつねは目を回しているし、ねこのおなかには傷が残っている。まったく最初と同じ状態とは言えず、ほんの少しの変化がみられる（手袋だけはまったく同じ状態に戻ったとも考えられ、変化があるかどうか、よくわからない）。

4 考察

3節の分析を通して、「回帰型」絵本の特徴が明らかになった。本節ではこれらの特徴をふまえて、なぜ子どもは「行きて帰りし物語」を好むか考察したい。

4.1 子どもの身体性

まずは、いれもの（器）の中に次々にもものが入っていきつめこまれた状態になる、という特徴を踏まえて考察を行う。

『てぶくろ』の動物たちのように、狭いところにぎゅうぎゅうになって入り、隣同士くっついて笑いあう子どもの姿は、遊びの中でもたくさん見られる。『ぐりとぐら』で有名な中川李枝子が保育士だったころの子どもの事例をみてみよう。

雪の上に落ちていたミトン型のでぶくろにネズミが住んで、カエルが住んでウサギが住んで、キツネ、オオカミ、イノシシ、クマまで住むことになるお話は毛布一枚で遊んでいました。

「どなた、てぶくろに すんでいるのは？」
 「くいしんぼねずみと ぴよんぴよんがえるとは やあしうさぎ。あなたは？」
 「おしやれぎつねよ。わたしもいれて」
 「どうぞ」

とやっては、ひとりずつ毛布にもぐりこむのです。みんな、動物たちのせりふをいうのが面白くてたまらないようでしたが、特に、

「まあ いいでしょう」
 「ちょっと むりじゃないですか」
 「それじゃ どうぞ」
 「とんでもない。まんいんです」

がお得意で、ここにくると声をはりあげていました。てぶくろごっこは毛布がなくても、机の下にもぐりこんだり、砂場のすみに身を寄せあったり、わざわざせまいところで押しくらまんじゅうをしながらやっていました。幼い子たちはくつきあうのが本当に好きです。

（中川 1982→2013：43-44）

この事例からもわかるように、『てぶくろ』は狭いところでくっつきあうのが好きな子どもの身体性にはたらきかけ、思わず遊びにしたくなる(遊びになってしまう)のだと考えられる。肌と肌がくっつきあうときの安心やあたたかさを感じられるのだろう。また『ふとっちょねこ』や『おなかのかわ』は、次から次に食べる様が描かれる。これはおなかを満たされる(おなかいっぱいになる)という身体感覚にもつながる。

さらに『そらいろのたね』や『ふとっちょねこ』では、家やねこがぐんぐん大きくなっていく様子が視覚的にも(絵によっても)描かれる。大きくなることに憧れるかのように、ぐっとからだを伸ばしたり両手を大きく広げたりする子どもの姿はやはり遊びの中でもよくみられる。絵本にも、例えば『おおきなかぶ』や『きよだいなきよだいな』のように、とてつもなく大きなものが登場する作品がたくさんある。ことばのつけたしについては後述するが、ことばがどんどん長くなることにより、つめこまれてぎゅうぎゅうになっていく/大きくなっていくときのふくらんでいく様を、より効果的に表現している。大きくなった家にもものがたくさん入っていったり、つめこまれた結果おなかが大きくなったりするお話は、大きくなろうとする、あるいは、日常的に大きくなり続けている子どもたちの身体感覚になじみ、交感しやすいものだと考えられる。

次に、くりかえしやつけたしという特徴を踏まえて考察を行う。まず、くりかえしの技法が用いられることによってお話に一定のリズムが生まれることが指摘できる。くりかえしの際につけられることばも(翻訳の力もあるが)とてもリズムカルである。

瀬田(1980)は、マザーグースやロシア民話の『おだんごばん』などを参照しながら、このつけたしは「昔話特有の要素」であり、「その言葉はリズムに富んでいて、全部をくり返して言うのが気持ちいいくらいになるんですね」(瀬田 1980:22-23)と指摘する。実際、ハンス＝イェルク・ウター(2004→2011=2016)の『国際昔話話型カタログ』にも、「逃げるパンケーキ」「すべてを呑み込む動物が腹を切り開かれる」「お婆さんと彼女の豚」など、つけたしとくりかえしの技法が用いられる昔話が多々見られる。こうした昔話独特の、くりかえしとつけたしによるリズムカルな語り口は、語り手だけでなく聴き手にもこちよさを感じさせるものだといえよう。

こちよさに加え、例えば『これはのみのぴこ』な

どもにもみられるように、リズムカルなつけたしのことばは子どもの身体にはたらきかけ、笑いやおかしみを引き出すものでもある。特に「うそっこ」の世界と現実の世界を自由に行き来する子どもは、「こんなにたくさんのもが入る/食べ続けることはありえない」とわかりつつも、そのノンセンスな世界をおもしろがって生きる。つけたしの長いことばは、そのおもしろさ/おかしさを刺激し、ふくらませてくれるものである。

また同じことば(文章)が何度もくりかえされると、ついおとなは読みとぼして話の筋を追いたくなくなってしまふ。しかし子どもは同じことばがくりかえされることによって、予測できることの安心を土台に、次はどうなるかと期待をふくらませながら聴いているようにみえる。省略しない、何度もくりかえされることばをたのしむことができるのも、子どもならではの時間の生き方であろう。

以上のように、「回帰型」絵本の、つめこまれた状態になる/大きくふくらむという特徴と、くりかえしとつけたしという特徴のいずれもが、子どもにとって交感しやすく、その身体性にはたらきかけるものだと考えられる。

4.2 変化や成長への不安と安心感

最後に、始発点への回帰という特徴を踏まえて考察を行う。

4 作品はいずれも、いれもの(器)となるものが最初の状態に戻る直前に、ぎゅうぎゅうになりすぎたり大きくなりすぎたりして、その限界を迎えているのがわかる。『てぶくろ』では、6びき目のいのししや7ひき目のくまが「いれてくれ」とやってきたとき、手袋の中にいる動物が「ちょっとむりじゃないですか」「とんでもない。まんいんです」と答える。『そらいろのたね』では、きつねがひとりじめした家が急に大きくなりだしたとき、ゆうじは「あ、たいへん!おひさまにぶつかる!」と叫び、みんなで頭を抱えて地面にうつ伏す。『ふとっちょねこ』も『おなかのかわ』も文章には書かれないが、絵によってからだが大きくふくらんでいる(図6及び図8参照)のがわかる。いずれも限界を迎えたとき/限界を感じたときにひゅっと、最初の状態に戻るのである。そこには、ぎゅうぎゅうづめになり続けること/大きくなり続けること/食べ続けることへの不安がみえる。つまり、限界を迎えて最初の状態に戻ることによって、ぎゅうぎゅうづめになり

続けること／大きくなり続けること／食べ続けることへの不安を解消しているのである。

さて4.1でみたように「回帰型」絵本は、大きくなろうとする／大きくなりつつある子どもの身体になじむものである。つめこまれた状態になる、あるいは(つめこまれる先の)いれもの(器)が大きくなることは、日々変化しぐんぐん成長していく子どもの心身を表しているように読める。変化し成長することは子どもにとって、憧れであると同時に不安にもなりうる。また『ふとっちょねこ』や『おなかのかわ』でねこが食べ続けることは、食べられたものたちの死を容易に連想させる。『てぶくろ』も、手袋に呑み込まれていく動物たちという印象を与えうる。そこには、食=死というイメージが伴う。しかし「回帰型」絵本では変化／成長し続けることはなく、あるところまで行って最終的には最初の状態に戻る。こうした始発点への回帰は、子どもに安心感を与え、変化や成長や死に対する潜在的な不安を相殺すると考えられる。ぎゅうぎゅうづめになり続けること／大きくなり続けること／食べ続けることは、非日常的／非合理的であり、だからこそおかしくもあり恐ろしくもある。始発点に回帰することにより、この非日常さ／非合理性を生き続けることなく、日常の世界に帰って安心を得ることができる。

ただし3.3でもみたように、最初に戻ると言っても、まったく最初と同じ状態とは言えず、ほんの少しの変化がみられる。これこそ、子どもにとっての成長をうまく表現しているといえよう。子どもは自ら変化し成長し続ける存在である。変化も成長も止めることはできない。日常を生きながら、時に「行って帰る」冒険をしながら、子どもは少しずつ成長していくのである。

5 まとめ

本稿では、「回帰型」絵本の特徴を明らかにし、「行きて帰りし物語」のもつ意味に迫った。つめこまれた状態になること／大きくなることと、くりかえしやつけたしによって生まれるリズムのこちよさは、子どもの身体性にはたらきかけるものである。また最終的に最初の状態に戻ること(始発点への回帰)は、子どもが抱く変化や成長への潜在的な不安を打ち消し、安心感を与えるものである。

なお本稿が分析対象とした4作品のうち、『てぶくろ』『ふとっちょねこ』『おなかのかわ』は昔話であり、

『そらいろのたね』のみが創作絵本だった。前者3作品が、つめこまれる側のいれもの(器)の大きさにそこまで大きな変化がないのに対し、後者はいれもの(器)となる家がぐんぐん大きくなっていた。また前者3作品がくりかえしの際にことばがつけたされていたのに対し、後者はくりかえしの際にことばのつけたしが伴うことはなかった。これらの点について昔話と創作の比較(違い)という視点からも分析できるが、紙幅の都合上、別稿にゆずりたい。

今後は、山下(2017)でも述べたように、目的や行き先をもってどこかに行って帰る型の「行きて帰りし物語」絵本について詳細に検討したいと考えている。そして、子どもにとって「行きて帰りし物語」がどのような意味をもつのか、なぜ子どもが「行きて帰りし物語」を好むのか、様々な側面から明らかにしたい。

注

- 1 瀬田(1980:6)は、J.R.R.トールキン(1937)『ホビットの冒険(*The Hobbit*)』の副題“*or There and Back Again*”から「行きて帰りし物語」という語を用いている。先行研究等でも瀬田の表現を借りて、登場人物が「行って帰る」物語を「行きて帰りし物語」と表しており、この語は一般化している(しつつある)と考えられる。本稿でも、この「行って帰る」構造をもつ絵本を「行きて帰りし物語」絵本と表現することとする。
- 2 登場人物がどこか特定の場所/時間に行き、その場所/時間から(折り返して)帰るという型に含まれない「行きて帰りし物語」は、「大食いのねこ」系や『てぶくろ』の話以外にも存在する。筆者は、折り返し地点がなく一方向に行って帰る構造をもつ絵本を「円環型」絵本と呼び、山下(2017)で論じている。なお「行きて帰りし物語」の先行研究についてはそちらで概観しているため、参照されたい。
- 3 注2同様、方法と対象の詳細についても、山下(2017)を参照されたい。
- 4 注2でも述べたように、「行きて帰りし物語」には、どこか特定の場所/時間に行き、その場所/時間から折り返して帰るという型の作品もある。そうした、いわば物理的な「行って帰る」ではなく、もとの状態に戻るという意味での「行って帰る」を表現するため、本稿では「回帰型」(reverting type)という語を用いることとした。
- 5 表は111冊に選定された2作品に★をつけ、補助的に分析対象に加えた2作品をその後に並べた。それぞれ原著の出版年順である。出版年の「○=×」に

ついて、○は原著の出版年、×は翻訳されたもの（日本での）出版年を表す。同じく出版年の「○→×」について、○は初版の出版年、×は改訂版の出版年を表す。特に福音館書店の「こどものとも」シリーズは、当初「こどものとも」の雑誌版だったものが後に「こどものとも傑作集」として単行本化されている。その場合、○は「こどものとも」出版年を、×は「こどものとも傑作集」出版年を表している。

- ⁶ 瀬田（1980）によれば、『おなかのかわ』は北欧系の「食いしんぼうねこ」という系統のお話の一つであることがわかる。『ふとっちょねこ』もデンマーク民話と記されているため、両者は同じ系統のお話だと考えられる。
- ⁷ 山下（2017）では「円環型」絵本の特徴として、くりかえしやリズムがあることに加え、起承転結という構成をもつことを指摘し、それが子どもの身体になじむものだと考察した。「回帰型」絵本も同様の特徴をもつ。くりかえしやリズム、起承転結と子どもの身体性に関する考察の詳細については、山下（2017）を参照されたい。

引用文献

- Hans - Jörg, U., 2004→2011, *The Types of international Folktales : A Classification and Bibliography Based on the System of Antti Aarne and Stith Thompson*, Helsinki : Suomalainen Tiedekatemia, Academia Scientiarum Fennica. (= 2016, 加藤耕義訳・小澤俊夫監修『国際昔話話型カタログ 分類と文献目録』小澤昔ばなし研究所.)
- 中川梨枝子, 1982→2013, 『本・子ども・絵本』大和書房.
- 瀬田貞二, 1980, 『幼い子の文学』中央公論新社.
- 山下紗織, 2017, 「「行きて帰りし物語」絵本の研究(1) —「円環型」のお話の分析—」『お茶の水女子大学子ども学研究紀要』5: 17-26.

仮名の字形の変化

久島 茂

Change of the Graph (Shape) of the Japanese Characters *Kana*

Shigeru KUSHIMA

はじめに

平仮名「の」「く」「き」は漢字「乃」「久」「幾」の草書体を基にして出来たもので、漢字と同様、字形はほぼ安定している。字形が安定していることは、文字として自然なことに思われる。しかし、片仮名の「ノ」「ク」「キ」を見ると、同じ「乃」「久」「幾」の省画形であるが、右に、左に倒れかかっている。片仮名の「メ」も傾いているが、もともと、「メ」は「女」の終画を省略したもので、「㊸」(資料参照)の字形だった。「㊸」の方が安定しているのに、後にわざわざ「メ」のように傾いた字形になったわけである。

更に、現在、漢字「奴」の偏を省いた片仮名「ヌ」の字形が、「㊹」(「メ」の初画に横棒を加えた字形。資料参照)に変わりつつある。「ヌ」は「又」「ス」に近く安定しているが、小学校では平成3年検定の書写教科書からすっかり消えて「㊹」となったようである。

片仮名は今もなお傾き、倒れようとしている。ここには、片仮名の重要な性質が示されているのではないか。この問題について、考察する。

1. 字形と字体

用語について次のように規定しておく。文字の「字形」とは、具体的に示されている物理的な存在としての文字の形態のことで、字のかすれや震えも問題となりうる。「書体」とは、字形として一定の特徴を持ったもので、楷書と行書、明朝体とゴシック体等がこれに当たる。「字体」は、このような具体的存在物でなく、機能の面からその文字の必須要素を認定したもので、理論的に設定されたものである。「土」と「土」の2本の横画の長短は弁別に関与するので、字形の問題でもあり、字体の問題でもあるが、「志」の構成要素としての「土」と「土」の違いは別字との弁別に関与しないので、字形の問題であって、字体の問題ではない。

現在の仮名の中で字体が問題となる例として、片仮名の「シ」と「ツ」、 「ン」と「ソ」の違いがある。佐藤栄作(2013)の分析に従うと、

シ…点二つと下からのハネアゲ

ツ…点二つと右上からのハライ

ン…点一つと下からのハネアゲ

ソ…点一つと右上からのハライ

が最も無駄のない捉え方である。ただし、ハネアゲとハライは、筆でない点と違いが示しにくいので、

シ…二つの点が縦に並ぶ

ツ…二つの点が横に並ぶ

のように、点の位置による違いを示す必要がある。しかし、「ン」と「ソ」は点が一つしかなく、位置による違いを示せないため、ある印刷書体は、ハネアゲの始筆部、ハライの始筆部に短い折れを加えるなどして区別していることを紹介している。この短い折れは本来字形(書体)の要素であるが、ここでは「ン」と「ソ」の別を示しているため、弁別的な字体の要素となっている。

2. 明治時代の「そ」と「㊺」

明治時代初期の小学校教科書には音節 so を表す平仮名として「そ」の外に「㊺」(資料を参照。例示は、明治20年刊『新定小学習字帖巻1』)の字体がよく使われていた。字体が異なるので異体字である。「そ」も「㊺」も万葉仮名の「曾」の崩しであるが、もしも現在の平仮名字体として「㊺」が選ばれていたとしたら、「ろ」や「う」や「り」(資料参照)との似通いが問題となる。(片仮名は比較しやすいように配列した。)中でも似ているのは「ろ」である。「㊺」は、初めの横の線の次の斜めの線は短く、「ろ」の斜めの線は長いという違い、最後の曲がり、 「㊺」は「う」の終画と似ているが、「ろ」の方は「ち」に似ているという違いがあ

る。しかし、長さは相対的なものであって、「㉑」の斜めの線が長くなることも、「ろ」の斜めの線が短くなることもあり、最後の曲がりも相対的なので、ほとんど同じ形になる場合もある。書き手の字の癖を調べる必要が出るかもしれない。更に、「う」の点と曲がりをつけて1画で書くと「㉑」とそっくりになるが、これは丁寧に分離して書けば、混同が避けられる。また、「㉑」の初めの横の線を短く書くと「り」と似てくるが、これも横線をしっかり書けば、混同を避けられる。

このように、線の有無の差であれば区別は困難ではないが、線の長短や曲がりの具合となると難しくなる。それでも、これらの差異は字体の問題であるから、明確に示さなければならない。そこで、明治33年の小学校令施行規則では、教授すべき平仮名として、「㉑」でなく、弁別が容易な「そ」の字体を選んだのであろう。同様に、近世にはseの平仮名として、「を」と似た字体と「せ」の字体があるが、弁別が容易な「せ」の字体の方が選ばれ、riの平仮名として「わ」と似た字体と「り」の字体があるが、弁別が容易な「り」の字体の方が選ばれたということであろう。弁別性の難易によって平仮名が選択されるのは、妥当なことである。前者は共に「世」由来、後者は共に「利」由来の字形であるが、線の構成が異なるので別の字体と考えられる。

一方、「そ」と「㉒」(資料参照)の違いは字形の問題で、両方とも書写の教科書で使われてきたが、昭和48年検定の教科書から「㉒」の使用は東京書籍版にほぼ限られたようで、同社も平成3年検定の『あたらしいかきかた1』以降「そ」の字形となっている。なぜ「㉒」から「そ」へと変化したのかというと、それ以前に起こった「㉓」(資料参照)から「つ」への変化、「㉔」(資料参照)から「る」への変化、更に「㉕」(資料参照)から「し」への変化と同類で、2画を連続させて1画にするという単純化を起こしたものである。

3. 「ヌ」から「㉖」へ

字形については、気づかないうちに、小学校で教えられているものが異なっていたということがある。最近の小学校書写の教科書を見ると、私が(恐らく、昭和末生まれの人も)使用している「㉖」(資料を参照。以下、「ヌ」と記す。目視で「ヌ」の終画の終筆の位置と同じ所まで、「ヌ」の斜めの線(終画)が伸びた字形。物差しを使うと多く「ヌ」の終画の伸びよりわずかに

短いことが分かる。明治20年刊本と昭和57年刊本の2例を示した。)と違い、「㉖」(資料参照)の字形となっている。(片仮名は比較しやすいように配列した。)つまり、終画の斜めの線が「ス」(資料参照)のように長くなく、「メ」(資料参照)の終画(ももとは初画か。以下同様。)のように短いのである。(「㉖」の字形には初画の横の線の長さ、終画の長さに幅があるので、「㉖」と「㉗」=「㉘」の2例を示した。)

どのように字形の変化が起こったのだろうか。

明治以降を調べてみると、習字教科書(講談社(1967)所収)としては、明治20年刊『新定小学習字帖巻1』、明治33年刊『尋常国語習字帖巻1』、昭和16年刊『テホン上』では「ヌ」(例示は、明治20年刊『新定小学習字帖巻1』)、明治43年刊『尋常小学書き方手本第1学年用乙種』、大正7年刊『尋常小学書き方手本』、昭和8年刊『小学書方手本』では「㉖」(例示は、昭和8年刊『小学書方手本』)となっている。(ここに示した資料は、字形が「ヌ」か「㉖」かかなりはっきりと分かるものに限定した。以下同様。)

また、明治以降の国語教科書(講談社(1964)所収)を見ると、明治5年刊『単語篇』、明治7年刊『小学綴字書』、明治8年刊『小学入門乙号』、明治16年刊『小学読本』、明治17年刊『読方入門』、明治19年刊『読書入門』、明治27年刊『尋常小学読書教本巻1』、明治33年刊『尋常国語読本甲種巻1』、明治36年刊『尋常小学読書1』では「ヌ」、明治26年刊『帝国読本巻之一』、明治42年刊『尋常小学読本巻1』、大正7年刊『尋常小学国語読本巻1』、昭和8年刊『小学国語読本巻1』、昭和16年刊『ヨミカタ1』では「㉖」となっている。

明治以降の修身教科書(講談社(1962)所収)を見ると、明治36年刊『尋常小学修身書』では「ヌ」、明治43年刊『尋常小学修身書巻1 児童用』、大正8年刊『尋常小学修身書巻2 児童用』、昭和10年刊『尋常小学修身書巻2 児童用』、昭和16年『ヨイコドモ 下』では「㉖」である。

以上のように、明治初中期は「ヌ」が多く、明治40年ごろから「㉖」が増えてきたようである。

戦後の資料として、小学校低学年の書写教科書(静岡県総合教育センター所蔵)の昭和35年(東京書籍、学校図書、大日本図書、二葉、中教出版、開隆堂出版、日本書籍、光村図書、大阪書籍、教育出版)、39年(東書、学図、阪書)、48年(学図、光村)、57年(東

書、学図、中教、日書、光村)、63年(東書、学図、光村)、平成3年(学図、日書、阪書、教出)、13年(東書、光村、阪書、教出)、22年(東書、学図、三省堂、日本文教出版、光村、教出)、26年(東書、学図、三省堂、日本文教出版、光村、教出)の検定本を見ると、終画の短い「㊦」である(例示は昭和57年検定の日本書籍『小学書き方2年』)が、昭和35年検定の信濃教育会『かきかた2年上』、39年検定の光村図書『小学書き方2年』、教育出版『新版標準かきかた2年』、48年検定の教育出版『標準かきかた1年』、大阪書籍『しょうがくかきかた2年』、57年検定の教育出版『改訂小学書き方2』、大阪書籍『小学しょしゃ2年』、63年検定の日本書籍『小学書き方2年』、大阪書籍『小学しょしゃ2年』、教育出版『改訂小学書き方2』のように、「ヌ」の字形もある(例示は昭和57年検定の教育出版『改訂小学書き方2』)。

以上のように、「ヌ」の字形は昭和63年検定の書写教科書まで見られたが、平成3年の検定本から見られなくなったようである。「ヌ」から「㊦」へと、徐々に変化して来たことが分かる。「ヌ」は「ス」に近く、「ス」と違うのは斜めの終画が左ハライの画と交差するか、接するかという点にある。これに対して、「㊦」は「メ」に近く、「メ」との違いは、始筆部に折れが加わるかどうかという点にある。

では、「ヌ」から「㊦」へと字形が変化した理由は何だろうか。

片仮名の字形変化の歴史を見ると、「ア、ケ、チ、ラ」等の左払いの終画は、古く縦の画だった字形が、院政期から変化を始めたもの、「ツ、ウ」の左払いの終画も、古く横三点の(終画が短い)「ツ」、ウ冠の(終画が短い)「ウ」だった字形が鎌倉期から変化を始めたものである。(小林芳規 1977) 更には、「レ、ル」の終画の斜め右上への跳ね上げも、古く横の画だった字形が、南北朝期から変化を始めたものである(築島裕 1977)。

小林芳規(1977)は、「院政期には、片仮名が訓点資料を離れても用いられ、片仮名の仏教説話集や釈教歌、古文書などに用いられるようになる。」「多量に現存する古文書を見ても、平安後期以前は殆んど漢字・漢文を用いており、片仮名書の古文書は院政期になって現れ始める」と述べ、更に、片仮名字形の変化について、次のように述べている。

「この変容に共通点を求めると、院政期までは字源となった漢字の字体に忠実であったのが、この期には

字源の字形を離れて、独自の変容が生ずることにある。」「ウ」が「鎌倉時代になると、ウ冠の形から離れて、終画が伸びて来るのである。それは運筆の便ということに重点が移ったと共に、今まで何らかの意味で漢字と共にあり、主たる漢字に附随して用いられていた片仮名が、片仮名文のように、同一場面で漢字の束縛から脱却した文字としても用いられるようになったことに原因の一つがあったと考えられる。」

小林は、片仮名の字形変化の原因について、「運筆の便」「漢字の束縛から(の)脱却」を挙げている。確かに、古く横三点の形から「ツ」へ、ウ冠の形から「ウ」へ、つまり1字分の大きさになったのは、「漢字の束縛から脱却」したことが原因と言いやすい。しかし、「ア、ケ、チ、ラ」等や「レ、ル」については、斜めの線が殊更に強調されているように思われる。

いずれも中世にかけて斜めの線が生じたわけであるが、これは、もともと左払いの字形の片仮名「ノ、ク、タ、フ、ナ、テ(もと「天」の終画を省いた字体だった)」があったので、これに牽引されたものであろうが、特に多く使用されたと考えられる「ノ」は、字形も単純なので、他の仮名への影響が絶大だったろう。

さて、現代の片仮名と平仮名、「ノ」と「の」、「ク」と「く」、「キ」と「き」等を比べると、片仮名の方が全体の形が不安定である。これは、全体の形が安定している漢字の構成要素を平仮名が(崩してはいるが)保持しているのに対して、片仮名が構成要素の多くを失っているためであるが、更に、平仮名が(ごく初めに漢文の訓注に使われたのを除くと)漢字と離れて独立に使われたのに対して、片仮名が漢字の脇に補助的に(寄りかかるようにして)使われたことが関係しているであろう。小林の言うように、片仮名が訓点資料を離れて、仏教説話集や釈教歌、古文書などにも用いられるようになった院政期以降に、「ア、ケ、チ、ラ」等や、「ツ、ウ」「レ、ル」の変化が起こっている。これは、漢字の脇に補助的に使われていた、非独立的という、失いつつある特徴を、斜めの線の強調という方法であえて字形に留めたのではなかろうか。

このような「斜め」の不安定な形が、むしろ積極的に片仮名の特徴を示すものとして相応しかったのだと思われる。

問題とした、「ヌ」から「㊦」への変化は、meの仮名が「㊦」(資料参照)から「メ」へと変化したのと(時期は離れているが)同性質のものではないか。meの

仮名は、もともと「⑧」のように終画が長かったが、南北朝期には終画が短い「メ」の字形が生まれた(小林芳規 1977)。この変化は、当時優勢だった、右上から左下へ払う線が、左上から右下へ延びる線によって妨害される(「ノ」の持つ字形の特徴が「⑧」の長い終画が加わることによって相殺される)のを防ぐためのものだったのではなかろうか。これによって、「メ」は右上から左下へ払う線が強調され、「ノ、ク、タ」(「ノ」に近い類)の仲間に入ることになった。「⑦」については、「ヌ」の字形からいつ生まれたかははっきりしないが、現在の教科書に見られるように「⑦」が優勢になった原因としては、右上から左下への線が強調された「フ、ナ、テ」「ア、ワ、ウ、ラ」(両方とも「ノ」の類であるが、長い横線があるので、「ノ」から少し離れた類とする)の仲間に入ろうとしたことが考えられる。

「⑧」⇒「メ」＝「ノ、ク、タ」の仲間
「ヌ」⇒「⑦」＝「フ、ナ、テ」「ア、ワ、ウ、ラ」の仲間

(こうなって来ると、もともと類を為していた「⑧、ヌ、ス」という仲間から一人残された「ス」が、「ス」⇒「⑨」(資料参照)＝「⑦」「フ、ナ、テ」「ア、ワ、ウ、ラ」の仲間のように、「⑦」の後を追って変化を始める可能性がある。)

更に、「ヌ」の初画の横線が「ス」の初画の横線と同じ長さから「ク」や「タ」のような短い横線になる(この「⑦」を「7」で示す。昭和57年検定の日本書籍版の字形)と、「7」は「メ」「ノ、ク、タ」の仲間入りすることになる。この関係を示すと、

「⑧」⇒「メ」＝「ノ、ク、タ」の仲間
「ヌ」⇒「⑦」＝「フ、ナ、テ」「ア、ワ、ウ、ラ」の仲間
⇒⇒「7」＝「メ」「ノ、ク、タ」の仲間

となる。

(ここから、「ス」も次の段階、
「ス」⇒「⑨」＝「⑦」「フ、ナ、テ」「ア、ワ、ウ、ラ」の仲間
⇒⇒「⑩」(資料参照)＝「7」「メ」「ノ、ク、タ」の仲間

へ進む可能性がある。ただし、「⑨」や「⑩」の字形は、「⑦」や「7」の字形との弁別が弱まるという問題がある。最近、手書きの字形「⑨」や「⑩」を見るようになったので、記しておく。)

また、次のような分析が可能となる。
現在、「⑦」の字形が優勢になっているので、

「ノ」 + 1画＝「メ」 + 折れ＝「⑦」
「の」 + 1画＝「め」 + 結び＝「ぬ」

のように、「ノ」「の」に1画加えると「メ」「め」になり、更に、「メ」の初筆部に折れを、「め」の終筆部に結びを加えると、「⑦」「ぬ」になる、という片仮名・平仮名を関連させた字形の対応が認められる。

これは、

シーし
ツ一つ

の、片仮名・平仮名の運筆の類似性と共に、文字字形の体系上、均整の取れたものとなっている。

ここで、次の点を補足しておく。

「ヌ」の字形は平成3年検定の書写教科書から見られなくなり、「⑦」の字形が専ら用いられるようになったようであるが、「⑦」(特に「7」)と「メ」との類似を指摘しているものがないことが注意される。逆に、「⑦」と「ス」との字形の類似を記している教科書が多くある(平成3年検定本(学図・日書・阪書)、11年検定本(光村・教出)、22年検定本(三省・光村・教出)、26年検定本(三省・教出))。教科書では「⑦」を示しながらも、なお執筆者の頭の中には「ヌ」の字形が強固に残っているようである。文化庁の文化審議会国語分科会(平成28年2月)の報告「常用漢字表の字体・字形に関する指針」には、「『ヌ』という字の最終画をとめて書くと、片仮名の『ヌ』と同じように(略)見える場合があります。」という記述があるが、ここで取り上げている字形も「⑦」でなく「ヌ」の方である。

「⑦」の字形が教科書だけでなく、社会一般に広がるのには、案外時間がかかるのかもしれない。

4. まとめ

片仮名のうち「ア、ケ、チ、ラ」等の終画は、古く

縦の線だった。それが院政期から変化し始め、現在のようになり、左払いの斜めの線になった。「メ」は古く安定した字形「㊦」だったが、南北朝期に終画（もともとは初画か。）が短く、斜めの線が強調された現在の字形が生じた。なぜ、わざわざ不安定な字形に変化したのか。片仮名はもともと漢字の脇に補助的に（寄りかかるようにして）使われていたものである。それが院政期に、漢字から離れて独立に使われるようになった。平仮名と同じ使われ方をするようになった時、片仮名が本来漢字に依存した、非独立的なものであったことを示すために、斜めの線を強調した不安定な字形の方向への変化が始まったのではないか。この1つの方向への歴史的变化は強力なもので、我々が今まで使っていた「ヌ」が「㊦」のように、「メ」と同じ斜めの線を強調した不安定な字形へと変化しつつある。これは、サピアー(訳書 1957、原著 1921)が「駆流」(drift)と呼んだ、言語が持つ一定の方向へ変化する傾向の1事例となると思われる。

明治7年刊『小学綴字書』、明治8年刊『小学入門乙号』、明治16年刊『小学読本』、明治17年刊『読方入門』明治19年刊『読書入門』、明治27年刊『尋常小学読書教本巻1』、明治33年刊『尋常国語読本甲種巻1』、明治36年刊『尋常小学読書1』、明治26年刊『帝国読本巻之一』、明治42年刊『尋常小学読本巻1』、大正7年刊『尋常小学国語読本巻1』、昭和8年刊『小学国語読本巻1』、昭和16年刊『ヨミカタ1』

講談社(1967)『日本教科書大系 近代編 第7巻 習字その他』所収。明治20年刊『新定小学習字帖巻1』、明治33年刊『尋常国語習字帖巻1』、昭和16年刊『テホン上』、明治43年刊『尋常小学書き方手本第1学年用乙種』、大正7年刊『尋常小学書き方手本』、昭和8年刊『小学書方手本』

付記。小学校書写教科書の調査には静岡県総合教育センターのお世話をいただいた。御礼を申し上げる。

参考文献

サピアー、エドワード(1957)『言語—ことばの研究』(泉井久之助訳、紀伊国屋書店) 原著、Sapir, Edward (1921) *LANGUAGE: An Introduction to the Study of Speech*. New York: Harcourt, Brace & Co.

小林芳規(1977)「表記法の変遷」林大他編『現代作文講座6文字と表記』明治書院

築島裕(1977)『国語の歴史』東京大学出版会

児玉幸多(1981)『くずし字用例辞典普及版』東京堂出版

佐藤栄作(2013)『見えない文字と見える文字』三省堂

講談社(1962)『日本教科書大系 近代編 第3巻 終身(3)』所収。明治36年刊『尋常小学修身書』、明治43年刊『尋常小学修身書巻1 児童用』、大正8年刊『尋常小学修身書巻2 児童用』、昭和10年刊『尋常小学修身書巻2 児童用』、昭和16年『ヨイコドモ下』

講談社(1964)『日本教科書大系 近代編 第4巻～第9巻 国語(1～6)』所収。明治5年刊『単語篇』、

仮名の字形の変化【資料】

る
①
る
る
り
り

明治20年刊『新定小学習字帖巻1』

昭和63年検定 東京書籍

『新訂あたらしいかきかた1』

②
そ

平成9年検定 東京書籍

『あたらしいかきかた1』

そ

児玉幸多編『くずし字用例辞典 普及版』

③
い
④
る
⑤
い

明治20年刊『新定小学習字帖巻1』

⑥
ス
又
メ

昭和8年刊『小学書方手本』

⑦
ス
又
メ

昭和57年検定の教育出版『小学書き方2』

⑧
ス
又
メ

昭和57年検定の日本書籍『小学書き方2年』

⑨
ス
又
メ

⑩
メ
仁和元年(885)点

⑪
ス

⑫

ス

就労継続支援事業 B 型における報酬改定の影響について の一考察

— 経営と支援の視点から —

飛田 義幸

A Study on the Influence of the Fee Revision of Support for Continuous Employment Type B Services

Yoshiyuki TOBITA

はじめに

就労継続支援 A 型事業所閉鎖等による大量解雇問題の背景

2018 年の就労継続支援 A 型事業所閉鎖等による大量解雇問題発生契機となった障害福祉サービス費の報酬改定の背景には、就労継続支援事業 A 型（以下、A 型事業所）のサービスの質の問題があるとされる。この問題について、日本精神福祉士協会（以下、PSW 協会）は就労系事業所勤務構成員に対する緊急調査を行い、「福祉サービスであるにも関わらず十分な支援が行き届かない、あるいは支援は十分でも生産性が追いつかない、という偏った事業所が多数存在している」「障害者総合支援法の制度設計に問題がある」^[1]といった問題点が明らかにされている。こうした問題点について、PSW 協会は「就労系の障害福祉サービスの報酬の在り方を検証し、見解の公表や提言を行っていく」^[2]としている。また、わが国の A 型事業所のあり様を、ILO の職業リハビリテーションの定義にある「障害者の保護的雇用(sheltered employment)」（別な表現では「社会支援雇用(social support employment)」、すなわち「主にヨーロッパ諸国で発展した公的雇用形態で、所得補償の裏づけをもちながら障害特性を考慮した雇用の場の確保や就労環境を整備すること」^[3]と比べて考えると、公的な所得補償制度がなく、労働報酬において一般の労働者よりも不利な立場におかれがちな障害者の所得補償の問題を民間の経営努力（すなわち就労継続支援事業の工賃額）に依存している点が

問題であると考えられる。その所得補償の責を負わされる就労継続支援事業においては、『一般就労が困難な障害者』を対象としながらも一定の生産性を保たなければならない^[4]ことから、生産性向上、利潤追求の経営手腕が何よりも問われ、「生産性を追い求めるあまり、一般就労も可能であるような利用者を手放せなくなったり、本来の姿である『支援事業』としての側面が不十分になったり、という事態が各地で起こっている」^[5]有様となっている。

障害者福祉に関するわが国の方針

戦後、わが国の障害者福祉の基本理念は、憲法 25 条の規定により国家責任において社会福祉サービスを提供するとされており、同時に憲法 89 条に定めるように公の支配に服さない団体への公金の支出を禁ずるものとなっている。この憲法の理念に沿って考えるならば、わが国の障害者福祉は民間の事業者ではなく、原則的に国や地方公共団体など公が提供するべきものと解される。しかし実際には、1950 年の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）では、第 1 種社会福祉事業が国、地方公共団体、社会福祉法人やそれに準ずる団体が行うものとされた一方で、精神障害者の社会復帰施設等は第 2 種社会福祉事業に位置づけられ、一義的には公の支配に属さない営利団体によっても運営が可能なものとしていった。さらに、1998 年の中央社会保障審議会社会福祉基礎構造改革分科会「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」では、増大する社会保障費を賄うために、社会福祉の理念を国等による「公

助」ではなく、国民が自らの生活を自らの責任で営むことを基本とする「自助」、そして自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考えに立った支援としての「共助」に頼るものとした。こうして、わが国の社会福祉は、公の責任で行う事業ではなく、個々の契約に基づき提供される民間サービス、即ち市場原理に基づき取引される「商品」として位置づけられ、それを使う側には利用料負担が、提供する側には費用対効果や経済効率を求められるようになった。分野別には、「措置から契約」のスローガンの下、1997年には保育所入所が契約制度となり、2000年には介護保険制度の導入で高齢者施設が契約制度に移行し、2006年には障害者自立支援法—現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、総合支援法）」によって、障害者サービスも契約制度となり市場経済の中で提供されるものとなった。市場原理の中では生きづらさを抱える人々を支えるための社会福祉サービスを、その市場原理に委ねるといふある意味大胆なこの方針は、国の責任と財政負担を軽減するという点では合理的な選択肢の一つと考えられなくもない。とはいえ、夜警国家として経済を市場の競争原理に任せたのでは相対的貧困率の増加や労働条件の悪化、弱者切り捨て等の社会的問題が発生し、社会が不穏化し果ては戦争にまで発展することは二度に及ぶ世界大戦を生んだ先の歴史に示されており、その反省から戦後の福祉国家像や日本国憲法が生み出されてきている。こうした経緯を経て戦後の憲法に基づき福祉国家としての道を歩むことを決めたわが国においては、障害者福祉を含む社会保障制度は市場経済の矛盾を調整するためにも国が責任をもって実施すべきものである。こうした障害者福祉の一部として行われる障害者就労支援においては、単純な市場原理とは異なる視点からの支援制度や市場原理の欠点を補填する所得補償制度が求められると考えられる。

わが国の福祉的就労と所得補償

福祉的就労について佐藤が述べているように、「一般就労になじめない者を受け入れる『福祉的就労』の存在意義は大きい。『(仕事に) なじめない』理由は様々であり、利用者の『働く能力』は一律ではない」¹⁴⁾。障害者福祉やリハビリテーションにおいて就労はあくまで社会参加の手段であり、就労能力による差別や利

用排除はあってはならない。しかし、工賃補填を一切認めず、結果として生産性や利潤を何よりも求めるわが国の障害福祉サービス報酬制度では、そうした労働弱者の切り捨ては構造的に起こるべくして起こる状態にあると考えられる。今回のA型事業所閉鎖等による大量解雇問題も、この制度の歪によって生じた問題として捉えられる。無論、福祉的視点を欠いた経営や利用者支援を軽視した処遇等の事業者の責任とされる個別の事例もあるが、根本的にはそうなるべく誘導した国の責任であり、全体としては個別のサービスの質の問題ではなく制度の問題であると捉えられる。にもかかわらず、今回の報酬改定では自立支援給付費を利用者賃金に割り当てることを禁じており、公的な所得補償が無いことで生じる問題を拡大していることが懸念される。PSWの報告でも、今回の報酬改定において、「利用者への必要な個別支援が適切に行われていることには評価がなく、労働時間のみが本体報酬とされている。事業所閉鎖大量解雇問題で明らかになった制度が抱える課題への本質的な解決策は講じられていない」¹⁴⁾ため、A型事業所に関する本質的な制度上の問題は改悪こそされ、改善は一切されていないと考えられている。「わが国の障害者就労の関係者の多くが保護雇用制度の確立を要求している。しかし、厚生労働省は保護雇用を保護工場制度 (sheltered workshop) のみに限定して理解し、一貫して『保護雇用はノーマライゼーションの理念に反するから』という理由で取り上げようとしていない」¹⁵⁾という市場原理偏重の国の姿勢が、今回の報酬改定でもあらためて示されたものと考えられる。

就労継続支援事業B型の役割と報酬改定

一方で、A型事業所とはその目的が異なる就労継続支援事業B型（以下、B型事業所）においてはどうか。B型事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の障害福祉サービス事業の一つとして、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものとして規定されている。歴史的にみると、B型事業所は、元々行政等の補助金や有志の寄付金等

を受けながら細々と運営してきた小規模作業所、共同作業所等と呼ばれた法外の「作業所」が障害者自立支援法下での新サービス体系の移行先として選ぶことが多かった事業種別である。作業所の役割は多様であり、居場所であったり、相談の場であったり、交流の場や出会いの場であったり、はたまた食卓を囲む場であったりした。この様に多様な目的で作られた作業所を一つの枠にはめること自体にも無理があり、原型である障害者自立支援法の事業形態への移行時には多くの混乱が生じた。こうした多様なルーツと役割を持った B 型事業所であるが、今回の報酬改定では、「工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける」⁶⁾とする平均工賃額による一元的評価の考えに基づき、定員規模別に平均工賃月額に応じて報酬額を増やす報酬設定が行われた。例えば、人員配置 7.5 : 1 で定員 20 人以下の平均的な事業所の場合、改定前は 584 単位であったものが、平均工賃月額が（全国の平均工賃月額である 15,033 円がその範囲に収まる）1 万円以上 2 万円未満の場合は 586 単位とほぼ据え置きとされ、平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の場合は 571 単位と 13 単位の減額となり、逆に平均工賃月額が 2 万円以上 2.5 万円未満では 597 単位と 11 単位の増額となる仕組みである。なお、平均月額工賃が高いほど自立した地域生活につながり生産活動の支援に労力を要するとする前提には疑問が残る。障害者の自立した地域生活は工賃増加や生産性の向上だけで成し得るものではないし、単に事業所の生産性を上げるだけならば、むしろ支援に労力を要さない障害の軽い利用者を集めた方が経営的には効率的となるためである。

就労継続支援事業 B 型独自の存在意義

厚生労働省の平成 29 年度障害者総合福祉推進事業、『就労継続支援 A 型・B 型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析に係る調査研究』⁶⁾を基に A 型事業所と B 型事業所を比較してみる。まず、社会福祉法人と営利法人がそれぞれ運営主体の 4 割程度ずつを占めている A 型事業所に対して、B 型事業所は社会福祉法人が運営主体の 7 割近くを占めていることから、B 型事業所は相対的に営利より福祉サービスを目的とする事業所（逆にいえば福祉的支援を

得意とするが利益を上げることは苦手な事業所）が多いものと推察される。また、A 型事業所のうち約 4 割が多機能事業所であり、その半数以上が B 型事業所との多機能事業所となっていることから、B 型事業所には、A 型事業所だけでは賄いきれないニーズに対応する機能があることが窺える。例えば、東海地方のとある B 型事業所の調査では、利用者のニーズとして「生活能力の訓練」や「コミュニケーションの練習」が多い一方で B 型事業所の主な機能とされている「生産活動」へのニーズは僅かとなっており、「(B 型事業所には) 法規定とは別に、利用者に対して日中における地域参加、社会参加の機能があり、その保護者（家庭介護者）に対しては負担軽減といった機能を果たしていることも事実として認識しておくべき」⁷⁾との意見が示されている。これらのことから、B 型事業所には、A 型事業所とは異なる、生産活動に限定されない独自の存在意義があると考えられる。

研究の目的

今回の報酬改定を受けて、主に A 型事業所に焦点が当たった取材や調査が行われているが、B 型事業所の報酬改定の影響についてのそれは充分とは言い難い。報酬改定の内容は A 型事業所と B 型事業所で大きく異なっており、B 型事業所には A 型事業所とは異なる影響や内情があると考えられる。B 型事業所には、就労機会の提供に限定されない障害者福祉やリハビリテーションの機能が求められていると同時に、障害者が市場経済下で自立した生活を送るための所得補償の機能が求められていると捉えられる。しかしながら、この二つの機能はある種相反する関係にあり、事業を運営する上で葛藤が生じることが推察される。そうした中で今回、月平均工賃額により報酬額を決めるという所得補償機能重視の報酬改定が行われたことにより、事業の運営方針が利用者支援よりも経営重視に傾く可能性も考えられる。こうした“経営と支援”の葛藤を孕んだ状況の中、B 型事業所は今回の報酬改定をどのように受け止め、今後いかなる理念や役割を示していこうとしているのであろうか。本研究では、今回の障害福祉サービス費の報酬改定が B 型事業所における支援者の意識や事業に与える影響、B 型事業所に求められる役割や利用者支援のあり方について、実際に事業所を運営する管理者達と共に考えることで今後の B 型事業

所の方向性について探る一助とすることを目的とした。

方法

本調査に関し事前に説明を行い承諾を得られたB型事業所を管理運営する管理者(4名)に対して半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。

倫理的配慮

調査に先立ち対象者に対して、研究の目的、主旨、方法、個人情報保護、研究協力の任意性、研究成果などについて文書および口頭で説明し同意の得られた方を対象とした。また、研究への参加の可否が対象者の不利益とならないよう、研究説明・同意の取得、およびインタビューの実施はプライバシーの保たれるよう個別に実施し、参加の可否の自由意志が保証されるようにした。記録においては、録音は取らず、事業所や人物の名前についての記載も行わず、それらが推察されることがない様に基本属性に関する記録も行わないこととした。さらに、本稿の記述においても事業所や人物が特定されることがないように配慮を行った。

結果

得られた結果をカテゴリに分け内容分析を行った。以下に各カテゴリを“[”“]”、代表的意見を“{”“}”で示す。

[稼働力向上の要請]

「現状の、多様な(支援を行う場としての)B型を維持するのではなく、B型を障害者の職業訓練の場とすることで障害者も働いて経済的に自立してもらおうとしているのだと感じている」

「(B型事業所の役割を)一人一人のペースに合わせ生活も含めた多面的支援を行うことから、施設全体で効率よく作業能力・稼働力を高めることに変え、そこに特化させていくことが(国の)狙いだと受け取っている」

[経営上の困難]

「報酬改定により事業収支見込が赤字となり、事業所として当初予算が立てられない事態が生じてしまった」

「月平均工賃で評価されると、障害の程度が重い等で参加日数や参加時間が少ない利用者の多い事業所は、その支援の手間の割に報酬で評価されず、(経営的に)厳しい状況になってしまう」

[職員の負担増]

「高い工賃を稼ぐことは作業支援や作業参加が増えるなど職員の負担増でもある」

「今以上に職員が(生産活動に)労力を割かなければならない状態になる」

「少ない職員体制の中で作業の業務負担が増え、職員の労働負荷の増大やメンタルヘルス(の悪化)の問題が懸念されるし、それが(仕事の)ミスに繋がりを負のスパイラルに転じる恐れもある」

[利用者支援との葛藤]

「作業能力が高く参加時間の多い利用者には(一般就労で)就職して卒業してしまう方が多い。(平均工賃増を考えると)そうした利用者にはいかに来てもらうかということも考えたりする」

「本来の利用者の職業リハビリテーションには反するが職員が作業の多く(の部分)をやってしまうことが増える」

「職員が利用者支援でなく作業を主に行って工賃を維持しなければならない本末転倒な事態も発生する」

「障害者支援の手段としての作業でなく、作業のための(障害者)支援になってしまう恐れがある」

[制度の矛盾]

「工賃と年金を合わせて生活できるようにする意図があるかもしれないが、実際は(高額となった工賃と年金とを合わせても)生活には全く不十分である」

「実際には利用者には生活保護受給者が多く、生活保護の収入認定(の上限)額を上げる方が先決だし必要なことだと思う」

「報酬評価に利用者の障害の程度、重症度といった要素が反映されないのは、支援の手間を評価している

とは言い難い」

「(月平均工賃額向上という)成果を上げたことが評価されるのは良いが、週1しか利用できない利用者や重度の利用者の受け入れで平均工賃(と評価)が下がってしまうことが(今の報酬制度の)欠点」

[事業役割の混乱]

「(B 型) 事業所の役割が A 型や就労移行とごちゃごちゃになっていると思う」

「定着支援等、B 型にも就労移行支援の役割が求められていると思う」

「就労を継続してもらい、通所継続率を向上させることが(B 型事業所の)役割だと思う。(単に月額平均工賃だけでなく)利用者の通所継続度(継続年数等)を評価の対象にしても良いのでは？」

「あまり B (型事業所) にいると B (型事業所) に染まって出られなくなると思う」

[工賃 UP の意味]

「高い工賃を支給することは利用者の自立した生活にも繋がる」

「工賃額(の多さ)も利用者の(通所継続への)動機づけ支援として必要な部分はある」

「一般就労と比較にならないレベルで工賃額の高低を評価云々しても意味がないとも思う」

考察

工賃の意味と事業の評価について

国は、一般就労が困難である者には就労継続支援 B 型事業所等での工賃水準を向上させることが重要であるとして、「工賃倍増5か年計画(平成19年度～平成23年度)や「工賃工場計画」(平成24年度～平成26年度)を実施してきた。今回の調査では「(国が) B 型事業所の工賃向上の役割を明確化してきたと感じる」という意見と同時に、「工賃 UP だけを正義とはしたくない」との意見が聞かれた。精神障害者の作業所は、他に社会資源や支援も無い中で、日中の「家以外の居場所」、「外出先」、地域で「仲間と繋がる場(ピアサポートネットワークキングの場)」として始まり、「報

酬」つまり記号化された普遍的な社会的評価を得ることで精神に障害を持つ人が自己肯定感や自己効力感を回復していく場として機能していったと考えられる。そこでは、報酬は強化子、それによって強化される行動は通所や作業参加であり、その効果は作業所への通所日数や作業参加時間に現れるものと考えられる。つまり、作業所本来の目的が精神に障害を持つ人が人や社会と「繋がる」「繋げる」ことであるとすると、工賃はその繋がる場に参加するインセンティブとして働く手段であり、いわばトークンエコノミーにおけるトークンの働きを成すものであると考えられる。少なくとも当初の精神障害者の作業所において工賃はあくまで手段であって、その多寡によって支援の成果が図られる指標ではなかったと考えられる。今回の調査でも工賃額のみで評価されることの問題について言及されており、通所日数のみならず通所日数や参加時間の増加や利用継続年数等、多面的な評価を行うことが必要であると考えられる。

また今回の調査では、実際に就労継続支援事業 B 型を利用している精神障害者には生活保護受給者も多く、生活保護の収入認定の基礎控除額である1万5千円を超える工賃が支給されても利用者の即時の収入増には繋がらないことから、基礎控除額以上の工賃向上に関して当該利用者の意欲があまり上がらないという課題も確認された。今後、国が利用者支援として工賃向上を図っていくのであれば、生活保護の収入認定基礎控除額改定と連動した形での報酬改定を進めることが必要になると考えられる。

利用者支援と生産性向上の葛藤について

今回の調査では、「利用者支援と工賃 UP のための作業の効率化など生産性向上の両方を並行してやらなければならない。バランスが大事であり、それを保つのが我々(管理者)の役割だと思う」、「利用者支援と生産性向上の両方を平衡したい」という意見が聞かれた。「就労継続支援事業所の特徴は、福祉職だけでも運営がうまくいかないし、かといって事業の経営の専門家だけでは、利用者のケアができなくなるところ」⁴⁾ であり、その事業所を運営する者として「福祉専門職にきてもらおうと、売り上げが下がってしまう。プロの飲食店マネージャー経験者だと、障害者のメンバーのケアができない(ので)利用者のケアも、レストラン等

の経営と売上アップも両方してほしい」¹⁰⁾という具合に、管理者は相対する二つの立場を求められ葛藤を抱えている様子が窺える。この二つの立場のどちらに重点を置くかについては管理者によって様々である。管理者の中には、「儲かる事業所運営をすることも、ソーシャルワーカーの仕事のひとつと考えるようになった」「自分はソーシャルワーカーというより、経営者になってきたのではないかと思うことが多々ある」「ソーシャルワーカーとして、そこ(たくさんの工賃を出すことでメンバーの経済的自立)を達成できると嬉しい」¹⁰⁾といった、まず工賃UPを行うことが利用者の社会参加に繋がるという経営先行の考え方もある一方で、今回の調査で聞かれたように「生産性も大事だが、利用者支援によりその人の生活を支え、見守り、応援することで、できることを一つ一つ増やしていくことで結果として生産性向上に繋がると良い」という利用者支援先行の考え方も存在する。両者はどちらかが正解というものではなく、その時々々の事業所の実態に合わせて適宜調整していく必要のあるものだと考えられる。

B型事業所の役割について

塩津は、B型事業所等障害福祉サービス事業所を『福祉サービスの提供』と『積極的生産活動による利潤の分配』という二面性を持った組織¹⁰⁾として、主として適切な直接福祉サービスを行う伝統的な福祉実践とは異なるものとしている。さらに塩津は、この二面性をもった組織を「労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprise; WISE)」¹⁰⁾の一種として理解すべきであるとしている。米澤は、WISEを「能力主義的志向-反能力主義志向」「市場志向-自己目的志向」という軸により分類している。なお、「能力主義とは、能力に対応した処遇が求められるように、社会的障壁の是正を求める立場であり、反能力主義とは、能力にかかわるすべての処遇上の差が正当なものではないと考え、その是正を社会に求める立場である」¹⁰⁾とされている。この分類法をわが国の就労継続支援事業に当てはめて考えると、「企業的な能力主義的かつ市場志向的な活動」¹⁰⁾を推進する「C・ネットふくい」¹⁰⁾のようなA型事業所が市場志向で能力主義であるのに対し、多くのB型事業所は自己目的志向で反能力主義志向であると考えられる。その理由としては、「授産事業に対する労働基準法の適用除外について」(昭和

26年10月25日基収第3821号)により、労働基準法の適用外である授産施設での訓練においては能力で工賃に差を設けない原則が示され、その改訂版である「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」(平成19年5月17日基発第0517002号)においても、能力による工賃差を認める記述は見当たらないことから、佐藤の調査にあるように「能力で工賃に差を付けてはいけないという考えが未だに根強く残っている」¹⁴⁾ことや、「利用者のなかには作業能力が高くても社会適応能力が乏しい者もいれば、その逆もある。それゆえに『働く能力』を客観的に評価することは難しい」¹⁴⁾ことが背景にあると考えられる。

今回の調査でも、「様々な利用者がいて作業内容や作業能力による工賃格差が大きいと、工賃の調整が必要である」との意見が聞かれた。B型事業所には「市場で商品を販売するために『一定の厳しさ』が必要とされる」「能力主義的な社会的包摂の一つの形」¹⁰⁾であるA型事業所とは異なる役割が期待されると考えられる。例えば、C・ネットふくいでは、「保護者側の意識の変化が起こる中で、経営をより専門的に実施するために保護者を解散し」¹⁰⁾ていることから逆に考えると、B型事業所には、従前の作業所の様に障害当事者やその家族と協力して社会運動を行うことや障害者の家族支援や家族会との協働を行うことがその役割として期待できるのではないかと考える。実際に今回調査を行ったB型事業所においても地域の事業等に参加し、町内会や家族会と密な関係性を保っている様子が窺えた。佐藤が複数の文献で指摘されていると示した様に「工賃の問題は利用者の生活保障に直結する切実な問題」¹⁴⁾ではある。しかし、障害者福祉を当事者の所得補償のミクロな問題のみに限定するのではなく、その家族や関係者、町内や地域全体など、メゾ、エクソの視点で地域の福祉課題に取り組むことで、障害当事者の多様な社会参加の方法や機会を創出することも、B型事業所の役割の一つとして考えられるのではないだろうか。

職員の役割と負担について

単に仕事上の能力を訓練する場に止まらないB型事業所の職員には、多様な支援方法と様々な役割が求められる。今回の調査でも「利用者には作業だけでなく

色々経験してほしい、色々経験してこそ自己決定も可能になっていく」、「職員には、日常生活から就労まで多岐にわたる利用者への支援が求められる」といった多様性を重視した意見がみられた。今回の調査では職員の役割に関して「仕事を通した社会参加の訓練を行う役割を求められる」とした意見も聞かれ、先行文献でも「(利用者)一人ひとりに合った仕事をつくること、私たち福祉職の役割」^[11]、「黙々と単純作業をこなすのではなく、毎日仕事に通うのがわくわくするような職場にしたい」^[12]といった利用者の「社会における仕事の間」を作り出すことを重視する意見がみられた。さらには、「(顧客から)お金をいただいている以上、福祉作業所であることを言い訳にはしません」^[11]や、木工玩具の制作で有名な愛知県森山作業所(生活介護・就労継続支援 B 型)の西尾施設長の様に「私たちは技術屋」^[13]という、福祉を超えた仕事のプロフェッショナルとして職員の役割を捉える考えも存在する。

福祉専門職として利用者の生活支援等福祉サービスや地域での役割に加えて、例えばレストランにおける調理など「その仕事のプロ」としての役割も求められ、さらに利用者の仕事の間を作り、利用者をその仕事のプロへと訓練する役割も担うとなると、職員の負担は相当なものになることが推察される。今後、利用者支援と並行して生産性向上も求められることになると、今回の調査でも聞かれたように「財務などお金のことを考える」ことや「オリジナリティを出し、ここでできないことをやる」力も求められることになる。今回の調査でも「少ない職員体制の中で作業の業務負担が増え、職員の労働負担の増大やメンタルヘルス(の悪化)の問題が懸念される」等、職員の負担増を懸念する声が聞かれた。

職員が多様な役割を求められ負担が増える問題に関しては、例えば「何から何まで職員が全部作るのは無理な話で、売れるものを作るにはデザイン力が絶対に必要」^[9]なことから、「商品開発やパッケージについてはプロにお任せ」^[11]するといった、アウトソーシングによる業務分担等も考えていく必要があると考える。その際、単に外部の力を借りるだけでなく、B 型事業所の職員が障害者を雇用する企業に対して福祉的支援の相談援助を行う等お互いに協力することが出来れば、互いの強みを活かした所謂 Win-Win の協働関係を構築し、お互いの負担も軽減できる可能性がある

考えられる。勿論、実際に協働関係を構築するにあたっては、その協働により職員の負担が増し、職員との Win-Lose 関係を土台とした協働関係とならないように留意する必要がある。

研究の制限

本研究は報酬改定から間もない時点における管理者の視点から見た報酬改定の B 型事業所への影響や課題等について記したものである。今後の経過や見る者の視点によって違った側面が見えてくることも考えられる。また、各事業所の利用者構成や事業内容、経営母体や属する自治体の支援状況等によって影響や意見も変わってくるため、今回の結果を一般化するにはおのずと限界がある。

おわりに

本調査を進める中で、今回の報酬改定の問題にとどまらず、本来の B 型事業所の意味や今後のあり方、職員の役割や就労支援事業をはじめとする障害福祉サービス全体の今後について様々な意見が浮かび上がった。それらについては稿を改めて続報として研究を進めていきたい。

引用文献

1. 日本精神保健福祉士協会就労支援プロジェクトチーム：就労継続支援 A 型事業所の閉鎖等の問題に関する緊急調査(オンライン)，<http://www.japsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/201803-hokoku.html>，2018.(引用日：2018 年 8 月 1 日)
2. 日本精神保健福祉士協会事務局：第 6 回定時総会報告．PSW 通信，218：2-3，2018.
3. 岡本友二：障害者の福祉的就労における工賃のあり方をさぐる．佛教大学大学院紀要，44：19-35，2016.
4. 佐藤真澄：福祉的就労における利用者の工賃の現状と課題．厚生指針，63(8)：28-34，2016.
5. 厚生労働省社会保障審議会障害者部会：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容，2018.
6. 全国就業支援ネットワーク特定非営利活動法人：就労継続支援 A 型・B 型の賃金・工賃の向上に関する

モデル事例収集と成功要因の分析に係る調査研究, 厚生労働省, 2018.

7. 後藤康文, 野田秀孝: 就労継続支援 B 型事業所における経営管理の考察. 富山大学人間発達科学部紀要, 7(2): 55-69, 2013.
8. 福島喜代子: ソーシャルワーカーの視点—大野圭介さんに聞く「就労継続支援 B 型事業所の運営」を通して—. ソーシャルワーク研究, 43(1): 64-68, 2017.
9. 塩津博康: 障害者就労支援事業所の社会的企業化. 社会福祉学, 56(4): 14-25, 2016.
10. 米澤旦: 福井県における障害者への就労支援を通じた社会的包摂の試み—コミュニティネットワークふくいを事例として. 社会科学研究, 65(1): 117-34, 2014.
11. 特定非営利活動法人コミュニティワークス: 一人ひとりの「多様性」をとらえさまざまな仕事を創出—顧客満足度アップで工賃もアップ—. 月間福祉, 6月号: 65-67, 2016.
12. 社会福祉法人つむぎ くわの実: 利用者の個性を活かした支援で工賃アップを. 月刊福祉, 5月号: 82-85, 2018.
13. 社会福祉法人あさひ会 森山作業所: 企業との連携でさらなる工賃向上をめざす. 月刊福祉, 12月号: 74-77, 2014.
14. 斎藤環: 総論—ケアとしての就労支援, ケアとしての就労支援: 2-11, 日本評論社, 2018.

より良い学級活動を育成するための学校行事を活用した 生徒指導の方法

—特別活動における教育相談を通じて—

増尾慶裕

The teaching method utilizing school events to aim better classroom activities

— Educational counseling in terms of special curricular activities —

Yoshihiro MASUO

抄録

特別活動での学級活動や学校行事において、期待理論や構成主義を適用して児童・生徒が主体的・自主的に活動できる方法を検討した。

より良い学級活動を行うための方法として、学校行事（合唱コンクール）を活用した児童・生徒の主体的・自主的な取り組みを示した。それにより学習指導要領に示されている学級活動と学校行事との連携した取り組みが、児童・生徒の意欲の向上に繋がることが示された。

Abstract

The method to let students act by themselves during special curricular activities was considered by applying expectancy theory and constructivism. To improve classroom activities, spontaneous and independent action of students was encouraged during school events, namely choral competition. The collaboration of school events shown in the course of study and classroom activities led to the enhanced motivation of students.

1 はじめに

小学校新学習指導要領（以下、小学校学習指導要領）

¹⁾及び中学校新学習指導要領（以下、中学校学習指導要領）²⁾の特別活動では、その目標に、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。（1）多様な他者と協働する様々な集団の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。（2）集団

や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。（3）自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。」と示されている。

小学校学習指導要領¹⁾の特別活動では、学級活動・児童会活動・学校行事・クラブ活動によって構成され、中学校学習指導要領²⁾では、学級活動・生徒会活動・学校行事で構成されている。それぞれの活動の特質を

生かして、主体的・能動的な学習を推進して指導の充実を図ることが大切であろう。

特に、特別活動における学校行事は、児童・生徒が意欲的に取り組むことができる場面である。本稿では学級活動と学校行事の効果的な連携方法について、期待理論等を適用した実践について検討することとする。

2 特別活動の内容

まず小学校学習指導要領¹⁾に示されている学級活動、学校行事等について、それらの概説を展望してみることとする。

A 学級活動

学級活動は、「学級を単位として、学級や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと」¹⁾と示されている。

(1) 学校生活や学習の基盤としての集団づくり

特別活動は、学級や学校の様々な集団づくりに重要な役割を果たしている。特別活動では、学校の内外で、多様な他者と関わり合う集団活動の機会が豊富にある。各活動・学校行事を通して、児童は、多様な集団活動を経験し、集団における行動や生活の在り方を学びながら、よりよい集団づくりに参画する。とされており、特に学級の集団づくりは、児童一人一人のよさや可能性を生かすと同時に、他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気醸成する。こうした学級の雰囲気は、協力して活動に取り組んだり、話合いで萎縮することなく自分の意見を発言し合ったり、安心して学習に取り組んだりすることを可能とする、学校生活や学習の基盤となるものである。また、特別活動は、学級活動を通して、学級経営の充実を図りながら、学びに向かう集団の基盤を形成する。また、児童会活動、クラブ活動、学校行事における多様な集団活動を通して、よりよい人間関係を形成することも、児童が安心して学習に励むことができることにつながっていく¹⁾。と示されている。

(2) 特別活動の教育活動全体における意義

特別活動は、「集団活動」と「実践的な活動」を特質とすることが強調されてきている。特に、学級や学校における集団は、それぞれの活動目標をもち、目標

を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指し、協力して実践していくものである。特に、実践的な活動とは、児童が学級や学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味している。したがって、児童による実践的な活動を前提とし、実践を助長する指導が求められるのであり、児童の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とする必要がある¹⁾。と示されている。

(3) 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

特別活動は、学校生活を送る上での基盤となる力や、社会で他者と関わって生きて働く力を育む活動として機能し、人間形成の中でも特に、情意面や態度面の資質・能力の育成について強調してきた。今回の改訂では、各教科を通して育成することを目指す資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むことを重視している。そのために重要なことは、目標に明示されたように「様々な集団活動を通す」ということ、「自主的、実践的な活動を重視する」ということである。様々な集団活動の中で、「思考力、判断力、表現力等」を活用しながら他者と協力して実践することを通して、「知識及び技能」は実感を伴って体得され、活動を通して得られたことを生涯にわたって積極的に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」が育成されていく。特別活動の内容は、各教科等に広く関わるものであるが、こうした特徴をもつ特別活動だからこそ育成することができる資質・能力を育むということが大切である¹⁾。

B 学校行事

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動であり、小学校学習指導要領¹⁾では学校行事の目標は、「全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。」と示している。

(1) 学級や学校の文化を創造する特別活動

特別活動は、楽しく豊かな学校文化をつくる実践的

な活動である。例えば、学級活動における自発的、自治的な活動を通して、児童は学級生活の主体的な参画者となる。また、児童会活動やクラブ活動、学校行事における様々な集団活動を通して、楽しく豊かな学校文化が醸成され、各学校の特色ある教育活動の展開が可能となっている。

したがって、特別活動の指導に当たっては、これらの教育的意義を理解して効果的な指導計画を立てる必要がある。その際、楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的・自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させることが極めて重要である。例えば、長い伝統を有する学校において受け継がれており、伝統や校風は教育上の財産と言えるものであるが、それらを継承すること自体が目的ではなく、それらを通して児童にどのような資質・能力を育みたいのかという本質を大事にして、児童が発展的に新しいものを生み出していくことができるようにすることが大切である¹⁾。と示されており、学校行事の指導計画では、児童・生徒による自主的・実践的な活動が助長されるようにすることが重要であると考えられる。

(2) 学級や学校の文化を創造する特別活動

本稿に取り上げている文化的行事では、平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするように示されている。

特別活動は、楽しく豊かな学校文化をつくる実践的な活動である。例えば、学級活動における自発的、自治的な活動を通して、児童は学級生活の主体的な参画者となる。また、児童会活動やクラブ活動、学校行事における様々な集団活動を通して、楽しく豊かな学校文化が醸成され、各学校の特色ある教育活動の展開が可能となっている。

したがって、特別活動の指導に当たっては、これらの教育的意義を理解して効果的な指導計画を立てる必要がある。その際、楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的・自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させることが極めて重要である。例えば、長い伝統を有する学校において受け継がれている伝統や校風は教育上の財産と言えるものであるが、それらを継承すること自体が目的ではなく、それらを通して児童にどのような資質・能力を育みたいのかという本質を大事にして、児童が発展的に新しいものを生

み出していくことができるようにすることが大切である¹⁾。と示されている。

3 自主的な活動を支援する構成主義的学習観

教育学における構成主義には、Piaget(1964)³⁾の個人的構成主義とVygotsky(1967)⁴⁾の社会的構成主義に代表されるものがある。我が国の教科教育への適用では、技術・家庭科教育において、増尾(2008)⁵⁾による構成主義的学習論が展開されている。本稿におけるスキーマの自主的な再構成を支援する構成主義的教授・学習過程の設計では、足立(1994)⁶⁾の述べる構成主義に基づくものを参考とした。

足立⁶⁾は、教授学習論や学習指導が構成主義的か否かは既述の構成主義の概念の「鍵概念」に立脚しているか否かで判断できるとしている。そして構成主義の示唆するポイントは、人間の認知の働きのうち、

1) 環境との能動的な相互作用を通じ、経験や解釈に基づいて個人の内部にゲシュタルト的特性をもつ認知構造を構成すること。

2) それを用いて環境との能動的な相互作用（ここには自己評価や他者との相互フィードバックによる軌道修正の過程も含まれることに注意）を行うこと、の二つの側面を重視すること。

3) さらに、その二つの側面が統合的に機能しあうことを重視していること。である。

構成主義学習観により育成した教科での主体的・自主的な能力を、特別活動において活かすようにした。

4 意欲の向上を高める期待理論

その目標に対応した意欲の向上については、認知論的な期待理論を取り上げる。そこで本稿では、学習意欲の測定を行うために、数多くある理論の中でその妥当性が実証されている期待理論の概念的枠組みを用いることが最も有効であると考え、期待理論を参考にして学習意欲の測定方法を考案した。具体的にはVroom(1964)⁷⁾以降Lawler(1973)⁸⁾によって修正されたモデルの次の公式を採用した。これを取り入れたのは、動機づけに関する認知的な情報処理の過程が、意欲の構造とメカニズムの観点から公式化されており、本稿の目的から見て妥当なものと考えられる。

$$\text{意欲の強さ} = \Sigma [(E \rightarrow P) \times \Sigma [(P \rightarrow O) (V)]]$$

意欲の強さは個人の経験するモチベーションの強さ

を表わす。E→P は努力 (Effort) が所期の目標達成 (Performance) に結びつくと思う期待度 (0~1 の主観的確率で評定)、P→O は目標達成が成果 (Outcome) の獲得に結びつくと思う期待度 (0~1 の主観的確率で評定)、V (Valence) は各成果の誘意性 (価値)、ここでは魅力度 (-1 ~ +1 で評定)、をそれぞれ意味する。またこれらは意欲を構成する各要因と考えられ、メカニズムとしてはそれらの要因が相乗的に作用するものと仮定されている。

5 具体的実践

文化祭・合唱コンクールは、教育課程の中では、特別活動での学校行事に位置付けられる。

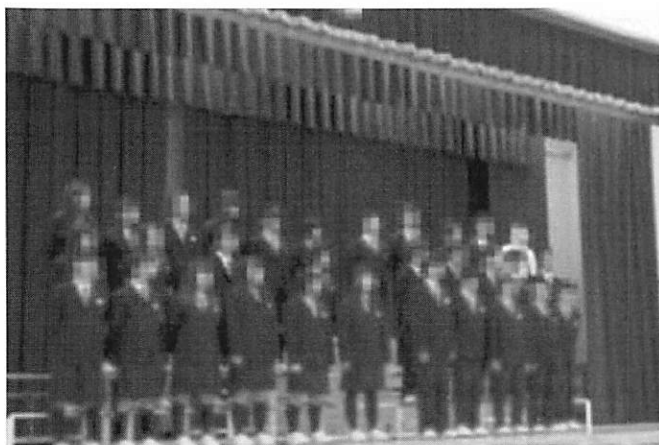


図1 学校行事・合唱コンクールの様子 (A 中学校)

中学校における学級活動の指導方法は、学年当初に、リーダー、即ち学級委員と班長を中心として学級リーダー会議を組織し、1学期から2学期の合唱コンクールに向けて、学級委員、班長を中心として構成するリーダー会議を定期的に開催することとした。

学級担任は、そのリーダー会議のメンバーと人間関係を深め信頼関係を構築するように指導した。またリーダー会議では、学級での問題点やその改善方法を話し合い、自主的に活動できるようにし、学級集団が1つにまとまるように意見交換し、それぞれの生徒の長所を活かせ、理解しあえる学級を目指すこととした。

リーダー会議で、正当な意見が通るように、リーダーと学級担任との教育相談を重視し、リーダーが提案し実行して失敗しても、担任が十分にフォローできるように支援し信頼関係を構築できるようにした。

その取り組みにより1学期の終わりには、合唱コン

クールの選曲を行い、学級で皆が気持ちよく歌える合唱曲を選定する準備ができた。

学級担任は、学級集団の人間関係を深めるように心がけた。学級内のリーダーには、表の実力者と裏の実力者が存在する。それぞれの生徒の意見を大切に、クラスを良い方向 (ポジティブな方向) に展開できるように導いた。

ホーソンの実験や研究によれば、集団にはフォーマルな人間関係とインフォーマルな人間関係が存在する。そこで、学級において公式と非公式な人間関係の両面を重視した。それぞれの人間関係の意見を大切に、クラス内ではポジティブな意見が通る良い方向にもっていくように指導した。それは、インフォーマルな人間関係を大切に、公式と非公式の人間関係の両面を重視することである。対象の生徒にカウンセリングマインドによる教育相談を重視し、それぞれの生徒の意見や気持ちを大切に、期待理論による活動目標¹¹⁾を設定し自己表現・自己実現できるようにして自信をもたせるようにした。

意欲を高めるには、ハーズバーグ¹⁰⁾が示す、生徒の意欲を高めるアクセル的な要因とその要因をそぐブレーキ的な要因の二要因が存在する。即ち、二要因説である。

クラスが一つにまとめられるように、二学期 (11月) の合唱コンクールで優勝できることを目標にして、期待理論による努力の成果が見えるスモールステップの目標¹²⁾¹³⁾を設定した。そこで、それぞれの場面において、個々の生徒が、目標に対する努力、目標に対する成果、その成果の誘意性を考えさせて活動目標を設定して、意欲の向上を図れるように指導した。

また、合唱コンクールは生徒の努力の素晴らしさを公開して見てもらう場として位置付け、教科 (音楽科) で育成された学力を基に主体的・自主的に特別活動できるようにした。

それらにより、学級内での多くの課題を乗り越えて、担任する学級は、合唱コンクールで優勝することができ、生徒に努力に対する成果を体現させることもでき、大きな感動を体験させることができた。

そして、生徒への意欲調査では、1学期当初の取り組み時点と2学期の合唱コンクール直前を比較すると、意欲の向上が有意に示された。また、合唱コンクール後の調査では、充実感や達成感が示され、より良

い学級活動を行うことができた。

以上により、学習指導要領が示す特別活動の特質を踏まえた能力の育成を図ることができた。

7 おわりに

本稿では、特別活動における学級活動と学校行事の効果的な連携の有効性を検証した。今後、児童・生徒の意欲の向上の変化等について具体的に報告し、さらに、児童・生徒の主体的・自主的な活動を支援する方法を開発したいと考える。

引用文献

- 1) 文部科学省 小学校学習指導要領解説 特別活動編 (2017)
- 2) 文部科学省 中学校学習指導要領解説 特別活動編 (2017)
- 3) Piaget, J. Development and Learning. In R. Ripple, (Eds.), Piaget Rediscovered. Ithaca, N.Y.: Cornell University press, (1964)
- 4) Vygotsky, L.S, 柴田義松訳. 思考と言語. 明治図書. (1967)
- 5) 増尾慶裕 生徒の学力形成を支援する構成主義的学習指導モデルの開発 風間書房 (2008)
- 6) 足立明久. スキーマの自主的な再構成を支援する構成主義的学習指導の理論と実際 - 教授学習理論に対する客観主義, 構成主義, 及びスキーマ理論の示唆-. 京都教育大学紀要 A 8 5: 1-28. (1994)
- 7) Vroom V.H. Work and motivation. John Wiley. (1964)
- 8) Lawler, E.E. III. Motivation in work organizations. Brooks/cole. (1973)
- 9) レスリスバーガー著, 野田一夫・川村欽也訳 経営と勤労意欲 ダイヤモンド社 (1900)
- 10) ハーズバーグ著 仕事と人間性 能力と人間性 東洋経済新報社 (1900)
- 11) Bloom, B.S. Hastings, J.T. & Madaus, G.F. Handbook on Formative and Summative Evaluation of Student Learning. McGraw-Hill. (1971)
- 12) Bloom, B.S, 梶田叡一他訳. 教育評価法ハンドブック. 第一法規. p.40. (1973)
- 13) Baldwin, T.S Evaluation of Learning in Industrial Education. McGraw-Hill. pp.870-874. (1971)

保育者の「気になる子ども」の意識について

— 日々の保育の中から見えてきたもの —

永田 恵実子

Childcare worker's recognition of "worrisome children"

- Through everyday practice of child care -

Emiko Nagata

Summary

Childcare workers feel unsure of supporting children who need special care, so called "worrisome children". The meaning and recognition of "worrisome children" differs from workers to workers and each child care center has their own meaning as well. It is true that they have confusions about everyday child care practice.

From the viewpoint of childcare workers, "worrisome children" are considered to be a child of autistic spectrum disorder, attachment disorder or a child who has mental retardation.

Yaizu child care center organization conducted a survey on "worrisome children" at thirteen care center in the city. The questionnaire includes such questions as care workers' recognitions of "worrisome children" and problems caused by these children. The survey demonstrated that the "worrisome" part of children is different according to their age, and in many cases child care workers regard children of autism spectrum disorder as "worrisome".

1. 目的

本研究は、焼津市保育園協会会員保育所（13か所）の保育士たちが、日々の保育の中で「気になる子ども」をどのように捉え、どのように支援しているかを理解することである¹⁾。

保育士たちは、普段から保育の中で「気になる子ども」とのかかわりに苦慮していた。しかし、具体的にどんな点が気になるのか、明確にはなっていなかった。

今回は、その目的を達成するためにアンケート調査を実施した。

保育士たちは、便宜的に「気になる子ども」の障害分類を「愛着形成に問題を抱える子ども」「知的発達に遅れがみられる子ども」「自閉症スペクトラム障害の疑いのある子ども」の3種類にした。

この理由は、研究チームメンバーたちが「気になる子ども」の様々な様子を書き出して分類すると、この3種類の障害が顕著に表れたためである。

この「気になる子ども」についてのアンケート結果から、保育士にはどんな子どもが気になるのか、普段

の保育の中で子どもの障害をどのように意識しているのか、保育の質向上や保護者支援には何が必要か、などを考察し、日々の保育を見直し改善させていくこととした。

なお、倫理上の配慮として、「焼津市保育園協会障害児部会」より事前に匿名性などに十分に配慮することで、この研究を公表することについて了承を得ている。

2. 方法

「気になる子ども」についてのアンケートを作成し、焼津市内保育所13か所にアンケートを配布した。

1) 対象：焼津市の公・私立保育所13施設2～5歳児担当保育士63人が参加した。

2) 期間：平成28年9月26日～10月14日（19日間）。

3) アンケート項目

- ①回答した保育士の年齢
- ②回答した保育士の保育専門職経験年数
- ③年齢クラス別「気になる子ども」の割合
- ④臨床心理士巡回利用者人数

- ⑤保育士の「気になる子ども」の記述(4歳児)
- ⑥年齢別「気になる子ども」の人数
- ⑦年齢別障害分類の割合
- ⑧保育士が障害の疑いがあると捉える子どもの様子から、便宜的に「愛着形成に問題を抱える子ども」「知的発達に遅れがみられる子ども」「自閉症スペクトラム障害の疑いのある子ども」の3つに分類し、それぞれの内容として(言葉の遅れ、情緒発達の遅れ、身体発達の遅れ、社会性の遅れ、知的発達の遅れ等)の項目を入れた。
- ⑨保育士からみた保護者の障害受容の状態
- ⑩その他(保育士のアンケート後の感想)

4) 配布部数: 研究に参加した保育所は13施設。

配布数69部(回収率100%)であった。

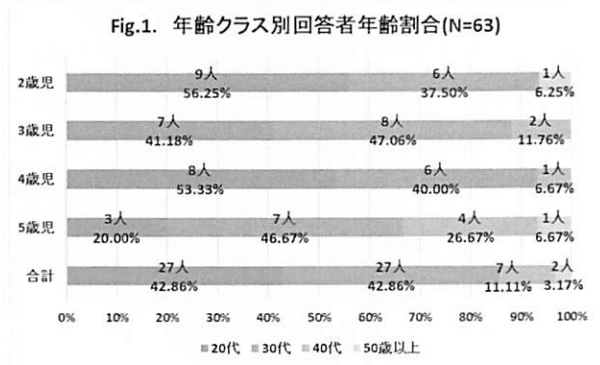
ここでは、「気になる子ども」についてのアンケート調査の結果を年齢別に分けて考察していくことにする。

3. 結果と考察

(1) 年齢クラス別回答した保育士の年齢(グラフ内のnは13施設の各担当保育士の合計人数)

ここでは、アンケートの回答をしたクラス別保育士(Fig. 1)について述べていく。

該当人数は、2歳児16人、3歳児17人、4歳児15人、5歳児15人、合計63人であった。



2歳児の担当保育士の年代は、20代が56.25%と一番多く、続いて30代が37.50%であった。また、50代以上は6.25%であったが、40代の担当者はいなかった。

3歳児の担当保育士の年代は、30代が47.06%と多く次に、20代41.16%で40代が11.76%であった。しかし、50代以降の年代の担当者はいなかった。

4歳児の場合は、20代53.33%、30代40.00%、40代6.67%で、50代以上はなかった。

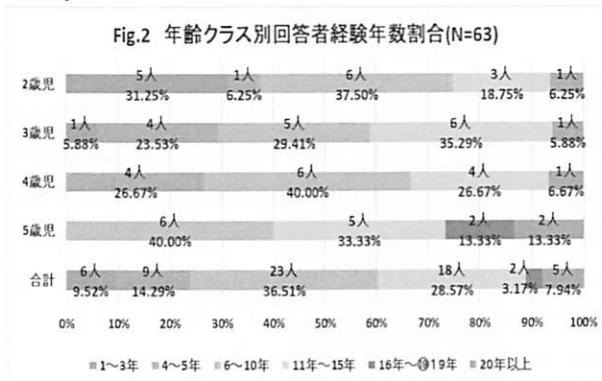
5歳児は、30代46.67%と一番多く、次いで40代

26.67%、20代は20.00%、50代以上は6.67%であった。

3歳時と5歳児は30代の担当者が多く、2歳児と4歳児は20代の担当者が多かった。

(2) 回答した保育士の保育専門職経験年数(Fig. 2)

次に、保育士の保育専門職経験年数について述べていく。年齢クラスごとの該当人数は、2歳児16人、3歳児17人、4歳児15人、5歳児15人、合計63人であった。



2歳児の担当保育士は、6~10年が37.50%と一番多く、続いて1~3年が31.25%であった。また、3番目は、11年~15年は18.75%であった。

3歳児の担当保育士経験年数では、11~15年が35.29%と一番多く、続いて6~10年が29.41%であった。3位は、4年~5年は23.53%であった。

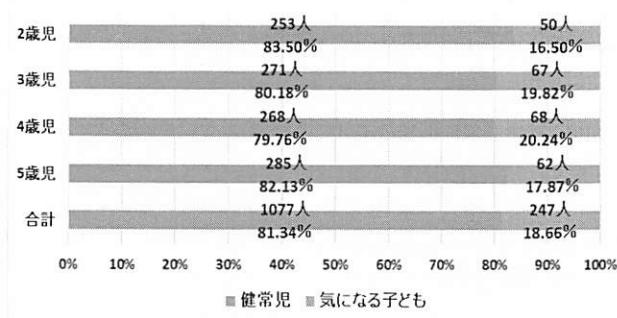
4歳児の担当保育士は、6~10年が40.00%と一番多く、続いて11~15年と4年~5年が同数の26.67%であった。

5歳児の担当保育士は、6~10年が40%と一番多く、続いて11~15年が33.33%であった。3位は、16年~19年と20年以上は同数の13.33%で1~3年はいなかった。

(3) 保育士が担当する「気になる子ども」(Fig. 3)

続いて、「気になる子ども」の各年齢クラス別について見ていく。ここでは、気になる子どもに属しない子どもについて、便宜的に健常児と表記した。

Fig.3. 年齢クラス別 気になる子ども割合(N=1324)



該当人数は、2歳児 303人、3歳児 338人、4歳児 336人、5歳児 347人、合計 1324人であった。

気になる子どもの人数の割合は2歳児クラスでは、16.50%、3歳児クラスでは、19.82%、4歳児クラスでは、20.24%、5歳児クラスでは、17.87%であった。

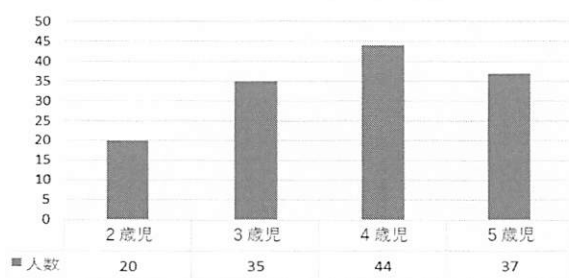
気になる子どもの割合は、4歳児クラスの人数が最も高く20%を超えていた。次いで高かったのは3歳児クラスであった。

どの年齢とも「気になる子ども」が17%~20%とほぼ同様な割合でいることが分かった。このことから、保育士は2歳児の時期から子どもの支援の必要性を感じている、つまり、早期発見・早期療育等支援の大切さを気にしているのではないかと考えられた。

(4) 臨床心理士巡回利用者人数 (Fig. 4)

次に、臨床心理士による各年齢クラス別巡回相談利用者について述べていく。

Fig.4 巡回相談利用人数



巡回相談利用人数については、2歳児 20人、3歳児 35人、4歳児 44人、5歳児 37人。4歳児の子どもが一番多く専門家に相談していた。

クラス別回答保育士の年齢 (Fig. 1) と、回答した保育士の保育専門職経験年数 (Fig. 2)、さらに、保育士が担当する「気になる子ども」 (Fig. 3) 臨床心理士巡

回利用者人数 (Fig. 4) の結果を合わせて考えると、20代 30代の保育士が多くクラス担当をしているほど積極的に専門家の巡回相談を利用していることが分かった。

この年代の保育士からは、率先して臨床心理士などの専門家の意見を聴くことや、早期発見・早期療育を目指す様子が見られた。研修などでの障害のある子どもについての学びと専門家との相談を結び付けて考えていることがわかった。

(5) 保育士の気になる子どもの記述 (4歳児)

ここでは、巡回相談利用者人数 (Fig. 3) の内容を受けて、4歳児担当保育士 (13施設) の気になる子どもの記述を抜粋して載せることにした。

《4歳児の気になる記述の抜粋》

- ・何となく暗い顔をしている。保育士に声をかけたり、抱き着いたりと気を引くことが多家庭で満たされていない様子が継続的に見られる。
- ・乱暴な言葉を繰り返す。
- ・友達を殴る蹴るなどする。
- ・「どうせ僕なんか・・・」が口癖。
- ・自己中心的でトラブルメーカー。他児の気持ちを読み取ることが難しく、注意を受けても繰り返す。
- ・要求が通るまで泣く。どんどん要求はエスカレートしていく。
- ・気分が乗った時のみ集団活動に入る。
- ・テンションが上がっていくのが止められない。
- ・奇声をあげる。
- ・他児との場が苦手トイレは誰もいなくなると行けない。食事も一人でないと食べられない。
- ・会話がかみ合わないことが多い。
- ・理解力が乏しく、1つ1つに個別対応が必要。
- ・自分の意見を言えない。常時誰かの後についている。
- ・立つ、座るなどの姿勢の維持が難しい。
- ・全体的に遅れがみられる。
- ・日常生活動作を忘れてしまう。
- ・吃音がある。
- ・爪かみがある。

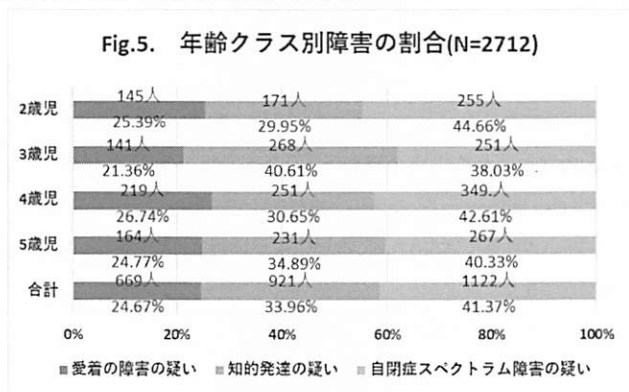
保育士が、日常の保育の中で子どもに注意を向けている点は、身辺自立や言葉の理解、友達や集団での人間関係の深まりの躓きなどであった。それは、4歳児の特徴的な発達、とくに、言葉の理解、身辺自立、社会性などに個々の差が出てくるため、他児との発達の違いから子どもの障害が発見しやすいからだと考えられた。

また、4歳児の担当保育士の経験年数の豊富さや、障害のある子どもについての学びの結果、子どもの様子を見極めることができるようになってきているのではないかと理解できた。

(6) 年齢別「気になる子どもの障害の割合」(Fig. 5)

各年齢の担当保育士が「気になる子ども」と考える子どもの障害分類について問うことにした。

該当人数は、2歳児 571人、3歳児 660人、4歳児 819人、5歳児 662人、合計 2712人であった。次のグラフが障害の全年齢別の割合である。



年齢別気になる子どもの人数について見ていくことにする。

2歳児の場合、自閉症スペクトラム障害の疑いのある子どもが最も多く 44.66%であった。次いで知的発達障害の疑いのある人数が 29.95%、愛着の障害の疑いのある人数が 25.39%であった。

3歳児の場合、知的発達障害の疑いのある子どもが 40.61%と最も多く、次いで自閉症スペクトラム障害の疑いのある人数が 38.03%、愛着障害の疑いのある人数が 21.36%であった。3歳児の場合は、知的障害の疑いがある子どもの順位が一番高かった。

4歳児の場合、自閉症スペクトラム障害の疑いのある人数が 42.61%と最も多く、次いで知的発達障害の疑いのある人数が 30.65%、愛着障害の疑いのある人数が 26.74%であった。

5歳児の場合、自閉症スペクトラム障害の疑いのある子どもが 40.33%と最も多く、次いで知的発達障害の疑いのある子どもが 34.89%、愛着障害の疑いのある子どもが 24.77%であった。4歳児と5歳児は同様の順位であった。

自閉症スペクトラム障害、知的発達障害、愛着障害の順番で順位がついたのには、いくつかの障害の重なりや、愛着の問題を含んでいる子どもの場合も、コミュニケーションの障害が目につきやすく、自閉症の子どもの特徴に当てはめやすいことがあると考えられた。

(7) 保育士が障害の疑いと考える子どもの様子

次に、各年齢別の障害の内容を分析した。ここでは、愛着の障害、知的発達障害、自閉症スペクトラム障害について、徳田克己³⁾ 若井淳二⁴⁾ 有馬正高⁵⁾ 藤原⁶⁾の障害特性の項目に沿って保育士が「気になる子ども」の特徴アンケート項目を作成した。

ここからは、それらの結果を分析し考察していくことにする。

1) 愛着形成に問題を抱えると捉えられる子ども (Fig. 6-1. 6-2)

年齢クラス別の該当者数は、2歳児 145人、3歳児 141人、4歳児 219人、5歳児 164人、合計人数 669人であった。

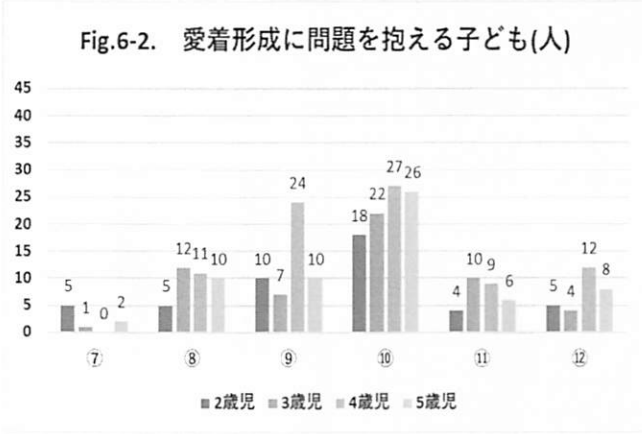
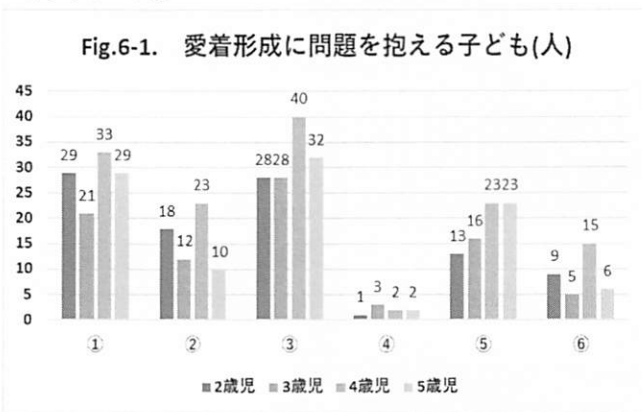


Fig. 6-1.6-2 愛着形成に問題を抱える子どもの項目

※言葉の遅れについては質問事項に入れていない

・情緒発達の遅れ

- ①感情が抑えられない(衝動的)。
- ②破壊的な態度をとる(反抗的)。
- ③忍耐力や集中力が低く、多動な行動が見られる。
- ④自虐的・自傷行為をする。
- ⑤新しい事、リスクが多い事には挑戦できない。
- ⑥特定の保育者に対して、過剰な甘えが見られる。

・身体発達の遅れ

- ⑦スキンシップを嫌がる。(過敏的)。
- ⑧年齢相応な身体発達が未熟。

・社会性発達の遅れ

- ⑨自分に注目を集めようと反社会的行動をとる。
- ⑩他人の感情把握ができず、共感や同情ができない(自己中心的)。
- ⑪人との関わりを全く求めない。見知らぬ人にもベタベタする。
- ⑫友だちに命令する等、友だちとの間に支配的関係を築く。

※(5)知的発達の遅れについては質問事項に入れていない。

2歳児の愛着形成に問題を抱える子どもで一番多かったのは、①感情が抑えられない29人、次いで、③集中力がなく多動な傾向28人、第3位は、⑩他人の感情把握ができず、共感や同情ができない18人であった。

2歳児の発達段階において、個別の発達の差が大きく、未熟な部分は残るものの、感情面や集中力に対して保育士には顕著な行動が見取れたものと考えられた。

3歳児の愛着形成に問題を抱えると捉えられる子どもで一番多かったのは、③忍耐力や集中力が低い・多動28人。次に⑩他人の感情が把握できない22人。3番目は、①感情が抑えられない21人、⑤新しい事、リスクが多い事には挑戦できない16人であった。

4歳児では、第1位が、③忍耐力や集中力が低く、多動な行動が見られる40人、2位は、①感情が抑えられない33人、第3位、⑩他人の感情が把握できない27人、第4位が⑨自分に注目を集めようと反社会的行動をとる24人であった。4歳児には4位(3位と3人差)に自分に注目を集めようと反社会的行動をとる回答があった。これは、3歳児ではなく、4歳児の発達を見据えると理解できるのではないかと考えられた。

5歳児の第1位は、③忍耐力や集中力が低い・多動32人。第2位は、①感情が抑えられない29人。3位は⑩他人の感情が把握できない26人、⑤新しい事、リスクが多い事には挑戦できない23人(3位と3人差)であった。

保育士は、愛着の問題を抱えた子どもの特徴として、感情が抑えられない(衝動性)、忍耐力や集中力、他人の感情を理解できないことなどに注目し、危惧していることが分かった。

また、他にも愛着の問題を抱える子どもや知的な遅れがある子どもと自閉症スペクトラム障害の子どもの行動の特徴と似ている場合がある。例えば、人や物にあまり興味を示さないように見える、感情が抑えられなかったり、他人の気持ちを理解しにくかったりする姿がある、保育士が指示したことに対して動こうとしないなどの行動が「愛着の問題」「知的発達」「自閉症スペクトラム障害」のどの項目に当てはまるのか区別しにくい。そのため、記入する際に判断しにくく迷った保育士もいた。

日常的に子どもを支援し、子どもの気持ちに寄り添って関わっていくうちに、子どもの試し行動の対応に苦慮する場合もある。保育士がバーンアウトしないためにも、愛着形成に問題を抱える子どもの知識を深める研修の機会を増やすことも必要であると考えられた。

とくに、保育士は、愛着の問題は子ども個人の問題だけでなく、家庭環境やの保護者の養育態度、子育て知識の有無などと絡めて、問題であると捉えているようであった。

2) 知的な発達に遅れがあると捉えられる子ども (Fig. 7-1.7-2)

Fig.7-1. 知的発達に遅れがある子ども(人)

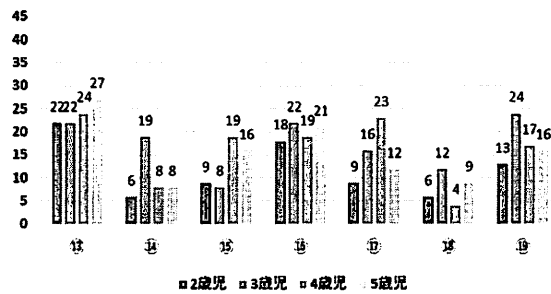


Fig.7-2. 知的発達に遅れがある子ども(人)

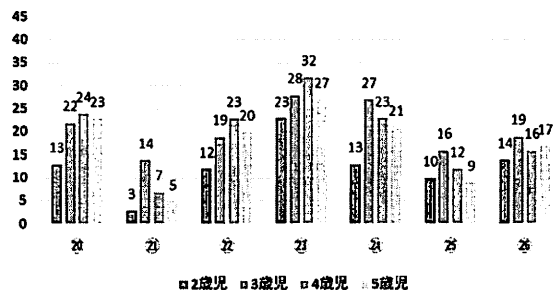


Fig. 7-1.7-2. 知的な発達の遅れがある子どもの項目

- ・言葉の遅れ
 - ⑬言葉は理解しているが自分の言いたい事をうまく伝えられない。
 - ⑭3歳児で言葉が出ない・言葉の意味を理解していなかった。
- ・情緒発達の遅れ
 - ⑮場面の切り替えの変化に対応できず、パニックになる。
 - ⑯周囲の働きかけに対する反応が薄い。
 - ⑰いくつになっても幼稚な行動が多く見られ、甘えたがる
- ・身体発達の遅れ
 - ⑱乳児期の成長過程で遅れがある(寝返り・歩行時期が遅い等)。
 - ⑲走る・跳ぶ・投げる等の運動機能や平衡感覚等に遅れ。
 - ⑳ボタン・はさみで切る等手指先等の細かい運動機能が不器用。
- ・社会性発達の遅れ
 - ㉑人や物に対して自分から興味・関心を示そうとしない。
 - ㉒自分から進んで動こうとする事が少ない。
- ・知的発達の遅れ
 - ㉓指示した事を理解して行動に移す事が難しい。
 - ㉔簡単なルールが覚えられない。
 - ㉕日常生活の流れが覚えられない
 - ㉖遊びに集中できない。

年齢クラス別該当人数は、2歳児 171人、3歳児 268人、4歳児 251人、5歳児 231人、合計人数 921人であった。

2歳児の第1位は、㉓指示した事を理解して行動に移す事が難しいが23人、第2位⑬言葉の理解はできるが自分の言いたいことが言えない 22人である。第3位は、⑯周囲の働きかけに対する反応が薄い 18人であった。

2歳児の段階では言葉でのやり取りがまだうまくできない発達段階の子どももいるが、保育士は、知的な発達の遅れがあるがための理解の困難さからだと捉えているようである。

3歳児の第1位、㉓指示した事を理解して行動に移す事が難しい 28人、第2位は、㉔簡単なルールが覚えられない 27人。第3位、⑲走る・跳ぶ・投げる等の運動機能や平衡感覚等に遅れ 24人である。

第4位では、⑬言葉の理解はできるが自分の言いたいことが言えない、⑯周囲の働きかけに対する反応が薄い、㉑ボタン・はさみで切る等手指先等の細かい運動機能が不器用の3項目同数で22人であった。

4歳の第1位は、㉓指示した事を理解して行動に移す事が難しい 32人。2位は、㉑ボタン・はさみで切る等手指先等の細かい運動機能が不器用と、⑬言葉は理

解しているが自分の言いたい事をうまく伝えられないが同数の24人。4位は、⑰いくつになっても幼稚な行動が多く見られ甘えたがると、㉒自分から進んで動こうとする事が少ない、㉔簡単なルールが覚えられないが同数の23人であった。

5歳児の第1位は、⑬言葉は理解しているが自分の言いたい事をうまく伝えられないと㉓指示した事を理解して行動に移す事が難しい、が同数の27人。3位は、㉑ボタン・はさみで切る等手指先等の細かい運動機能が不器用 23人、4位については、⑯周囲の働きかけに対する反応が薄いと㉔簡単なルールが覚えられないが同数の21人であった。

知的な発達の遅れのある子どもについて保育士は、言葉の理解と発語、手先や身体全体の発達の遅れを見て判断しているようであった。また、指示した事を理解して行動に移す事が難しい、簡単なルールを覚えるなど、集団保育の中での子どもの様子を重視していることが分かった。

3) 自閉症スペクトラム障害のような様子の子ども (Fig. 8-1. 8-2. 8-3)

年齢クラス別該当人数は、2歳児 255人、3歳児 251人、4歳児 349人、5歳児 267人、合計人数 1122人であった。

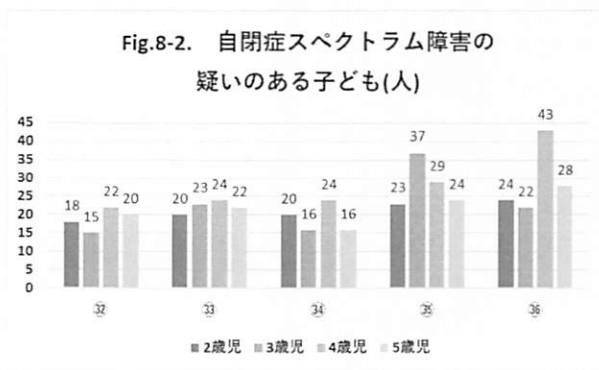
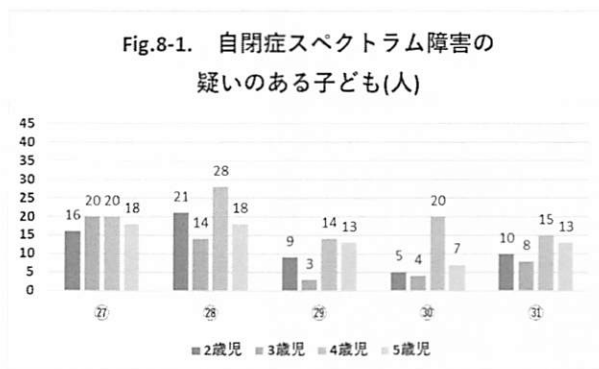


Fig.8-3. 自閉症スペクトラム障害の疑いのある子ども(人)

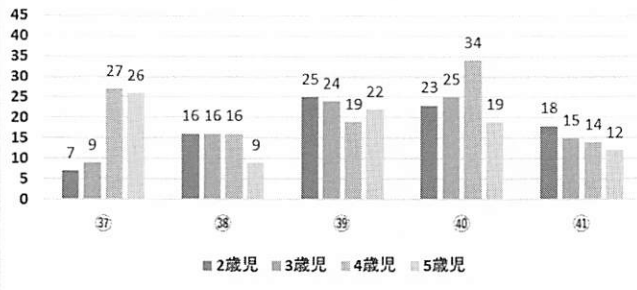


Fig. 8-1.8-2.8-3 自閉症スペクトラム障害の子ども項目

・言葉の遅れ

②⑦言葉の使い方に誤りがある。(オウム返し・イントネーション・場にそぐわない言葉の使い方)

・情緒発達の遅れ

②⑧こだわりが強い(物・人・場所・自分の関心、ペース、優先等)。

・身体発達の遅れ

②⑨偏食が多い。

②⑩安定して午睡をする事が難しい。

②⑪感覚過敏がある。(視覚・聴覚・味覚・触覚)

②⑫多動である。

②⑬指先が不器用である。

・社会性発達の遅れ

②⑭目が合いにくい。

②⑮社会的なルールの理解が苦手である。

②⑯場の空気が読めず自己中心的と誤解されやすい。

②⑰相手の気持ちを考えられず、傷つける事を思ったままに言う事がある。

②⑱ごっこ遊びや見立て遊びがうまくできない。②⑲コミュニケーションがうまくとれない。

②⑳集団での遊びが苦手である。

②㉑一人遊びを好む。

※知的発達の遅れについては質問事項に入れていない。

2歳児の自閉症スペクトラム障害の疑いのある子どものうち最も多かったのは、②⑳コミュニケーションがうまくとれない25人、次いで、②⑯場の空気が読めず自己中心的と誤解されやすい24人、②⑮社会的なルールの理解が苦手である、②⑰集団での遊びが苦手であるが共に23人であった。第4番目、②⑸こだわりが強いが21人であった。

3歳児では、②⑮社会的なルールの理解が苦手である

が37人と最も多く、次いで、②⑰集団での遊びが苦手である25人、②⑲コミュニケーションがうまくとれない24人、4番目は、②⑬指先が不器用である23人であった。

4歳児のうち最も多かったのは、②⑯場の空気が読めず自己中心的と誤解されやすい43人、次いで、②⑰集団での遊びが苦手である34人、②⑮社会的なルールの理解が苦手である29人、第4番目は、②⑸こだわりが強い28人であった。

5歳児では、②⑯場の空気が読めず自己中心的と誤解されやすいが28人と最も多く、次いで、②⑰相手の気持ちを考えられず、傷つける事を思ったままに言う事がある26人、②⑮社会的なルールの理解が苦手である24人であった。②⑬指先が不器用であると、②⑲コミュニケーションがうまくとれないが同数の22人であった。

保育士は、子どもたちの集団生活の中での、社会的なルールの理解、場の空気が読めず自己中心的、集団での遊びが苦手であるなどの行動が気にかかっているようであった。

年齢別「気になる子どもの障害の分類」(Fig. 5)から、年齢別人数をみると、2歳児255人、4歳児349人、5歳児267人で3つの障害分類の中で、自閉症の疑いの子どものと捉えられる子どもの人数が一番多かった。

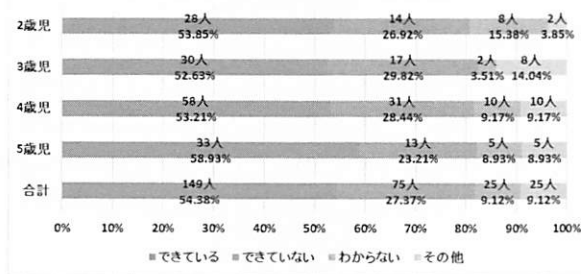
保育士は、コミュニケーションの取りにくい子どもは、自閉症スペクトラム障害ではないかと意識していることが分かった。とくに、4歳児になると回答数も増えていた。特徴ある行動が顕著になることもある。したがって、臨床心理士の巡回指導の件数の多さにつながるのではないかと考えられた。

(8) 保育者からみた保護者の障害受容の状態 (Fig. 9)

ここでは、保護者の子どもの障害受容についてみていくことにする。

年齢クラス別該当者数は、2歳児52人、3歳児57人、4歳児109人、5歳児56人、合計人数274人であった。

Fig.9. 年齢クラス別保護者の障害受容(N=274)



2歳児では、障害の受容ができていると保育士が捉えている保護者の割合が53.85%、できていない26.92%。3歳児では52.63%、できていない29.82%。4歳児では53.21%、できていない28.44%。5歳児では58.93%、できていない23.21%であった。このことから、どの学年でも、子どもの障害を受容ができていると見られる保護者が半数以上いることが分かった。

5歳児では、約6割の保護者がわが子の障害を受容していた。5歳児の保護者受容に関しては、保育士の早期からの親子に向けての支援があったことと、就学に向けて子どもの現状を理解せざるを得ない実情があったからだと考えられた。

(9) その他：保育士のアンケート後の感想

(原文ママ) ※2歳児の感想はなし

① 3歳児

- ・年齢的なものなのか、元々その子が持っているものなのかの判断が難しい。
- ・年々『気になる子』が増えているように感じる。保護者もいつまでも赤ちゃんのように接しているため、自分で何も出来ないという子も多いように感じる。保護者支援の難しさと、子どもの発達の助長の難しさが感じられる。
- ・アンケートの結果はすごく納得できるもので、分かり易く良かった。今後の援助に活かせる内容だった。

② 4歳児

- ・項目の判断に迷った。微妙な子どもの姿からの分類の判断に困った。

③ 5歳児

- ・保護者の理解と協力があってこそ支援が活きると思った。
- ・保護者への伝え方。なかなか理解されないことが多い。
- ・項目に対して判断が難しい。子どもの状況や保育環境で変わる事もあるのではないかと。

保育士のアンケート後の感想から、アンケート項目

の回答について、どの年齢の保育士も、障害種別や、障害の行動特性の項目の選択に困っていたようであった。子どもの発達の過程の中での行動なのか、個々の発達の違いなのか、あるいは、愛着の問題なのか、発達障害の問題なのか、混乱したこともあったようだ。

また、子どもにはいくつかの障害が重なった結果の行動になっている場合があるのではないかと判断に迷っていたようにも見られた。

気になる子どもが増えているという意見に関しては、子どもの発達の理解や障害の理解などを普段から学んでいることで、保育士の子ども理解が進んでいることもあると捉えられた。

しかし、保育士自身の思い込みがある場合もあり、保育者のケースカンファレンスでの事例検討が重要になる。つまり、子どもを継続し見守る保育士やその他の職員とのチームワークの大切さも見えてきた。そして、保育実践の向上に向けていく必要が出てきた。

保護者支援については、障害受容ができている場合ばかりではないことや、理解できていても、家庭では保護者自身が子育てに困っていることなどを考え支援することも重要になると考えられた。

4. まとめ

ここでは、研究の結果をまとめる。

(1) 2歳児～5歳児までどの年齢クラスにも約2割の「気になる子ども」がいた。

保育士は2歳児の時期から子どもの支援の必要性を感じている。そこから、早期発見早期療育等支援の大切さを考えていることが見て取れた。

(2) 保育士は、4歳児の時期が、気になる子どもの支援に非常に重要だと考えている。

4歳児の担当保育士からの子どもの発達の遅れの疑われる子どもの回答数が多かった。子どもの日常の様子を把握して保育していたことも見られた。

また、この時期の巡回相談などを使い専門家に相談することも積極的に行っている。

(3) 保育士は、愛着の問題を抱えた子どもの特徴として、感情が抑えられない(衝動性)、忍耐力や集中力、他人の感情を理解できないことなどを意識し見ている。

愛着の問題は子ども個人の問題だけでなく、家庭環境やの保護者の養育態度、子育て知識の有無などと絡めて、問題であると捉えている。さらに、愛着形成に問題を抱える子どもの知識を向上させる研修機会を増

やすことも必要である。

（４）知的な発達遅れのある子どもについて、保育士は、言葉の理解と発語、手先や体全体の発達についての遅れを見て総合的に判断している。

指示した事を理解して行動に移す事が難しいなど、集団保育の中での他児とのコミュニケーションや発達の差異をみながら理解している。

（５）障害分類の中で、自閉症スペクトラム障害の疑いの子どもが一番高かった。

場の空気が読めず自己中心的、相手の気持ちを考えられない、社会的なルールの理解が苦手など、保育士は集団での人間関係やコミュニケーションの問題を意識して見ている。

（６）保育士は、２歳児～５歳児までのほぼ半数の保護者は障害受容をしていると捉えている。

親が子どもの障害の受容ができていても、家庭に向けた支援は継続しなくてはならない。その時々相談を受ける保育士の力量が重要になる。

次に、今後の課題として、

（１）保育士自身がさらに子どもの発達や様々な障害についての知識の充実の必要性。

（２）専門職を交えた相談をすることなどで、保育士の思い込みにならない支援の重要性。

（３）保育者間のケースカンファレンスの向上。

（４）自閉症スペクトラム障害や知的発達障害のある子どもと愛着の障害を合わせもつ子どもの理解。

（５）障害のある子どもをもつ保護者との継続した関係のもち方の学び。

（６）小学校への移行のための保護者の障害受容の問題と支援の方法の理解。

以上の項目があげられる。

謝辞

本研究について、焼津市保育園協会会長村松幹子氏及び熱心に研究された焼津市障害児部会部員の皆様の協力を経てここに発表できたことを感謝いたします。

《 参考文献 》

1) 平成 28 年度焼津市保育協会障害児部会. 『気になる子』～日々の保育の中で配慮を必要とする子～. 焼津市保育園協会平成 28 年度研修記録. p20-61. 2017.

2) 平成 29 年度焼津市保育協会障害児部会. 『気になる子』～日々の保育の中で配慮を必要とする子～. 焼津市保育園協会平成 29 年度研修記録. p31-54. 2018.

3) 徳田克己. 『気になる子どもの保育ガイドブック～はじめて発達障害のある子どもを担当する保育者のために～』. 福村出版, 2010

4) 若井淳二. 『幼稚園・保育所の先生のための障害児保育テキスト』. 教育出版, 2011

5) 有馬正高. 『知的障害のことがよくわかる本』. 講談社, 2007

6) 藤原義博. 『保育士のための気になる行動から読み解く子ども支援ガイド』. 学苑社, 2005

7) 原田正文. 『友だちをいじめる子どもの心がわかる本』. 講談社, 2008.

8) 永田恵実子, 佐々木光郎. 障害・虐待をかかえた子どもへの保育実践とその保護者に対する支援. 平成 27 年度静岡英和学院大学静岡英和学院大学短期大学部紀要第 14 号. 109-126. 2016.

9) 永田恵実子. 保育施設長の「子ども虐待」に対する意識および実態に関する調査研究. 社会福祉科学研究第 2 号. 117-126. 2013.

10) 永田恵実子, 佐々木光郎. 保育士の『子ども虐待』に対する意識および実態に関する調査研究—虐待につながる保護者の特徴やその対応等についての質的研究—. 地域福祉サイエンス創刊号. 54-72. 2014.

11) 永田恵実子, 三條美和, 中野恵子. 保育の場における発達支援—発達遅れがみられる子どもの人間関係に着目した事例検討を通して—平成 29 年度静岡英和学院大学静岡英和学院大学短期大学部紀要第 16 号. 155-169. 2018.

12) 杉山登志郎. 『発達障害のいま』. 講談社, 2011

13) 杉山登志郎. 『子ども虐待という第四の発達障害』. ヒューマンケアブックス, 2007.

14) ヘネシー 澄子. 『子を愛せない母 母を拒否する子』. 学研, 2004

15) 伊藤潔志監修. 『哲学する保育原理』永田恵実子分筆「保育者支援の実際」教育情報出版. 34-37. 2018.

保育者養成における造形表現教材の一考察

「タングラム」と「清少納言知恵の板」

八木 朋美

A Study on Materials of the Creative Plastic Arts for the Childcare Givers
TANGRAM and SEISHONAGON CHIE NO ITA

Tomomi YAGI

1 はじめに

平成 29 年に告示された幼稚園教育要領、第 2 章ねらい及び内容の領域「表現」には、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。」とある。子どもたちの豊かな感性や創造性を育むためには、保育者自身が豊かな感性や創造性を持ち合わせていることが大切であると言えよう。保育者養成における造形表現の授業では、必要な技術を習得するだけでなく、保育者を目指す者自身のそのような力を伸ばしたいと考えている。

本稿では、そのための教材研究として「タングラム」と「清少納言知恵の板」を取り上げる。1876 年（明治 9 年）に日本で幼稚園が開設され、教材として知恵の板が見直された。そこで選ばれたのは、日本に古くから伝わる「清少納言知恵の板」ではなく、「タングラム」だった。両者にどのような違いがあるのか、またそれにより教材としての活用にとどのような影響があるのか、非常に興味深い。タングラムは、国内において算数・数学の教材として活用されることが多い。数学的研究はされているが、造形教材という視点での先行研究はほとんど見当たらない。清少納言知恵の板についてはないに等しい。両者の比較を通して各々の特徴を掘り下げ、教材として活用する際の手がかりを得たい。

2 知恵の板とは

ある形の板をいくつかの片（へん）に分割したものをすべて用いて、片同士を重ねずに、あるかたちを作

るあそびを「知恵の板」という。片をひっくり返して使ってもよい。四角形や円形など、様々な形から作られた知恵の板が存在する。（図 1A）「タングラム」「清少納言知恵の板」ともに、知恵の板の一種である。

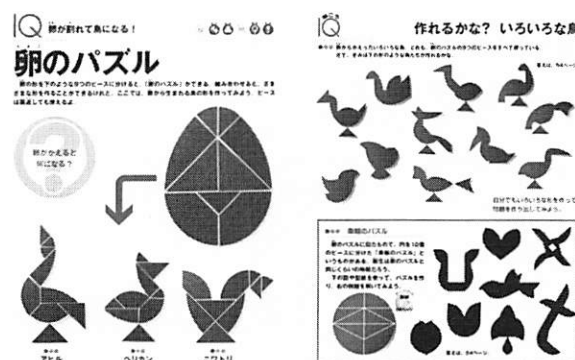


図 1

3 共通点

タングラムと清少納言知恵の板は、正方形を 7 片に分割しているという共通点がある。ただし、分割の仕方が異なり、出来上がる 7 片も異なる。（図 2B）

タングラムは中国発祥とされ、現在確認されているもっとも古い文献は 1813 年刊『七巧図合璧』である。その序文によると、それより以前の本が存在していたことは明らかだが、詳細は判明していない。清少納言知恵の板は日本で発祥し、1742 年（寛保 2 年）刊『清少納言知恵板』が確認されている。時代によって扱われ方に変化はありながらも、両者ともに 200 年以上に渡り遊び継がれてきたことになる。

正方形を分割した知恵の板は、ほかにも存在する。

15片に分割した「益智図」(中国)や、19片に分割した「知恵之板組形」(日本)などである。しかし、いずれも現在は親しまれていないと言っていいだろう。

平山(1956→1973)は長方形を7片に分割した西洋の知恵の板「SevenWorld」(または「Lucky Seven」、日本では「ラッキーパズル」と呼ばれている。図2)を含め、次のように述べる。

西洋の知恵の板は7片であった。わが国のも7片である。ところが中国の知恵の板も7片である。偶然の一致といえればそれまでであるが、七不思議の7として片づけられないような気がするが、この三者の関係は全く不明で、私には手掛かりはない。

長く親しまれてきたタングラムと清少納言知恵の板が、ともに正方形を7片に分割している点は、非常に興味深い。なぜ7片なのか。切り出された形との関係に加え、継続的に想像力を働かせるうえで、程よい数の選択肢なのではないかと推測している。これについては、また改めて追求してみたい。

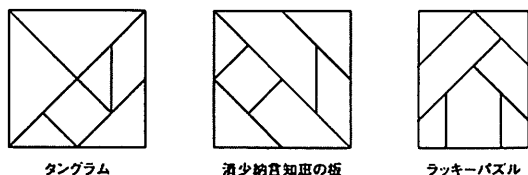


図2

4 相違点

4.1 構成

タングラムと清少納言知恵の板、それぞれを構成する7片を比較してみたい。タングラムは、正方形1片、平行四辺形1片、3種類の大きさの三角形5片で構成されている。清少納言知恵の板は、正方形1片、平行四辺形1片、2種類の大きさの三角形3片、2種類の台形で構成されている。

それぞれの片について、その形と大きさ(面積)に着目した。両者の最小の片は、同じ大きさの直角二等辺三角形である。ともにその他の片は、この最小の片を組み合わせて構成することができる形である。最小の片の大きさを1とすると、その他の片の大きさについて、 $2 \cdot 3 \cdot 4$ と表すことができる。構成数と考えるとよいだろう。(図3)

タングラムは、1が2片、2が3片、3がなく、4が2片。清少納言知恵の板は、1が1片、2が4片、3が1片、4が1片で構成されている。一見、似たような図形の集まりに見える両者だが、1~4すべての縦列において、構成内容が異なっていることがわかる。

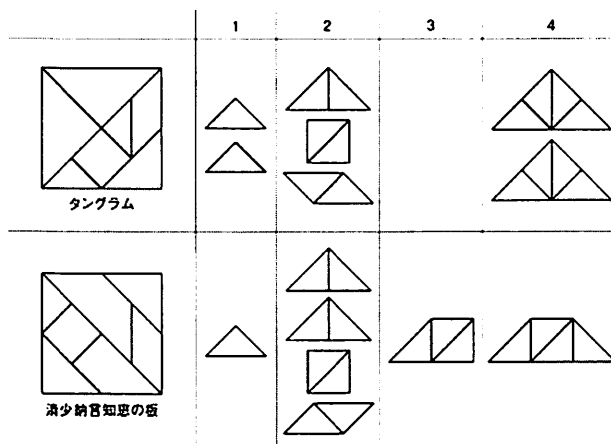


図3

4.2 作例の比較①

両者から出来上がる形をもとに、比較してみたい。比較する作例は、本学の保育者養成課程(子ども学科)の2年生に協力を依頼し、画用紙の知恵の板を用いて制作した^c。協力への了承を得られた学生のうち、ルールに従ったうえで、両方の知恵の板に取り組んだ47名の作例を対象とした。Aクラス(23名)は「動物」をテーマに、Bクラス(24名)はテーマなしで取り組んだ^d。学生は「子どもの頃に知恵の板を見たことがある気がする」という者が数名いたが、知恵の板の経験はほとんどないようだった。

知恵の板はすべての片を使ってある形を作る遊びであることから、出来上がる形に対して影響が大きいと考えられる大きい片二つについて、まず比較を行った。タングラムでは、縦列4の直角二等辺三角形2片。清少納言知恵の板では、縦列4と縦列3の台形がそれにあたる。Aクラスの作例は、図4-1(タングラム)・図5-1(清少納言知恵の板)、Bクラスは、図4-2(タングラム)・図5-2(清少納言知恵の板)である^e。該当する2片に網かけを施した。(図4・図5において、同じ番号は同人物の制作である。)

それぞれの知恵の板では、大きい片二つの使われ方に違いが見られた。タングラムでは、大きい片同士を組み合わせて凸多角形^fを作成して活用している例が

多い。(図4 濃い網かけ) Aクラスは14/23例、Bクラスは12/24例、合計26/47例(55.3%)^Gであった。大きい片同士が同じ直角二等辺三角形であることにより、同じ長さの辺同士をぴったりと合わせ、凸多角形を作成しやすいと言える。形を作る上で、大きい片同士の関係性が深いように見受けられる。

一方、清少納言知恵の板においては、大きい片二つによる凸多角形の作成は、Aクラス4/23例、Bクラス0/24例、合計4/47例(8.5%)であった。大きい片同士の頂点または辺に接点がある例は多く見られるものの、タングラムと比較すると、その関係性はそれほど深くないと言っていだろう。

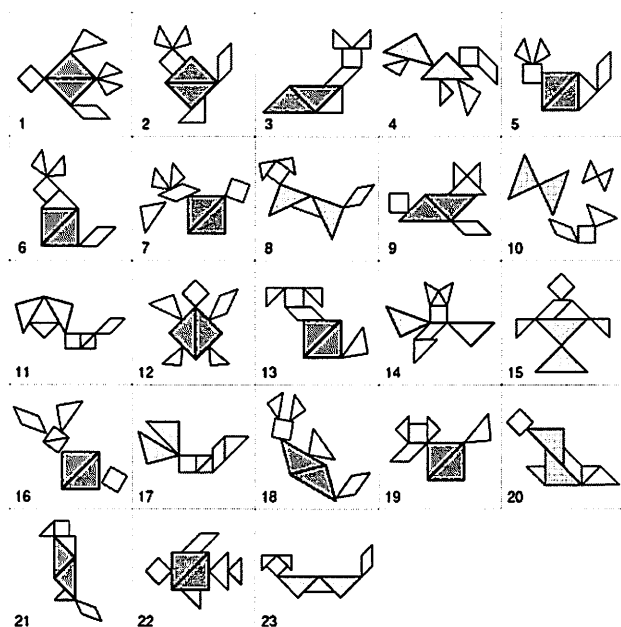


図4-1 タングラム：テーマ「動物」

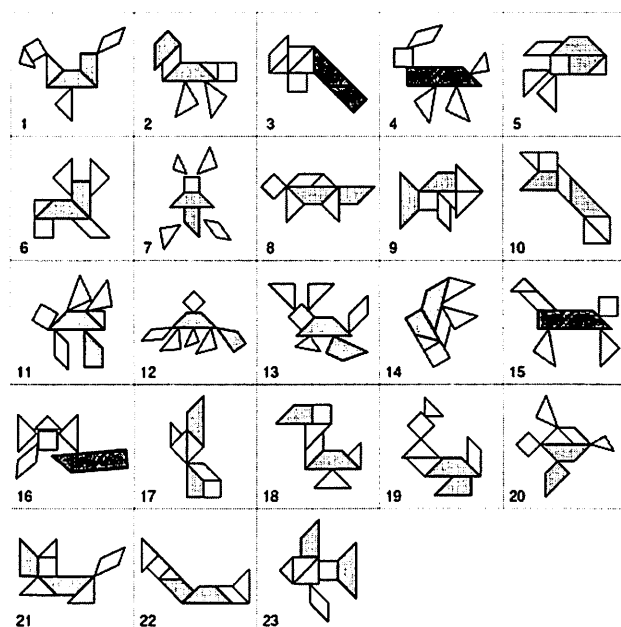


図5-1 清少納言知恵の板：テーマ「動物」

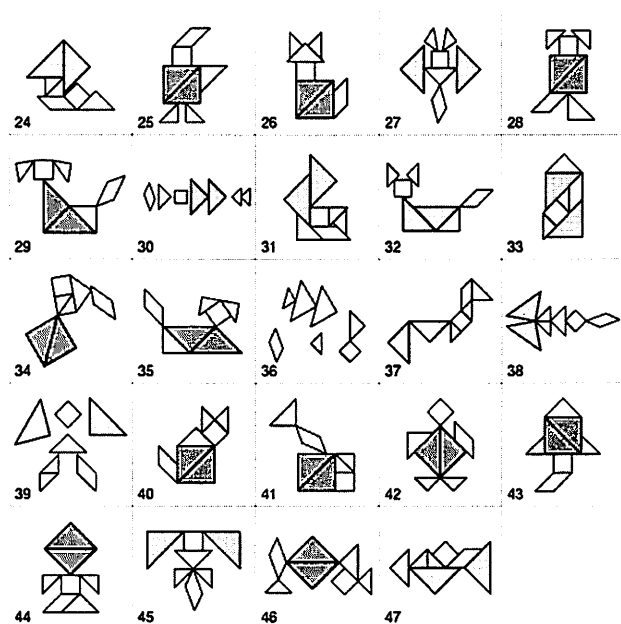


図4-2 タングラム：テーマなし

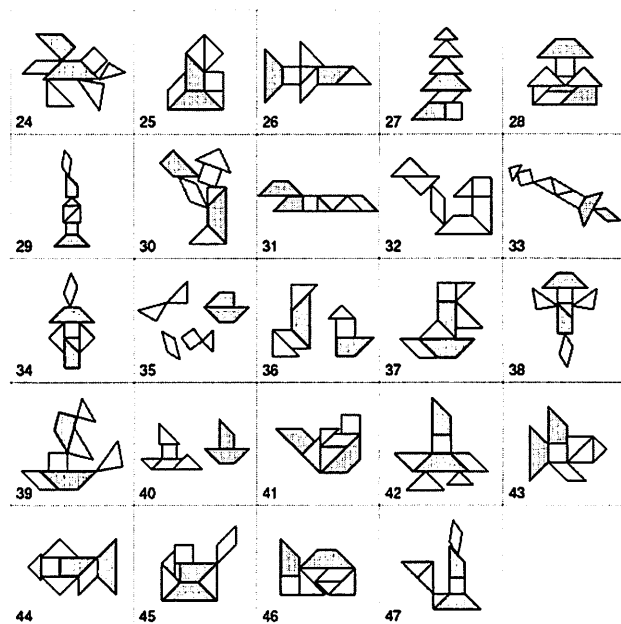


図5-2 清少納言知恵の板：テーマなし

4.3 作例の比較②

前項で大きい片二つの組み合わせによる凸多角形に注目したのは、凸多角形は一般的に馴染みがあり、またおさまりの良い形であるためである。小学校から高等学校において、学校教育で扱われる図形の多くは凸多角形である。また身の回りに溢れる商品も、立体を各面で平面的に捉えると凸多角形をベースにしたものが多いと感じる。制作にあたって大きい片の扱いを検討する際、意図せずに凸多角形に向かう傾向があるのではないかと推測した。

二つの直角二等辺三角形を組み合わせ、一つの凸多角形を作ろうとした場合、その組み合わせは、ちょうどタングラムの縦列2の3片となる。直角二等辺三角形・正方形・平行四辺形の3種類だ。(図6)これらの図形が出来上がるのは、組み合わせる二つの三角形が直角二等辺三角形という性質を持ち合わせているからである。(仮に、正三角形を半分にした $1:2:\sqrt{3}$ の直角三角形を二つ組み合わせた場合には、正三角形・長方形・平行四辺形が出来上がる。また正三角形同士では、ひし形のみとなる。)

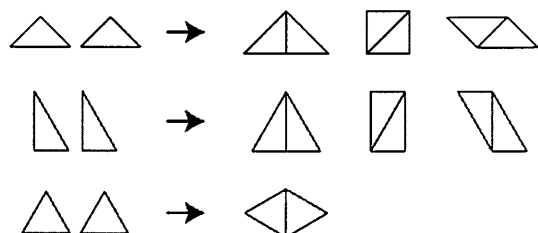


図6

両者の直角二等辺三角形の片に注目して、作例を比較する。タングラムは、図3縦列1と4に1対ずつ合計2対、清少納言知恵の板は縦列2に1対、同等の直角二等辺三角形を持つ。これらは、それぞれの対において3種類の凸多角形を作成することが可能である。

そこで、タングラム縦列4以外の2対についても、同様に凸多角形が作成された例を調べてみる。清少納言知恵の板縦列2の対では、A・Bクラスともに5例ずつ、合計10/47例(21.2%)であった。(図7-1・図7-2 濃い網かけ) タングラム縦列1の対では、Aクラス3例、Bクラス5例、合計8/47例(17.0%)であった。タングラム縦列4の直角二等辺三角形の対と比べると、凸多角形が作成された割合はともに非常に少ないと言える。

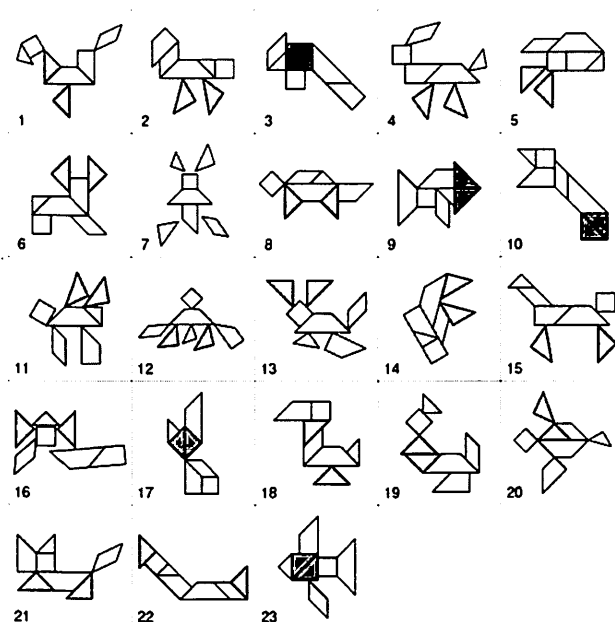


図7-1 清少納言知恵の板：テーマ「動物」

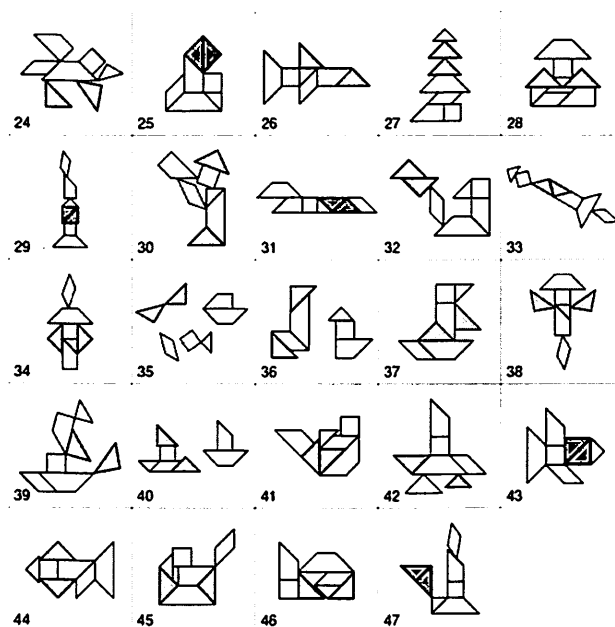


図7-2 清少納言知恵の板：テーマなし

5 考察

まずは、大きい片二つについて考えたい。タングラムでは、2片が同じ直角二等辺三角形であることから、それらで別の凸多角形を作成しやすい。凸多角形は、馴染み深くおさまりの良い形であるため、安定感のある印象に繋がりやすいと考えられる。一方で清少納言知恵の板は、大きい2片が形・大きさの異なる台形で

あることから、この2片による別の凸多角形は作成しづらい。そのためこの台形2片自体が、それぞれ独立した凸多角形として存在感を放っていると考えられる。

次に、直角二等辺三角形の対に注目する。タングラム縦列1の対や、清少納言知恵の板縦列2の対に関しては、タングラム縦列4の対と比べ、組み合わせで別の凸多角形を作成するという使われ方は少なかった。それらで凸多角形が作成された割合を見ると、片の大きさが小さくなるに従って、その値も小さくなっている。これは、大きい片にはおさまりの良さが求められやすいが、小さい片には細部の表現を託す傾向があるためと考えられる。

以上のことから、二つの知恵の板について、改めて比較してみたい。タングラムは、清少納言知恵の板と比べると、構成片同士がおさまり良く組み合わせやすいと考えられる。直角二等辺三角形の片が五つ（清少納言知恵の板は三つ）と多いことは、形の作りやすさに繋がると考えてよいだろう。特に大きな片同士が組み合わせやすいことで、形を模索する際に融通が効きやすい。また最小の片が二つあることで、細部の表現が行いやすいとも言える。一方で、清少納言知恵の板を用いて形を作成する際は、より発想力が求められる可能性があるのではないだろうか。

6 まとめ

タングラムと清少納言知恵の板について、あるひとつの視点から比較を試みた。これらを素材として「形を模索する」場合は、タングラムの方が清少納言知恵の板よりも取り組みやすい、と言うことができるかもしれない。今回の検証も参考にしながら、教材として必要に応じた活用の仕方を検討していきたい。

今後も引き続き、この二つの知恵の板に向き合っていきたいと考えている。

謝辞

数学用語に関してご助言くださいました、山田邦彦先生に感謝の意を表す。

注

- A 図1は、秋山仁（2006：12.14）より引用。
- B 図2は、筆者が作成。図3・図6も同様。
- C 作例は、紙に印刷された2つの知恵の板に、事前に

絵の具で着色したものを活用した。そのため、片をひっくり返して使用した例は見られなかった。

- D テーマによる制作への影響があるか検討するため、クラスによりテーマを変更した。しかし今回はこの点に踏み込んでいない。
- E 図4・図5・図7は、学生が画用紙で制作したものを筆者ができる限り忠実にトレスして作成。必要な箇所それぞれ網かけを施した。
- F 凸多角形とは、すべての内角が 180° 以下の多角形。
- G 割合は小数点第2位以下切り捨てとした。以後同様。

引用文献

- 秋山仁（2006）. 秋山仁先生の作る！解く！IQパズル 大百科1 学研
- 平山諦（1956→1973）. 増補新版 東西数学物語 恒星社厚生閣
- 八木朋美（2018）. 保育者養成における造形表現教材の一考察 「タングラム」をケーススタディとして、静岡福祉大学紀要, 14, 57-60.

参考文献

- 高木茂男（1999）. 清少納言知恵の板とタングラム, 数学史研究, 162, 29-41.
- 坂根巖夫・高木茂男・野口広監訳（1976）. タングラム 知恵の板 河出書房新社
- 安野光雅（1982）. はじめてであう すうがくの絵本3 福音館書店

授業法の再検討について

～学生の理解を深めるために～

岩井 宏

The re-examination of the teaching methods
-For a better understanding of students-

Hiroshi IWAI

1. はじめに

表計算演習、福祉製品論などの科目において、学生が理解しにくい項目などが存在している。

コンピュータ教育¹⁾は、平成17年度までに、全ての小中高等学校が各学級の授業においてコンピュータを活用できるようにと文部科学省が施策を推進し、次の情報教育の改定²⁾では、プログラミング教育が導入されるつつある。しかし、実際に学生に確認するとワープロソフトの利用は出来ても、表計算ソフトを苦手とする学生は多い。今までの筆者の情報処理教育の経験から、表計算ソフトを苦手としている場合、プログラミングを得意とする学生は少ない。

福祉製品論においては、福祉住環境設計としてトイレに手すりをつける、浴室の設計をする課題を行っている。設計をする場合に当然ながら1分の1では描くことはできないため、10分の1で設計する。10分の1で設計すると幅1間×高さ1.5間の壁で、A4版の用紙に丁度収まる寸法になる。この課題において、浴槽や水栓などの寸法はカタログに出ており、その寸法を元に描いているため特に問題はないが、手すりの間隔に問題が発生する。工学系のように図面などに常に携わっていれば、自然に寸法などは身につく、このような問題はないと思うが、福祉の大学において少ない時間内で理解させることは困難である。また、入浴の際に自分を客観的に見ることは出来ないため、自分(人)の大きさは、図面の中でどのくらいになるのかが理解しづらい。

本報告では、これらの学生の苦手意識や、短時間で理解させるための方法を検討し、授業に着手した結果の報告である。

2. 表計算の授業法の再検討

表計算を学習する学生等は、ワープロを学習した後に表計算の学習に着手する場合が多い。しかし、入力スピードは、学生によって様々である。表計算は、データを各セルに入力していくが、次のセルに移動する方法として、マウスを用いてクリックする、Tabキーを利用する、矢印キーを利用する、エンターキーを利用する等複数の方法がある。マウスを利用する方法では、1つのセルにデータを入力しその後、次のセルに移動する場合にキーボードからマウスに持ち替え、マウスポインタの場所を確認し、次のセルをクリックしてキーボードに持ち替えて次のデータ入力することになる。これは、かなり時間のロスになる作業であり、表計算の入力に慣れている人と比べると全てのデータ入力が終了するのにかなりの時間差が生じる。また、関数の入力にウィザードを利用すると今度はウィザードの操作方法を習得しての入力になり、今何をしているのかは理解できずに、ただ操作方法を真似して、作業に追いついていくだけになってしまう。このように一般的に表計算の学習は、パソコンを利用しながら行うことが多い。これは、入力・操作と表計算の仕組みを同時に理解させているので、入力・操作に時間がかかる場合には、表計算の仕組みを理解しないまま、ただの作業となってしまう。

2.1 検討後の授業の進め方

表計算の教育において、まずはパソコンを使用しないで、表計算の仕組み、セルの理解、複写の仕組み、計算式、関数などを教え、その後コンピュータを使用しなければ出来ないグラフ作成などを行うように、内容により分けた。実際に行う方法は、単純でワーク

図1 ワークシート

シートと同じ形式の表になっている紙を用意し、その紙を利用して講義を行うだけである。学生に目標を持たせるために本科目では検定試験2級を受験させている。検定試験は12月に行うため、後期の授業開始から約2ヶ月での受験となる。今年度の受講生に確認をしたところ、表計算を教わったことの無い学生が受講生の3分の1いた。表計算の学習経験があるなしに関わらず、導入から授業は行っているため、特に問題は無い。講義内容は、「セルとは」、「セルを利用した計算式」、「関数」などであるが、取りあえず検定試験の2級を受験できる範囲で行っている。コンピュータを利用する最大の利点は、複写が出来ることであるが、最初は複写機能の説明は行わずに、計算式などをひたすら紙に書かせている。これにより、「セル」や「セル番地」を利用するということが定着する。

表計算を利用する場合には、先に述べた複写機能を多用する事により、実際の処理時間などの短縮が出来るが、式や関数で使用するセル番地を相対番地で作成するのか、絶対番地で作成するのかを正確に指定しないと、複写後正しい結果にはならない。この処理が最初の高いハードルとなる。絶対番地は、複写したときに固定したい列番号や行番号の前に\$を付けて表す。これを表計算ソフトを利用して、画面を見ながら考えるのは、かなり困難な作業であるが、紙上で行うのはとても簡単である。

	A	B	C
1	商品名	売上	構成比
2	電子レンジ	100	=B2/B6
3	冷蔵庫	50	=B3/B6
4	洗濯機	70	=B4/B6
5	エアコン	80	=B5/B6
6	合計	300	

図2 練習問題

例えば、図2のような表が有り、各商品の構成比を求めたい場合、セル C2 には、“=B2/B\$6”と式を入力すれば、セル C3~C5 に複写して正確な答えを得ることが出来る。表計算での複写は、相対番地の場合、縦方向に複写すれば自動的に行番号(数字)が変わり、横方向に複写すれば列番号(アルファベット)が自動的に変わる。この例の場合にセル C2 に入力されている式をセル C3 に相対番地のまま複写してしまうと”=B3/B7”になってしまう。ここで、一度手書きで各セルの式を書くと、図2のように全てセル B6 で割る式を書くことになる。ここで、変わらない部分が複写して変えたくない部分でもあるため、6の前に\$を付けると教えると、とても解りやすくなる。ここで、Bの前に\$を付けても間違いではない。このように、開雲に絶対番地にするというのでは無く、複写を前提にしたときに、なぜ絶対番地にするのかを理解させることが重要である。

また、関数においても、書くことにより関数の仕組みを理解することが出来た。

2.2 結果

検定試験の問題集も紙のワークシートに記述させ問題を解き、全ての問題が終わった段階でコンピュータを利用し、罫線の引き方、グラフの書き方、印刷方法を説明して、3コマ程度検定対策を行った。学生も自宅で試験のためにコンピュータを使い練習を行った結果、検定試験2級では、ほとんどの学生が30分間の試験のところ20分程度で終了しており、合格率は64%で特に女子は100%であった。本学では、通常30%程度と聞いているので、かなり高い合格率であると思われる。また、過去に4名の補講を、紙を利用した手書きで関数や絶対番地の説明を行った結果、各自の弱点が克服され4名とも合格であった。このように、今までの教え方を見直し、解りやすくする工夫をすることによって、学生も理解が深まり、解ることにより自分でも努力するようになることが実証できたと思われる。

3. 3Dプリンタで作成した模型の利用

3Dプリンタは、自分で設計を行えば、様々なものを作成できるとも便利な道具である。材料もPLA(ポリ乳酸)、ABS樹脂、PETG(高強度なポリエチレンテレフタレート)、TPU(熱可塑性ウレタン)等

があり、それぞれ特製が異なり用途に応じて使い分けことが出来る。

3. 1 福祉住環境設計での利用

福祉住環境設計として、トイレの設計と浴室の設計を10分の1のサイズで行っている。トイレの設計では、壁1面と平面図を描いている。壁には、手すり、トイレットペーパーホルダ、学生によっては水栓も描いている。その際に、トイレットペーパーホルダの大きさ、手すりの大きさは、カタログを参考にして描いているため、特に大きさに関しては問題は発生していない。しかし、手すりの位置に関する問題が多い。30cmごとに手すりを設置する学生もいる状況であった。これは、カタログに大きさが書いてあるものに関しては、その寸法を元に描くことができるため問題は無いが、手すりの位置は人間の大きさが解らないと描きづらいものである。学生の状況を見ていると10分の1とは解っているが、人間はどのくらいなのかの想像が出来ていないようである。人間の模型で販売されているものは、12分の1程度のもが多く、10分の1のものは非常に少ない。そこで3Dプリンタで、身長155cmの10分の1の人形を作成し、授業に利用した。人形としては、図3のように座立っている状態、座って前傾になっている状態などの4種類を作成した。

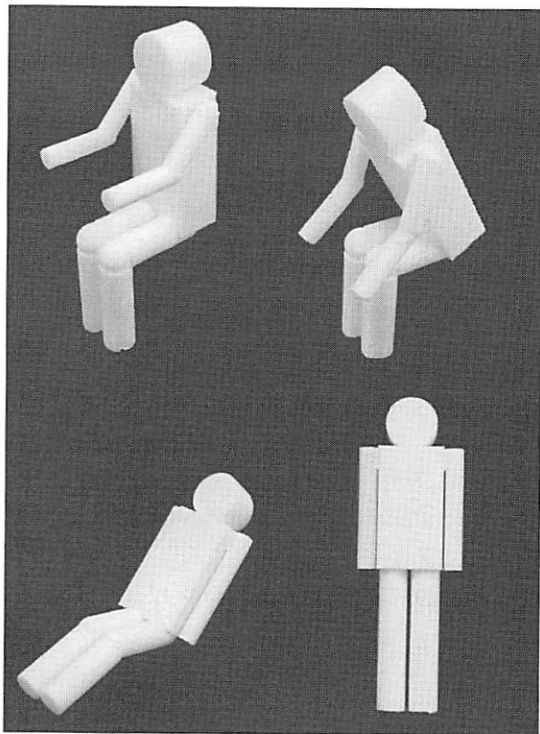


図3 10分の1の人形模型

これにより、10分の1の人間の寸法が解ったようであり、手すりを着けすぎる学生はいなくなった。

浴室の設計としては、平面図、壁4面を描き、最終的に起こし絵としている。浴室は浴槽、洗面台、シャワー、窓、ドア、手すり、必要に応じて福祉用具を描いているが、10分の1の人形を導入するまでは、トイレと同じ問題が発生していた。10分の1の人形を導入することにより、手すりの位置、導線などを考えることが楽になり、良い起こし絵を掛けるようになっている。

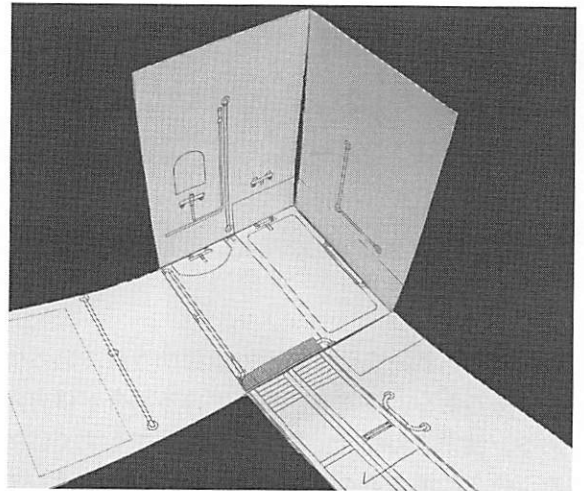


図4 起こし絵のサンプル

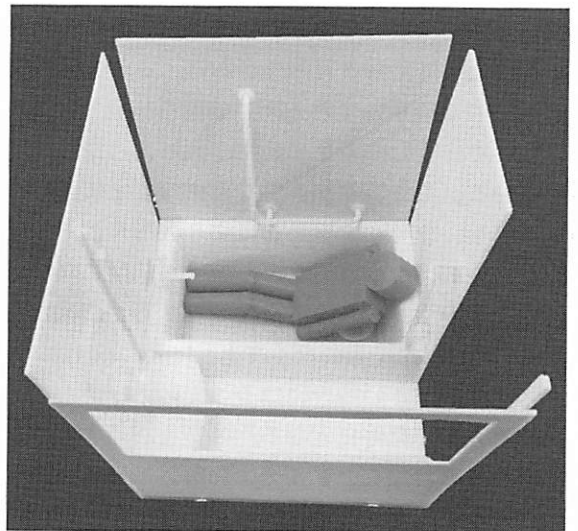


図5 起こし絵から作成した立体サンプル

3. 2 車いす演習での利用

車いすの援助は、誤った援助をしてしまうと援助を行っている側と援助されている側双方が、怪我をする可能性がある。いちばんやってはいけないことは、「急」な動作である。しかし、これを実習として体験させる



図6 車いす模型

ことは危険である。また、実習では援助されている側も学生であるため、健常者が乗っている場合がほとんどである。健常者の場合、急に何か起きてもすぐにアームサポートに捕まることが出来るため、急停車しても車いすから墜ちることはほとんど無い。実際に障がい者が車いすに乗っている場合には、急停車すると前のめりになって墜ちる可能性がある。これを見せるために5分の1の車いすと人間の模型を作成した。模型はPLAで作成しており車いす、人形共に滑りやすくなっている。これにより、急停止することにより人形が前に墜ち、急発進することにより人形が後ろに反り上がった後前に滑り落ちる、車いすが前傾になったときには人形が滑り落ちる等を見せることが出来た。車いすは、人的に急停止しなくても、1cmの段差ですら、キャスターが小さい場合にはそこでストップしてしまい、結果として急停止となる。模型を利用することにより、このようなことを安全に理解させることが出来た。

3. 3 骨粗しょう症の理解

3Dプリンタで、物を印刷するときには、充填率の調整を行い、材料を節約することが出来る。しかし、この充填率を下げすぎると作成物は、壊れやすくなる。これを利用し、骨粗しょう症を理解できる教材を作成できないか検討中である。

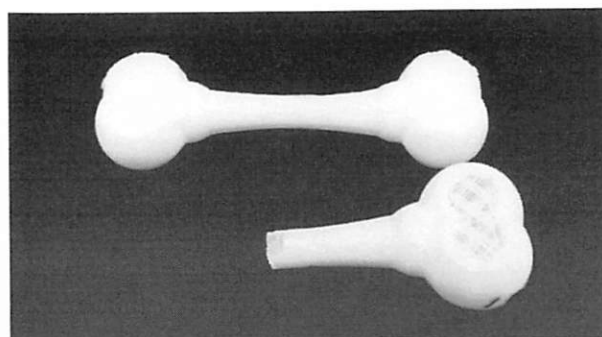


図7 骨粗しょう症サンプル

材料はPLAを用いている。PLAは40度ぐらいで軟化してしまうが、20度程度では、脆性的な特性を示している。実際の骨とは材質等は異なるが、密度の違いによる重さの違い、壊したときの力の大きさの違いは理解できるため、仮想の骨粗しょう症として利用することにより、言葉だけの表現より理解度は深まる考えられる。

4. まとめ

今回の報告は、学生に解りやすい授業を行うための補助教材の作成・利用について行った。表計算においては、自分で書いた式を見る、福祉住環境設計では想像させるのでは無く、可視化に重点を置き人形などを作成し導入を行った。これにより、表計算・福祉住環境設計共に学生の理解は深まったものと考えている。アクティブラーニング(能動的学手法)などは、学生に自主的に考えさせることなどを目的に行われている。しかし、科目の特性、受講者数などにより導入が難しい科目もある。今回の報告のように、学生に解りやすい授業を行うことにより、勉強することが楽しくなり学生は自主的に学習するようになると筆者は考えている。この考えは、科目の特性や受講者数などには影響しなため、今後も理解しやすい授業の工夫を行う。

参考

- 1) 文部科学省:教育の情報化の推進,http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm,2018年10月29日
- 2) TECHACADMY magazine,コンピュータ教育をキーパーソンが語る!「なぜプログラミングが必要なのか?」イベントレポート(その1),<https://techacademy.jp/magazine/1255>,2018年10月29日

里親支援におけるアタッチメント研究からの示唆

上野永子

Helping Foster Parents from the view point of attachment

Noriko Ueno

I. はじめに

2016年に改正された児童福祉法では、児童の養育環境について「一前略一児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されること一後略一」（第三条の二）と明記された。これは社会的養護が必要な児童の養育環境として、家庭的養護の優先、つまり特別養子縁組や里親による養育を推進することを示しているといえる。改正児童福祉法の理念を具体化させるため、2017年に厚生労働大臣の下に「新たな社会的養護のあり方を検討する会」が開催され、議論の結果「新しい社会的養護ビジョン」を示した。「新しい社会的養育ビジョン」の骨格として、親子分離が必要と判断され、代替養育を受ける児童に対して、適切な家庭復帰計画を立てて市町村や里親等と実行し、それが不適切な場合は養子縁組といった、永続的解決を目指すことや里親養育を推進することが方針とし示されている。つまり、代替養育は家庭での養育を原則としているのである。さらに、里親委託への取組目標を委託率として数値化して（3歳未満では概ね5年以内に、3歳以上では概ね7年以内にそれぞれ75%に里親委託率を引き上げる）、日本の社会的養護のあり方の大改革を行っているといえよう。この「新しい社会的養護ビジョン」の数値目標達成に向けた支援機関の取り組みによって、里親委託される里子が急増することは間違いないだろう。

子どもの養育環境として、子どものニーズに個別対応することを可能とする家庭的な養育環境が最良であるとの考えが、「新しい社会的養育ビジョン」が示す「代替養育は原則として家庭での

養育とする」との方針に至ったことが考えられる。そして、その方針により、里親委託・特別養子縁組を推し進めているといえるだろう。その前提には、里親家庭が、子どものニーズに応じることができる安定した養育環境であることが必要である。しかし、現在まで、日本において多くの社会的養護を担ってきた施設に子どもが措置される理由の半数が虐待である。そのことを考慮すると、里親委託される里子に被虐待歴がある可能性が容易に考えられ、被虐待歴に起因する里子の情緒および行動の問題に対する養育困難から措置変更を繰り返す「フォスターケア・ドリフト問題」が生じる危険性が危惧される（堀場, 2018）のも当然であろう。この危惧が現実とならないように、養育困難感を抱える里親を支援することが必要である。本稿では、里親支援について、親子の関係性について言及するアタッチメントの視点から、海外の知見を交えながら検討することを目的とする。

II. アタッチメントと親子関係

親子の関係性に関する理論として Bowlby(1969/1982, 1973, 1980)が提唱したアタッチメント理論は、Ainsworth に始まる発達心理学者による実証研究により、急速に発展した。現在では、アタッチメントは親子関係に関する代表的な理論・研究と言えよう。アタッチメントとは、(子どもに限らず) 個体が不安や危険を感じた時に、頼りになる誰かに接近し、それらを低減しようとする個体の傾性(遠藤, 2005)である。Ainsworth et.al(1978)の母子の分離再会場面における子どもの行動からアタッチメントを評価する SSP を用いた研究により、アタッチメントに

は個人差があることがわかっている。子どもは、不安や危険を感じた時、それに対して敏感に反応し、慰められる経験を積み重ねることにより、養育者は自分を慰めてくれる存在であると予測するようになり、子どもは安定型のアタッチメントを形成する。しかし、養育者が子どものアタッチメント欲求に対して、敏感に応じず、慰めを得られない経験を積み重ねると、子どもは養育者からは慰めを得られないという予測するようになり、不安定型のアタッチメントを形成するのである。不安定型のアタッチメントには二つのパターンがある。一つは、不安を感じた際に養育者からの慰めを求めているかのように振る舞うパターンで、これは回避型と呼ばれる。このパターンの行動は、アタッチメント欲求に対して拒否的な養育者にアタッチメント欲求を最小限にとどめることで、養育者を傍にとどめておこうとする方略をとっていると言われている。逆に、不安を感じた場合、養育者への慰めを求める同時に、慰めに抵抗を示すように振る舞うパターンがあり、これはアンビバレント型と呼ばれている。このパターンの行動は、アタッチメント欲求に対して一貫して応答しない養育者にアタッチメント欲求を最大限に表出することで養育者を傍にとどめておこうとする方略をとるとされている。これら3つのパターンは、養育者に対するアタッチメントとして組織化されたパターンとされており、それに加えて、Main&Solomon(1990)が発見したパターンに、無秩序・無方向型がある。これは、SSPにおける母子再会場面で、母親に接近したかと思えば、急に倒れこむといった行動がみられるパターンである。このパターンは養育者からの虐待や養育者自身の未解決の喪失と関連があり、また将来の精神病理や解離との関連(Carlson, 1998)が指摘されている。

アタッチメント研究における第一人者 Main は SSP で測定されたアタッチメントの個人差の要因について検討する中で、養育者のアタッチメント記憶にまつわる語り方と子どものアタッチメントパターンに関連があることに着目し、Adult Attachment Interview(以下、AAI)を作成した(Hesse,1999)。AAI では、アタッチメント経験の表象への接近の仕方をアタッチメントに対す

る心の状態(State of mind)として評価し、成人のアタッチメントパターンを分類している。アタッチメントに対して価値を示し、アタッチメントにまつわる肯定的な面、否定的な面の両側面について整合性を持って語る事が出来る場合、安定自律型に分類される。一方、自身のアタッチメントにまつわる経験について軽視したり、逆に理想化したりする語り方は、アタッチメント軽視型に分類され、アタッチメント対象やアタッチメントにまつわる経験について、怒りにとらわれたり、漫然とまとまりなく長々とした語り方は、とらわれ型と分類される。さらに、トラウマや喪失体験に言及した際に、亡くなった人をまるで生きているかのように語ったり、お葬式の状況をまるでその場にいるかのように詳細に語ったりする場合、未解決型と分類される。安定自律型の母親は、安定型の子どもを、アタッチメント軽視型の母親は回避型の子どもを、とらわれ型の子どもは、アンビバレント型の子どもを、未解決型の母親は、無秩序・無方向型の子どもを最も多くもつことが示されており(van IJzendoorn, 1995)、アタッチメントパターンの世代間伝達として知られている。養育者の AAI で測定されたアタッチメントと SSP で測定された子どものアタッチメントパターンの世代間伝達の媒介要因としては、養育者の感性(sensitivity)が挙げられている。子どもがアタッチメントを形成する際に、自身のアタッチメント欲求に対する養育者の応答性の違いがアタッチメントの個人差の要因となることがアタッチメント理論における説明であるが、メタ分析の結果、養育者のアタッチメントと子どものアタッチメントの結びつきには伝達ギャップがあり(van IJzendoorn,1995)、養育者の感性(sensitivity)以外の要因が子どものアタッチメントを方向付ける可能性が示唆されている。しかしながら、養育者の感性は、アタッチメントの世代間伝達の25%の分散を説明しており(van IJzendoorn,1995)アタッチメントの世代間伝達の要因として養育者の感性(sensitivity)は大きな役割の一つを果たしていることは間違いないだろう。そういった観点から、養育者支援において、子どものアタッチメント欲求に敏感に反応出来るような支援が注目され、現在では里親子支

援にも適用されている（例えば、Dozier,2005）。

Ⅲ. アタッチメントと(里)親子のマッチング

実親子の場合、通常、生後間もなくから親子の関係性が構築される。そのため、アタッチメント理論では、親子のアタッチメントパターンは一致することが想定されている。実際に、van IJzendoorn (1995) のメタ分析において、親子のアタッチメントパターンの一致率は 75%であった。親子のアタッチメントパターンがいずれも組織化されておりかつ一致している場合、親子の関係性はある意味において適応的である。例えば、自身のアタッチメント欲求を軽視するアタッチメント軽視型の母親は、子どものアタッチメント欲求を軽視することが考えられる。この場合、子どもはアタッチメント欲求を最小限にとどめることで、養育者を傍にとどめておくことができ、子どもがアタッチメント欲求を感じた時に、アタッチメント欲求を表出しないことで養育者からの拒絶を避け、養育者に近接するという目的が果たされることになる。しかし、アタッチメント軽視型の母親に対して、不安や危険を感じた際に養育者に慰めを求める安定型の行動を子どもが取った場合、養育者はその欲求を拒絶することになる。つまり、アタッチメント軽視型の養育者に対して、安定型の行動は適応的とは言えないのである。それらを鑑みると、親子のアタッチメントパターンが一致していることは、親子の関係性にのみ焦点を当てた場合、例え不安定型であったとしても、適応的な行動として肯定的な側面を持つと言えよう。しかしながら、アタッチメントが親子の関係性を超えて、自己観や他者観（「自分困った時に助けてもらえる存在か」「他者は自分が困った時に助けてくれる存在か」）を包含する内的作業モデル(Bowlby,1973)を発達させることを考えると、アタッチメントが安定していることが、生きていく上で有利であることは間違いない。さらに、未解決型と無秩序・無方向型の親子の場合、そのアタッチメントパターンが将来のリスク要因であることが示されている(Carlson, 1998)。未解決型と無秩序・無方向型の親子については、リスクがあるという想定をもつことは、支援者として必要であろう。

里子が委託された時、里子のアタッチメントパターンは、委託前の被養育経験に依存している。そのため、里親子のアタッチメントパターンが不一致である可能性が考えられる。アタッチメント軽視型の里親とアンビバレント型の組み合わせの場合、里子は最大方略を用いるため、里親はアタッチメント欲求をかんしゃくといった問題行動と捉える可能性がある。また、とらわれ型の里親と回避型の組み合わせの場合、里子は最小方略を用いるため、里親が(場合によっては、自分の都合に合わせて)里子のニーズに応答しようとした際に、里子に拒否されていると捉える可能性がある。これらは、里親が里子に対する養育困難感をもつ要因となるであろう。

Ⅳ. アタッチメント研究が示唆する里親支援

親子の関係性から始まったアタッチメント研究であるが、現在は里親子関係にその領域を拡大している。Dozier et. al(2001)は、平均して 7.7 ヶ月養育者のもとで過ごし、ネグレクトや養育者の薬物乱用などの理由で、里親委託となり、最低でも委託後 3 か月経過した子どもを対象に、里母子のアタッチメントパターン(子どもは 12-24 ヶ月時に SSP・里母は AAI を実施)を測定した。その結果、安定型—不安定型の二分類で検討した結果 72%の一致率であり、van IJzendoorn(1995)の生物学的な実親子の一致率 75%をわずかに下回るものの、高い一致率と言えるだろう。このことは、アタッチメントパターンの世代間伝達については、生物学的な基盤ではなく、(里)親子の養育—被養育経験と関連するといえよう。さらに、本研究では、安定自律型の里母が無秩序・無方向型の里子であり割合は、たった 21%であったのに対し、不安定型(本研究ではとらわれ型がいなかったため、不安定型はアタッチメント軽視型と未解決型である)の里母が無秩序・無方向型のアタッチメントパターンをもつ里子の割合は 62.5%であった。無秩序・無方向型の割合が 21%といのは、標準的なサンプルを参照した場合(van IJzendoorn, 1995)、決して多いとは言えない割合である。しかし、標準的なサンプルの場合、アタッチメント軽視型の親は、回避型の子どもの最も多くもつが、本研究の里母子においては、アタッ

チメント軽視型の里母は、最も多く無秩序・無方向型の里子をもっていた。アタッチメントの理論仮説に従えば子どものアタッチメント欲求に対して、拒絶するような応答をするアタッチメント軽視型の養育者との関係性を通して、子どもは不安定型であるあるものの回避型という組織化されたアタッチメントパターンを形成することが考えられる。しかし、本研究におけるサンプルでは、何らかの関係性の崩壊を経験したと推定される無秩序・無方向型の里子は、里母がアタッチメント軽視型であったとしても、将来のリスク要因となり得る無秩序・無方向型のアタッチメントを発達させてしまうということである。Dozier et al.(2001)の研究結果が示唆するのは、虐待といった関係性の崩壊した経験をもつ里子養育には、安定自律型の養育者が行うような敏感な応答性が必要であるということである。しかし、さらなる研究結果として Dozier et al.(2005)は、例え、安定自律型の里母であっても里子の行動に応酬する(in kind)する形で、回避型の行動を身につけている里子には、アタッチメント欲求を里親に向けていないと考えて、敏感な応答に失敗したり、アンビバレント型の行動を身につけている里子に対して怒りを向けて応答したりする傾向にあることを報告している。以上のことから、里親子の支援については、里親のアタッチメントパターンがどのようなものであれ、里子のアタッチメント欲求を捉え損なう可能性があることを念頭に入れることが必要と言えよう。また、Dozier et al.(2005)は、里親支援のための介入プログラムである The Attachment and Biobehavioral catch-Up を開発し、介入の結果、不安定型のアタッチメントパターンをもつ里母であっても、里子が安定したアタッチメントを形成できるよう養育ができることを示している。このことは、里親支援を検討する上で重要な示唆であろう。

以上のことから、里親支援に関してアタッチメント理論と研究が示唆するのは、里親のアタッチメントパターンに関わらず、里子のアタッチメント欲求に敏感に応答出来るように里親を支援することが里子の安定したアタッチメント形成に寄与するということである。

V・おわりに

アタッチメント理論と研究が見出してきた知見から、里親支援のあり方について検討してきた。ここで明らかになったのは、里親は自身のアタッチメントパターンにかかわらず、里子養育に困難感を持ちやすい可能性があるということと同時に、アタッチメントに焦点を当てた支援によって、里親のアタッチメントパターンにかかわらず、里子が安定したアタッチメントを形成できるような養育ができるという可能性である。

今後、わが国では里子委託が増えていくことは、国の方針をみても明らかである。里親委託は里親支援と対をなすものでなければ、里親委託に期待されている里子の安定した養育環境を提供することはできないことを強調し、そのあり方について今後引き続き検討していきたい。

引用文献

- Ainthworth, M. D. S., Blehar, M. C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Pattens of attachment: a psychological study of the strange situation*. Hillsdade, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- 新たな社会的養育のあり方に関する検討会 (2017)「新しい社会的養育ビジョン」
- Bowlby, J. (1969/1982). *Attachment and Loss: Vol.1. Attachment*. New York: Basic Books.
- Bowlby,J. (1973). *Attachment and Loss: Vol.2 Separation Anxiety and Anger*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1980). *Attachment and loss:Vol.3. Loss: Sadness and depression*. New York: Basic Books.
- Carlson, E,A.(1998). A perspective longitudinal study of attachment Disorganization/Disorientation, *Child Development*, 4, 1107-1128.
- Dozier.M.,Stovall,K.C., Albus.K.E., Mates. B. (2001) Attachment for infants in foster care: The role of caregiver state of mind, *Child Development*, 72(5), 1467-1477.
- Dozier, M., Lindheim, O., & Ackerman, J.P.

- (2005). Attachment and Biobehavioral Catch-Up, In L. J. Berlin, Y. Zir. Amaya-Jackson, & M. T. Greenberg. (Eds.) *Enhancing early attachment: Theory, research, intervention, and policy* (pp.178-194). New York: Guilford Press.
- 遠藤利彦 (2005) アタッチメント理論の基本的枠組み 数井みゆき, 遠藤利彦(編著) アタッチメント:生涯にわたる絆, ミネルヴァ書房, pp. 1-31.
- Hesse(1999).The Adult Attachment Interview. Historical and current perspectives. In J. Cassidy & P.R.Shaver(Eds.), *Handbook of attachment: Theory, research and clinical applications*. New York: Guilford.pp395-433.
- 堀場純矢(2018) 社会的養護の現実を踏まえた改革の課題 浅井春夫・黒田邦夫(編著) <施設養護か里親制度か>の対立軸を超えて, 明石書店, pp37-60.
- Main,M.& Solomon,J.(1990). Procedures for identifying infant as disorganized /disoriented during the Ainsworth strange situation. In M.T. Greenberg, D. Cicchetti, & E.M. Cummings (Eds.)*Attachment in the preschool years* (pp.161-182). Chicago: University of Chicago Press.
- Van IJzendoorn, M. H. (1995). Adult attachment representations, parental responsiveness and infant attachment: A meta-analysis on the predictive validity of the Adult attachment Interview. *Psychological Bulletin*, 117, 387-403.